

## 第10章 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定【まちづくり局】

被災建築物の応急危険度判定作業は、大規模地震により被災した建物の余震等による二次災害の防止を図るための判定を応急的に行うもので、主として市民の生活基盤となる居住用建物に対するものであるが、一方、行政としては防災拠点となる施設及び市民の生活上の安全確保を図る施設を重要建築物として位置付け、その利用上の安全確認を、すみやかに行わなければならない。

また、被災宅地危険度判定は、地震等により被災した宅地の擁壁等の被害状況を迅速に把握し、二次災害の発生を軽減・防止することで、住民の安全の確保を図るため行う。

### 第1節 被災建築物応急危険度判定

#### 1 神奈川県建築物震後対策推進協議会

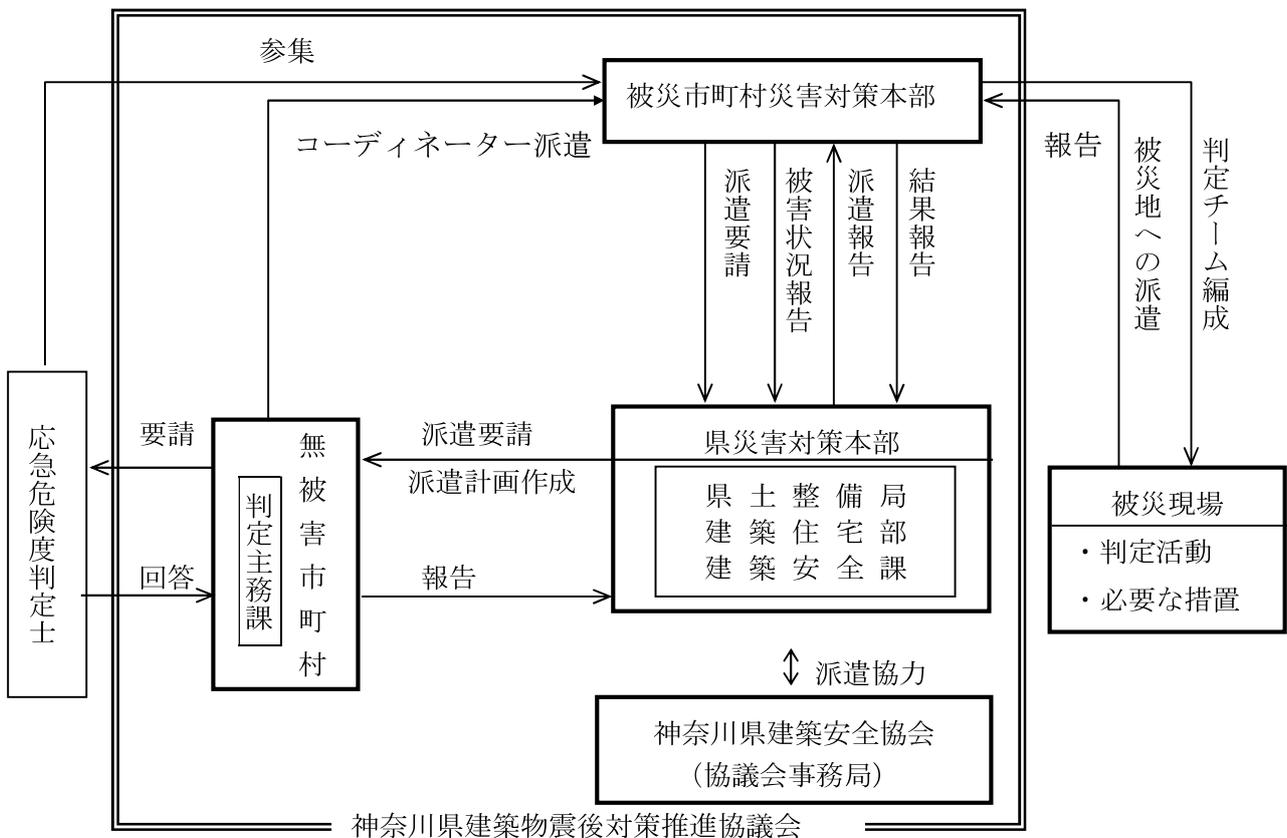
地震が発生した直後において、余震等による建物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するために行われる応急危険度判定制度について、神奈川県及び県下 33 市町村で構成する「神奈川県建築物震後対策推進協議会」において推進してきたところである。

今後も引き続き判定士の派遣応援体制の整備、模擬訓練の実施などの協力関係の強化を図るものとする。

#### 2 応急危険度判定活動体系図

被災建築物の応急危険度判定活動体制は、次のとおりとする。

応急危険度判定活動体系図



#### 3 コーディネーター

被災時に民間ボランティア、他都市行政職員等で構成される応急危険度判定士（以下、「判定士」という。）が迅速に活動できるように的確な指示を与える必要があるため、市職員の判定士がコー

ディネーターとなり、判定活動を行う判定士に指導支援を行う。なお、他都市行政職員がコーディネーターとなる場合がある。

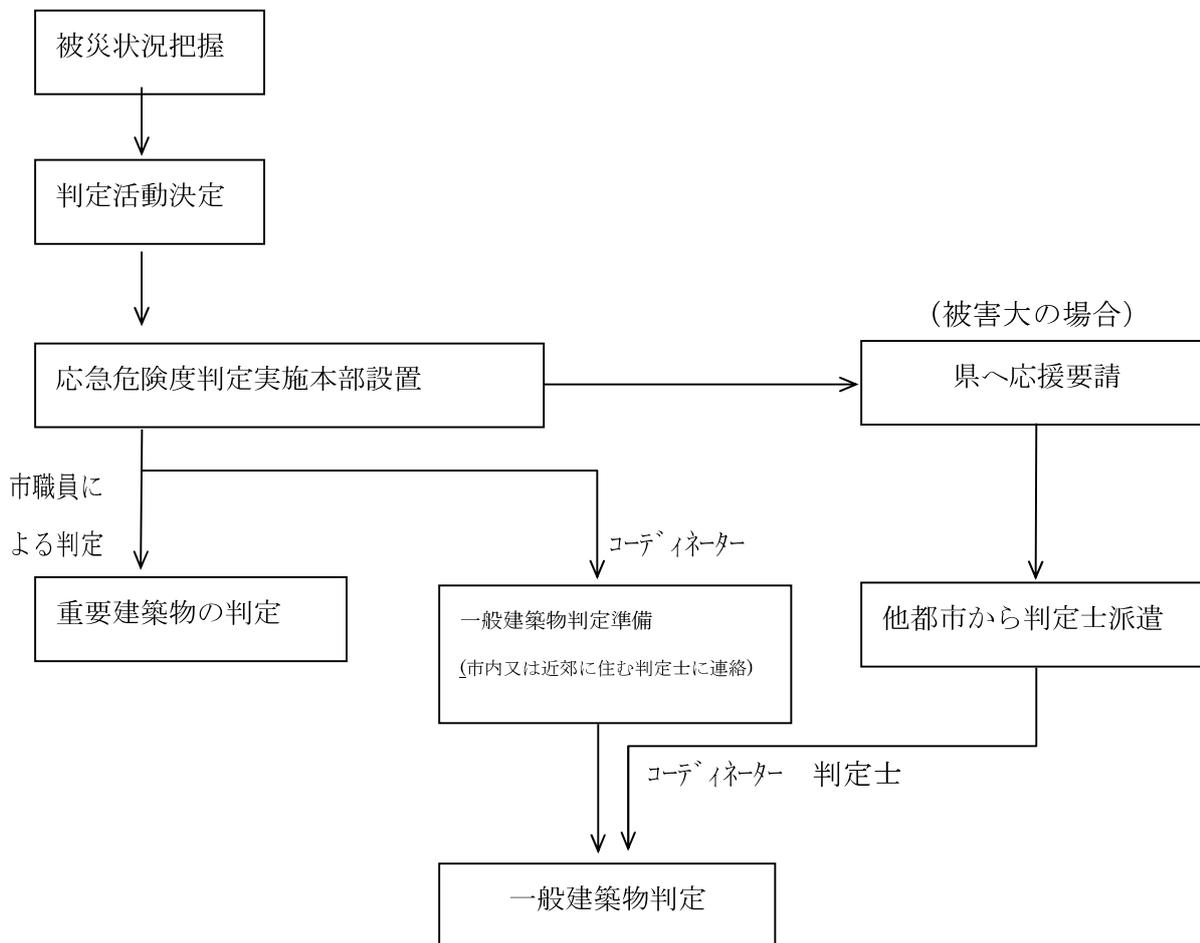
#### 4 市職員による判定活動

被災後、迅速に災害応急対策上重要な建築物の使用上の安全の確認を判定するため、コーディネーター以外の市職員の判定士が、あらかじめ定められた建築物の判定作業を行う。

#### 5 応急危険度判定活動

- (1) 災害対策本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、応急危険度判定実施本部と各判定拠点（別表1）が設置される。
- (2) 応急危険度判定実施本部は、「地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定」に基づき、状況に応じ、協定を締結した各団体を通じて市内又は近郊に住む判定士の参集要請を行う。
- (3) コーディネーターの指示により、一般建築物の判定を行う。

川崎市応急危険度判定活動フローチャート



#### 6 資機材等

判定士及びコーディネーターの判定活動用資機材を別表1のとおり各判定拠点に、別表2の資機材等を配置する。

別表1 応急危険度判定資機材の配置倉庫一覧

| 区名      | 判定拠点  | 倉庫名        | 所在地         |
|---------|-------|------------|-------------|
| 川崎区・幸区  | 川崎競輪場 | 川崎競輪場詰所109 | 川崎区富士見2-1-6 |
| 中原区     | 中原区役所 | 中原区役所備蓄倉庫  | 中原区小杉町3-245 |
| 高津区・宮前区 | 高津区役所 | 高津区役所内倉庫   | 高津区下作延2-8-1 |
| 多摩区     | 多摩区役所 | 多摩区役所内倉庫   | 多摩区登戸1775-1 |
| 麻生区     | 麻生区役所 | 麻生区役所内倉庫   | 麻生区万福寺1-5-1 |

別表2 応急危険度判定資機材等の一覧

| 種類  | 名称                                |
|-----|-----------------------------------|
| 機材類 | ナップザック、ヘルメット<br>下げ振り、クラックスケール、傾斜計 |
| 用紙類 | 調査表、判定標識、判定マップ、受付台帳、判定結果集計表       |

(資料編 地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定)

## 第2節 被災宅地危険度判定

地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害状況を迅速・的確に把握し、二次災害の発生を防止・軽減することを目的とする被災宅地危険度判定制度は、「神奈川県建築物震後対策推進協議会」において判定士の養成及び判定士の派遣応援体制の整備を図っているところである。

今後、判定資機材の確保対策等が必要となっており、引き続き制度の拡充を図る。

## 第 1 1 章 災害廃棄物等処理計画【環境局】

大規模な震災等の発生に伴う建物倒壊等被害からの災害廃棄物や避難所からのごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るためには、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

本計画は、災害廃棄物対策指針（環境省）、災害廃棄物処理計画（神奈川県）及び阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等における災害廃棄物等の処理に関する多くの教訓を踏まえ、本市の地域防災計画で想定される地震に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の三者の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するために策定する。

なお、廃棄物関連施設の耐震性や安全化等の取組については、第 2 部予防計画第 2 章第 6 節「廃棄物処理関連施設の安全対策」に別途定める。

また、風水害により発生した災害廃棄物は、地域防災計画（風水害対策編）を基本とし、必要に応じ本計画を準用するものとする。

### 第 1 節 計画の対象

本計画の対象とする災害廃棄物は、次の種類のものとする。また、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物と併せて、以下「災害廃棄物等」という。

| 種類           |          | 内容   |
|--------------|----------|--|
| 災害により発生する廃棄物 | 可燃物      | 繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物   |
|              | 不燃物      | 廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物                     |
|              | コンクリートがら | コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど  |
|              | 金属くず     | 鉄骨や鉄筋、アルミ材など   |
|              | 木くず      | 柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など   |
|              | 腐敗性廃棄物   | 昼や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など                             |
|              | 廃家電      | テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの                             |
|              | 廃自動車等    | 使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車   |
|              | 廃船舶      | 使用できなくなった船舶  |
|              | 有害廃棄物    | アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物        |
|              | その他処理困難物 | 消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど |

|                      |       |   |
|----------------------|-------|---|
|                      | 津波堆積物 | 海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの |
| 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物 | ごみ    | 普通ごみ（携帯トイレを含む）、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物<br>避難所から発生するごみ          |
|                      | し尿    | 仮設トイレからの汲み取りし尿及び処理に緊急を要するし尿等                              |

## 第2節 災害廃棄物等処理に係る組織体制

災害対策本部環境部の中に次の班を設置する。災害廃棄物等処理は地震発生等に伴い発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て臨時の体制を組織する。

また、被災状況により、川崎市業務継続計画に定める各班の職員参集率に満たない班が出た場合には、総務班の指示により、各班の配置人員の調整を行う。

なお、各班の統括は環境部長が行う。

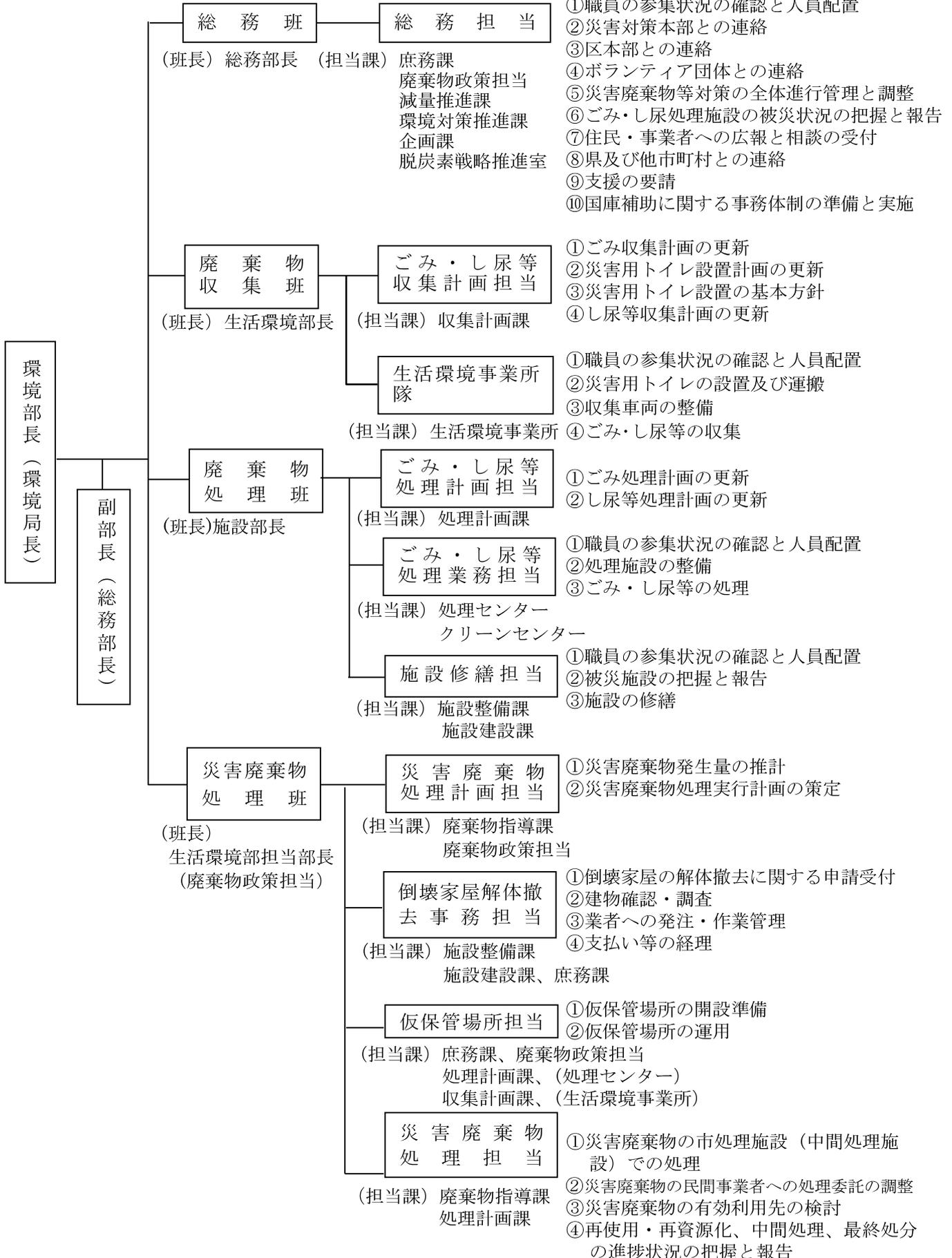
### 【組織図】



# 災害廃棄物等対策組織及び分担業務

(組織)

(分担業務)



### 第3節 災害廃棄物等の処理に係る基本方針

#### 1 処理の基本方針

##### (1) 計画的な処理

被災状況を踏まえ、計画的な処理体制を構築し、災害廃棄物等の処理を推進する。

##### (2) 生活環境の保全

災害廃棄物等の処理にあたっては、周辺環境に配慮し、公衆衛生の悪化を防止する。

##### (3) 再使用・再資源化の徹底

災害に伴い発生するがれき等の処理にあたっては、最終処分量を低減させるために、倒壊家屋解体現場における事前の荒選別、仮保管場所での分別など様々な手法を用いて再使用・再資源化に努める。

##### (4) 適切な情報発信

市民・事業者の混乱を招かないよう、平時（発災前）、発災後において災害廃棄物等の処理に関する情報を適切に発信する。

##### (5) 適正な保管・管理

災害廃棄物等の円滑な処理のため、仮保管場所を設置し、処理を行うまでの間、適正に保管・管理を行う。

#### 2 具体的な対応

次の対応により、基本方針の内容に適合した災害廃棄物等の処理を推進するものとする。

##### (1) 処理方法

自区内で計画的に処理・処分することを原則とする。ただし、被災状況等により自区内での処理が完結できないと判断した場合は、他都市、民間事業者を含め処理方法等について検討する。

##### (2) 収集・処理

###### ア ごみ

収集・処理体制について、臨機の対応を図るものとし、災害発生時における分別区分及び対応については、次のとおりとする。

###### (ア) 普通ごみ

住民の在宅している世帯から発生する普通ごみを収集する。

###### (イ) 避難所ごみ

避難所から排出されるごみを収集する。

###### (ロ) 粗大ごみ

地震発生等に伴い発生する粗大ごみの収集を優先するため、電話による通常の粗大ごみ収集申込みの受付は中止し、粗大ごみ収集・処理体制が安定した後、受付を開始する。

###### (エ) 資源物

普通ごみの収集を優先的に行うため、資源物の収集を中止し、収集・処理体制が安定した後、収集する。

###### (オ) 事業系一般廃棄物

事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。

###### (カ) その他

処理施設が稼動不能の場合は、一時保管や近隣都市への支援要請などの対策を講じる。

## イ 災害廃棄物

- (ア) 市の事業として解体撤去を行う場合の対象家屋は、個人所有の住宅及び中小事業者の事業所に限る。
- (イ) 市の事業として行う解体撤去は、市が民間事業者による解体撤去と仮保管場所または処理施設への運搬を発注する。
- (ウ) 災害廃棄物の再使用・再資源化を推進するため、排出・選別・保管については、「可燃物」、「不燃物」、「コンクリートがら」、「金属くず」、「木くず」、「腐敗性廃棄物」、「廃家電」、「廃自動車等」、「廃船舶」、「有害廃棄物」、「その他処理困難物」、「津波堆積物」の12区分に分別する。
- (エ) 災害廃棄物を再使用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管する仮保管場所を確保する。
- (オ) 市（環境局）は原則として災害廃棄物を収集しないが、発災後等においては状況に応じて臨時的に収集する。

## ウ し尿

収集・処理体制について、臨機の対応を図る。

- (ア) 避難所の災害用トイレから発生するし尿、緊急を要する一般世帯等からのし尿収集・処理を行う。
- (イ) し尿の収集・処理が安定するまでの間、浄化槽の清掃は一時的に中止する。
- (ウ) 機器破損及びクリーンセンター等での希釈処理が行えない場合は、下水処理場での一時貯留、直接処理などを検討する。
- (エ) 災害用トイレの設置等による収集業務の増大に対しては、近隣都市への支援要請等の対策を行う。

### (3) 災害用トイレの設置

- ア 災害用トイレの設置計画は、避難所の既設トイレの活用やし尿収集計画を踏まえ、廃棄物収集班が行う。
- イ 避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレは、避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置する。
- ウ 災害用トイレの維持管理については、ボランティアの協力や感染症を防ぐため防疫指導等が必要となるため、総務班を通じて関係局区へ対応を要請する。

### (4) 市民・事業者への情報発信

- ア 平時（発災前）において、ホームページ、リーフレット等により、廃棄物の分別方法等について情報発信を行う。
- イ 発災後において、リーフレット、貼り紙の掲出等の可能な手段で収集体制の変更、倒壊家屋の解体撤去について情報発信を行う。

### 3 業務の着手時期

各班の分担業務の着手時期を次のとおり示す。

| 初動期<br>(発災後 3 日以内)  | 応急期<br>(発災後 3 日～1 月以内)  | 復旧・復興期<br>(発災後 1 月以降)  |
|---|---|--|
| <b>【総務班】(庶・政・減)</b><br>○総務担当(庶・政・減) <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集状況の確認と人員配置</li> <li>・災害対策本部との連絡</li> <li>・区本部との連絡</li> <li>・ボランティア団体との連絡</li> <li>・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整</li> <li>・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告</li> <li>・住民・事業者への広報と相談の受付</li> <li>・県及び他市町村との連絡</li> <li>・支援の要請</li> </ul>   | <b>【総務班】(庶・政・減・対)</b><br>○総務担当(庶・政・減・対) <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整</li> <li>・住民・事業者への広報と相談の受付</li> <li>・国庫補助に関する事務体制の準備と実施</li> </ul>   | <b>【総務班】(庶・政・減・対)</b><br>○総務担当(庶・政・減・対)  |
| <b>【廃棄物収集班】(収・生)</b><br>○ごみ・し尿等収集計画担当(収) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集計画の更新</li> <li>・災害用トイレ設置計画の更新</li> <li>・災害用トイレ設置の基本方針</li> <li>・し尿等収集計画の更新</li> </ul> ○生活環境事業所隊(生) <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集状況の確認と人員配置</li> <li>・災害用トイレの設置及び運搬</li> <li>・収集車両の整備及び燃料の確保</li> <li>・ごみ・し尿等の収集</li> </ul>   | <b>【廃棄物収集班】(収・生)</b><br>○ごみ・し尿収集計画担当(収) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿収集計画の更新</li> </ul> ○生活環境事業所隊(生)  | <b>【廃棄物収集班】(収・生)</b><br>○ごみ・し尿収集計画担当(収) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿収集計画の更新</li> </ul> ○生活環境事業所隊(生)   |
| <b>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク)</b><br>○ごみ・し尿等処理計画担当(処) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿等処理計画の更新</li> </ul> ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集状況の確認と人員配置</li> <li>・処理施設の整備</li> <li>・ごみ・し尿等処理業務</li> </ul> ○施設修繕担当(整・建) <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集状況の確認と人員配置</li> <li>・被災施設の把握と報告</li> <li>・施設の修繕</li> </ul>                               | <b>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク)</b><br>○ごみ・し尿等処理計画担当(処) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿等処理計画の更新</li> </ul> ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の整備</li> <li>・ごみ・し尿等の処理</li> </ul> ○施設修繕担当(整・建) <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の修繕</li> </ul>   | <b>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク)</b><br>○ごみ・し尿等処理計画担当(処) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿等処理計画の更新</li> </ul> ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の整備</li> <li>・ごみ・し尿等の処理</li> </ul> ○施設修繕担当(整・建) <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の修繕</li> </ul>  |
| <b>【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建)</b><br>○災害廃棄物処理計画担当(政・指) <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定</li> </ul> ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶・建) <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集状況の確認と人員配置</li> </ul> ○仮保管場所担当(処) <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮保管場所の開設準備</li> </ul> ○災害廃棄物処理担当(指・処) <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の有効利用先の検討</li> </ul> | <b>【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建)</b><br>○災害廃棄物処理計画担当(政・指) <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定</li> </ul> ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶・建) <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付</li> <li>・建物確認・調査</li> <li>・業者への発注・作業管理</li> </ul> ○仮保管場所担当(処) <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮保管場所の開設準備</li> </ul> ○災害廃棄物処理担当(指・処) <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の有効利用先の検討</li> </ul> | <b>【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建)</b><br>○災害廃棄物処理計画担当(政・指) <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定</li> </ul> ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶・建) <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理</li> </ul> ○仮保管場所担当(処) <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮保管場所の運用</li> </ul> ○災害廃棄物処理担当(指・処) <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理</li> <li>・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整</li> <li>・災害廃棄物有効利用先の検討</li> <li>・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告</li> </ul> |

庶:庶務課、対:環境対策推進課、減:減量推進課、収:収集計画課、指:廃棄物指導課、

政:廃棄物政策担当、生:生活環境事業所、処:処理計画課、整:施設整備課、建:施設建設課、セ:処理センター、ク:クリーンセンター

#### 第4節 各班の主な業務

| 班        | 担当           | 業務内容   |
|----------|--------------|--|
| 総務班      | 総務担当         | ① 職員の参集状況の確認と人員配置<br>② 災害対策本部との連絡<br>③ 区本部との連絡<br>④ ボランティア団体との連絡<br>⑤ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整<br>⑥ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告<br>⑦ 住民・事業者への広報と相談の受付<br>⑧ 県及び他市町村との連絡<br>⑨ 支援の要請<br>⑩ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施 |
| 廃棄物収集班   | ごみ・し尿等収集計画担当 | ① ごみ収集計画の更新<br>② 災害用トイレ設置計画の更新<br>③ 災害用トイレ設置の基本方針<br>④ し尿等収集計画の更新  |
|          | 各区本部生活環境事業所隊 | ① 職員の参集状況の確認と人員配置<br>② 災害用トイレの設置及び運搬<br>③ 収集車両の整備及び燃料の確保<br>④ ごみ・し尿等の収集  |
| 廃棄物処理班   | ごみ・し尿等処理計画担当 | ① ごみ処理計画の更新<br>② し尿等処理計画の更新  |
|          | ごみ・し尿等処理業務担当 | ① 職員の参集状況の確認と人員配置<br>② 処理施設の整備<br>③ ごみ・し尿等の処理  |
|          | 施設修繕担当       | ① 職員の参集状況の確認と人員配置<br>② 被災施設の把握と報告<br>③ 施設の修繕   |
| 災害廃棄物処理班 | 災害廃棄物処理計画担当  | ① 災害廃棄物発生量の推計<br>② 災害廃棄物処理実行計画の策定  |
|          | 倒壊家屋撤去事務担当   | ① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付<br>② 建物確認・調査<br>③ 業者への発注・作業管理<br>④ 支払い等の経理   |
|          | 仮保管場所担当      | ① 仮保管場所の開設準備<br>② 仮保管場所の運用   |
|          | 災害廃棄物処理担当    | ① 災害廃棄物の市処理施設（中間処理施設）での処理<br>② 災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整<br>③ 災害廃棄物の有効利用先の検討<br>④ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把握と報告   |

## 資 料

### ○災害廃棄物発生量の推計

#### 1 家屋の倒壊状況の把握

災害対策本部から発表される家屋の全壊棟数及び焼失棟数について、総務班を通じて把握する。

#### 2 災害廃棄物発生量の推計

(1) 災害廃棄物発生量推計の基礎資料として、全壊・半壊棟数、焼失棟数及び津波による被害棟数を把握する。焼失棟数については、木造・非木造の棟数についても把握する。

被害棟数の想定（川崎市直下の地震） ※1 (棟)

|          |     | 川崎区    | 幸区     | 中原区    | 高津区    | 宮前区    | 多摩区    | 麻生区   | 全市      |
|----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|
| 全壊       |     | 8,403  | 4,899  | 7,487  | 6,386  | 3,252  | 1,992  | 1,442 | 33,862  |
| 半壊       |     | 11,707 | 6,445  | 9,417  | 8,901  | 7,667  | 6,778  | 5,786 | 56,700  |
| 床上浸水     |     | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     | 0       |
| 床下浸水     |     | 2      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     | 2       |
| 焼失<br>※2 | 木造  | 1,727  | 866    | 1,397  | 759    | 843    | 984    | 1,057 | 7,632   |
|          | 非木造 | 1,289  | 408    | 798    | 344    | 301    | 389    | 298   | 3,827   |
| 合計       |     | 23,127 | 12,618 | 19,099 | 16,389 | 12,062 | 10,143 | 8,583 | 102,022 |

※1 被害棟数は、川崎市地震被害想定調査報告書の平成22年と平成25年の被害想定調査を比較して区別・被害別に被害件数が多いものを使用（合計は四捨五入等端数計算処理の関係で合わない場合あり）

※2 焼失については、冬18時の数値を使用。平成25年調査の全建物棟数と上記の焼失以外の被害棟数の比から、焼失以外の被害と重複している棟数分について推定して算出し、平成26年作成環境省災害廃棄物対策指針の考え方により、焼失以外の被害の区分にて算出（調査報告の焼失棟数×1－焼失以外の被害棟数／全建物棟数）。また、木造・非木造の内訳は地震被害想定調査では数値が示されていないため、平成25年調査の全建物棟数の木造・非木造の比から算出

津波による被害棟数の想定（慶長型地震） ※3 (棟)

|          |  | 川崎区    | 幸区 | 中原区 | 高津区 | 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 | 全市     |
|----------|--|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 全壊       |  | 8      | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 8      |
| 半壊(床上浸水) |  | 10,025 | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 10,025 |
| (床下)浸水   |  | 4,606  | 11 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 4,617  |

※3 平成25年川崎市地震被害想定調査報告書より。当調査報告書では半壊と床上浸水を区分せずに半壊として計上

(2) 推計に用いる1棟当たりの災害廃棄物発生量（発生原単位）は、次の数値を使用する。

1棟当たりの災害廃棄物発生量（発生原単位） (t/棟)

|          | 全壊  | 半壊 | 床上浸水 | 床下浸水 | 焼失     |        |
|----------|-----|----|------|------|--------|--------|
|          |     |    |      |      | 木造     | 非木造    |
| 津波浸水地域以外 | 161 | 32 | -    | -    | 106.26 | 135.24 |
| 津波浸水地域   | 117 | 23 | 4.6  | 0.62 | 77.22  | 98.28  |

(平成26年作成環境省災害廃棄物対策指針の数値による)

(3) 推計に用いる災害廃棄物種類別の発生割合は、次の数値を使用する。

災害廃棄物種類別発生割合

|              | 津波浸水地域以外 |      |      | 津波浸水地域 |
|--------------|----------|------|------|--------|
|              | 火災焼失以外   | 火災焼失 |      |        |
|              |          | 木造   | 非木造  |        |
| 可燃物          | 8%       | 0.1% | 0.1% | 18%    |
| 不燃物          | 28%      | 65%  | 20%  | 18%    |
| コンクリート<br>がら | 58%      | 31%  | 76%  | 52%    |
| 金属           | 3%       | 4%   | 4%   | 6.6%   |
| 柱角材          | 3%       | 0%   | 0%   | 5.4%   |

(平成26年作成環境省災害廃棄物対策指針の数値による)

(4) 次の式により災害廃棄物発生量を推計する。

ア 災害廃棄物発生量 (t)

$$\begin{aligned}
 &= \text{発生原単位【全壊】} (t/\text{棟}) \times \text{全壊棟数} \\
 &+ \text{発生原単位【半壊】} (t/\text{棟}) \times \text{半壊棟数} \\
 &+ \text{発生原単位【木造焼失】} (t/\text{棟}) \times \text{木造焼失棟数} \\
 &+ \text{発生原単位【非木造焼失】} (t/\text{棟}) \times \text{非木造焼失棟数} \\
 &+ \text{発生原単位【床上浸水】} (t/\text{棟}) \times \text{床上浸水棟数} \\
 &+ \text{発生原単位【床下浸水】} (t/\text{棟}) \times \text{床下浸水棟数}
 \end{aligned}$$

イ 種類別災害廃棄物発生量 (t)

$$\begin{aligned}
 &= \text{火災焼失以外の災害廃棄物発生量} (t) \times \text{種類別発生割合} (\%) \\
 &+ \text{火災焼失による災害廃棄物発生量} (t) \times \text{種類別発生割合} (\%)
 \end{aligned}$$

被害想定 of 災害廃棄物推計発生量 (川崎市直下の地震)

( t )

|              | 川崎区       | 幸区        | 中原区       | 高津区       | 宮前区     | 多摩区     | 麻生区     | 全市        |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 可燃物          | 138,558   | 79,746    | 120,796   | 105,165   | 61,643  | 43,166  | 33,538  | 582,612   |
| 不燃物          | 637,823   | 349,451   | 539,940   | 429,338   | 281,636 | 229,005 | 197,909 | 2,665,102 |
| コンクリート<br>がら | 1,191,281 | 647,579   | 1,001,977 | 821,840   | 504,633 | 384,190 | 307,498 | 4,858,998 |
| 金属           | 66,136    | 35,739    | 55,457    | 44,473    | 28,276  | 22,414  | 18,624  | 271,119   |
| 柱角材          | 51,825    | 29,849    | 45,203    | 39,389    | 23,067  | 16,128  | 12,519  | 217,980   |
| 合計           | 2,085,623 | 1,142,364 | 1,763,373 | 1,440,205 | 899,255 | 694,903 | 570,088 | 8,595,811 |

津波による被害想定 of 推計発生量 (慶長型地震) ※4

( t )

|              | 川崎区    | 幸区 | 中原区 | 高津区 | 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 | 全市     |
|--------------|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 可燃物          | 8,983  | 1  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 8,984  |
| 不燃物          | 8,983  | 1  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 8,984  |
| コンクリート<br>がら | 25,951 | 4  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 25,955 |
| 金属           | 3,294  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 3,294  |
| 柱角材          | 2,695  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 2,695  |
| 合計           | 49,907 | 7  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 49,914 |

※4 合計は四捨五入等端数計算処理の関係で合わない場合あり。平成 25 年川崎市地震被害想定調査報告書では半壊と床上浸水を区分していないため、この発生原単位については全て床上浸水のものを使用

## ○災害時における石綿含有廃棄物の処理

### 1 石綿含有廃棄物の発生量の予測

災害時における石綿含有廃棄物発生量は、石綿が非木造建物に多く使われていることを考慮し、次の算出方法によることとする。

●算出式：(鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造大破棟数+0.5×鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造中破棟数)×1棟あたり平均床面積×発生原単位×石綿含有率5重量%

区別の石綿含有廃棄物推定発生量は、次の表のとおりとなる

### ・区別石綿含有廃棄物推定発生量

川崎直下型の地震被害想定による推計発生量

(t)

|     | 鉄筋コンクリート造<br>石綿含有廃棄物<br>推定発生量 | 鉄骨造・軽量鉄骨造<br>石綿含有廃棄物<br>推定発生量 | 合 計    |
|-----|-------------------------------|-------------------------------|--------|
| 川崎区 | 17,347                        | 27,423                        | 44,770 |
| 幸 区 | 7,387                         | 7,345                         | 14,732 |
| 中原区 | 7,540                         | 6,728                         | 14,268 |
| 高津区 | 5,522                         | 3,896                         | 9,418  |
| 宮前区 | 3,546                         | 1,823                         | 5,369  |
| 多摩区 | 2,133                         | 1,591                         | 3,724  |
| 麻生区 | 1,851                         | 1,199                         | 3,050  |
| 全 市 | 45,326                        | 50,005                        | 95,331 |

元禄型関東地震被害想定による推計発生量

(t)

|     | 鉄筋コンクリート造<br>石綿含有廃棄物<br>推定発生量 | 鉄骨造・軽量鉄骨造<br>石綿含有廃棄物<br>推定発生量 | 合 計    |
|-----|-------------------------------|-------------------------------|--------|
| 川崎区 | 14,643                        | 24,622                        | 39,265 |
| 幸 区 | 1,944                         | 2,456                         | 4,400  |
| 中原区 | 2,370                         | 2,486                         | 4,856  |
| 高津区 | 1,613                         | 1,295                         | 2,908  |
| 宮前区 | 1,927                         | 944                           | 2,871  |
| 多摩区 | 668                           | 548                           | 1,216  |
| 麻生区 | 845                           | 618                           | 1,463  |
| 全 市 | 24,010                        | 32,969                        | 56,979 |

※鉄筋コンクリート造及び鉄骨造・軽量鉄骨造の災害廃棄物発生量は、川崎市地震被害想定調査報告「元禄型関東地震被害想定」の数値に基づく。

○ごみ発生量の推計

1 家庭系普通ごみ

(1) 発生量推計式

ア 総発生量

一日発生量＝避難所からのごみ発生量＋在宅世帯からのごみ発生量

イ 避難所からのごみ発生量

一日発生量＝発生原単位×当該期間の避難住民数×1.71倍（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より抜粋）

ウ 在宅世帯からのごみ発生量

一日発生量＝（総人口－避難所人口）×発生原単位

(2) 原単位等の設定

ア り災者の発生原単位 538 g

- ・平成28年度実績の全市平均とし、在宅世帯と同量を見込む。
- ・事業系一般廃棄物・家庭系粗大ごみを除く

イ り災者数（川崎市地震被害想定調査報告書のうち「川崎市直下の地震」・18時による被害想定） (人)

|      | 川崎区    | 幸区     | 中原区    | 高津区    | 宮前区    | 多摩区    | 麻生区    | 合計      |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| り災者数 | 96,514 | 79,063 | 88,544 | 77,473 | 59,337 | 46,310 | 34,482 | 481,723 |

ウ 避難所生活者数（川崎市地震被害想定調査報告書のうち「川崎市直下の地震」・冬18時による被害想定） (人)

|          |       | 川崎区    | 幸区     | 中原区    | 高津区    | 宮前区    | 多摩区    | 麻生区    | 合計      |
|----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 川崎市直下の地震 | 1～3日後 | 67,689 | 56,363 | 65,467 | 58,457 | 50,719 | 33,575 | 28,806 | 36,1077 |
|          | 10日後  | 59,970 | 54,131 | 45,088 | 40,872 | 43,133 | 13,281 | 10,156 | 26,6632 |
|          | 28日後  | 36,127 | 30,616 | 31,293 | 24,423 | 16,577 | 13,281 | 10,156 | 16,2472 |

## (3) 推計発生量 (1日あたり)

(t)

|      |            | 川崎区 | 幸区  | 中原区 | 高津区 | 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 | 合計  |
|------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総発生量 | 発生～0.5 か月  | 144 | 107 | 153 | 138 | 137 | 123 | 100 | 902 |
|      | 0.5～1.5 か月 | 137 | 101 | 148 | 133 | 130 | 122 | 99  | 870 |
|      | 1.5～2.5 か月 | 137 | 101 | 148 | 133 | 130 | 122 | 99  | 870 |
|      | 2.5～3.5 か月 | 137 | 101 | 148 | 133 | 130 | 122 | 99  | 870 |
| 避難所帯 | 発生～0.5 か月  | 48  | 42  | 40  | 35  | 32  | 15  | 12  | 224 |
|      | 0.5～1.5 か月 | 33  | 28  | 29  | 22  | 15  | 12  | 9   | 148 |
|      | 1.5～2.5 か月 | 33  | 28  | 29  | 22  | 15  | 12  | 9   | 148 |
|      | 2.5～3.5 か月 | 33  | 28  | 29  | 22  | 15  | 12  | 9   | 148 |
| 在宅世帯 | 発生～0.5 か月  | 95  | 64  | 113 | 104 | 105 | 108 | 88  | 677 |
|      | 0.5～1.5 か月 | 104 | 72  | 119 | 111 | 114 | 109 | 90  | 719 |
|      | 1.5～2.5 か月 | 104 | 72  | 119 | 111 | 114 | 109 | 90  | 719 |
|      | 2.5～3.5 か月 | 104 | 72  | 119 | 111 | 114 | 109 | 90  | 719 |

## 2 粗大ごみ

### (1) 発生量推計式

一日発生量＝通常分（平成 28 年度粗大ごみ実績量÷年間日数）＋増加分（通常分×5.5（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より抜粋）×当該期間の一日あたりの粗大ごみ増加分の排出率）

#### ア 粗大ごみ増加分

通常分×5.5 倍とする。（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より）

#### イ 一日あたりの粗大ごみ増加分の排出率

| 排 出 時 期   | 地震発生～<br>0.5 か月 | 0.5～<br>1.5 か月 | 1.5～<br>2.5 か月 | 2.5～<br>3.5 か月 |
|-----------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 一日あたりの排出率 | 97%             | 114%           | 60%            | 23%            |

### (2) 粗大ごみ推計発生量

(t)

| 種 別   |                    | 川崎区  | 幸区   | 中原区  | 高津区  | 宮前区  | 多摩区  | 麻生区  | 合計    |
|-------|--------------------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 通常分   |                    | 3.8  | 3.0  | 4.8  | 4.0  | 3.9  | 3.5  | 2.9  | 25.9  |
| 増加分   | 発生～<br>0.5 か月      | 20.3 | 16.0 | 25.6 | 21.3 | 20.8 | 18.7 | 15.5 | 138.2 |
|       | 0.5～<br>1.5 か月     | 23.8 | 18.8 | 30.1 | 25.1 | 24.5 | 21.9 | 18.2 | 162.4 |
|       | 1.5～<br>2.5 か月     | 12.5 | 9.9  | 15.8 | 13.2 | 12.9 | 11.6 | 9.6  | 85.5  |
|       | 2.5～<br>3.5 か月     | 4.8  | 3.8  | 6.1  | 5.1  | 4.9  | 4.4  | 3.7  | 32.8  |
| 一日発生量 | 発生～<br>0.5 か月      | 24.1 | 19.0 | 30.4 | 25.3 | 24.7 | 22.2 | 18.4 | 164.1 |
|       | 0.5～<br>1.5 か<br>月 | 27.6 | 21.8 | 34.9 | 29.1 | 28.4 | 25.4 | 21.1 | 188.3 |
|       | 1.5～<br>2.5 か月     | 16.3 | 12.9 | 20.5 | 17.2 | 16.8 | 15.1 | 12.5 | 111.4 |
|       | 2.5～<br>3.5 か月     | 8.6  | 6.8  | 10.9 | 9.1  | 8.8  | 7.9  | 6.6  | 58.7  |

### 3 事業系一般廃棄物

#### (1) 推計発生量

##### ア 発生原単位の設定

事業系一般廃棄物の発生原単位 約 327 t / 日

- ・平成 27 年度実績 (119,547 t) ÷ 日数 (366 日) ≒ 327 t
- ・災害廃棄物を除く

##### イ 推計発生量 (1 日あたり)

事業系一般廃棄物の推計発生量 約 193 t / 日

- ・一日発生量 = 発生原単位 - (発生原単位 × (被害棟数 ÷ 総棟数))
- ・193t / 日 ≒ 327 - (327 t × (102,017 棟 ÷ 249,368 棟))

|                      | 川崎区    | 幸区    | 中原区   | 高津区   | 宮前区   | 多摩区   | 麻生区   | 合計     |
|----------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 事業所総数                | 11,278 | 4,777 | 7,285 | 6,146 | 4,368 | 5,077 | 3,685 | 42,616 |
| 事業系一般廃棄物発生量 (案分) (t) | 51     | 21    | 33    | 28    | 20    | 23    | 17    | 193    |

※事業所総数出典：平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果 事業所数及び従業者数

※被害棟数は、川崎市地震被害想定調査報告書の平成 22 年と平成 25 年の被害想定調査を比較して区別・被害別に被害件数が多いものを使用

## ○し尿発生量の推計

### 1 基礎数値

- ・基礎資料として、避難所の収容人数を把握する。
- ・し尿収集対象人口（おむつ使用者及び簡易トイレ使用者を除く）  
し尿人口
- ・発生原単位  
1人1日 1.5Lとする。（平成28年4月内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」より）

### 2 発生量推計式

- ・避難所からのし尿発生量推計式  
一日発生量＝〔発生原単位〕×〔避難人口〕部地震想
- ・災害用トイレからのし尿発生推計量 〔発生原単位〕×〔トイレ基数〕×60（1基あたり使用人数）
- ・携帯トイレ発生推計量  
〔発生原単位〕×〔避難人口〕－〔災害用トイレからのし尿発生推計量〕

（人）

|            | 川崎区    | 幸区     | 中原区    | 高津区    | 宮前区    | 多摩区    | 麻生区    | 合計      |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 避難人口       | 55,318 | 38,215 | 59,692 | 46,519 | 31,828 | 20,307 | 15,841 | 267,720 |
| 仮設トイレ組立式人口 | 50,500 | 34,886 | 54,493 | 42,467 | 29,056 | 18,538 | 14,461 | 244,401 |
| 簡易トイレ等人口   | 4,818  | 3,329  | 5,199  | 4,052  | 2,772  | 1,769  | 1,380  | 23,319  |

### ・対象人口の推移率

| 日数      | 推移率  | 避難者数（人） |
|---------|------|---------|
| 発災～4日目  | 100% | 267,720 |
| 5日目     | 98%  | 262,366 |
| 6日目     | 95%  | 254,334 |
| 7～9日目   | 90%  | 240,948 |
| 10～19日目 | 80%  | 214,176 |
| 20～29日目 | 65%  | 174,018 |

※平成8年1月神戸市「阪神・淡路大震災—神戸市の記録1995年—」を参考に推計

### 3 推計発生量

(地震発生～1か月)

#### (1) 仮設トイレ組立式し尿推計発生量

(kL)

|             | 川崎区  | 幸区   | 中原区  | 高津区  | 宮前区  | 多摩区  | 麻生区  | 合計<br>(日)    | 合計<br>(延べ) |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|--------------|------------|
| 発災日         | 31.7 | 21.9 | 34.2 | 26.6 | 18.2 | 11.6 | 9.0  | <b>153.2</b> | 153.2      |
| 2日目         | 43.9 | 30.3 | 47.4 | 36.9 | 25.3 | 16.1 | 12.6 | <b>212.5</b> | 365.7      |
| 3日目         | 56.2 | 38.8 | 60.6 | 47.3 | 32.3 | 20.6 | 16.1 | <b>271.9</b> | 637.6      |
| 4日目         | 56.2 | 38.8 | 60.6 | 47.3 | 32.3 | 20.6 | 16.1 | <b>271.9</b> | 909.5      |
| 5日目         | 56.2 | 38.8 | 60.6 | 47.3 | 32.3 | 20.6 | 16.1 | <b>271.9</b> | 1181.4     |
| 6日目         | 56.2 | 38.8 | 60.6 | 47.3 | 32.3 | 20.6 | 16.1 | <b>271.9</b> | 1453.3     |
| 7～9<br>日目   | 52.6 | 36.3 | 56.8 | 44.2 | 30.3 | 19.3 | 15.0 | <b>254.5</b> | 2216.8     |
| 10～19<br>日目 | 45.0 | 31.1 | 48.6 | 37.9 | 25.9 | 16.5 | 12.8 | <b>217.8</b> | 4394.8     |
| 20～29<br>日目 | 39.3 | 27.2 | 42.5 | 33.1 | 22.6 | 14.4 | 11.2 | <b>190.3</b> | 6297.8     |

※初動対応時の運搬・設置にかかる日数を考慮した。

#### (2) 携帯トイレ(ごみ)推計発生量

|             | 川崎区  | 幸区   | 中原区  | 高津区  | 宮前区  | 多摩区  | 麻生区  | 合計<br>(日)    | 合計<br>(延べ) |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|--------------|------------|
| 発災日         | 44.9 | 31.0 | 48.5 | 37.8 | 25.8 | 16.5 | 12.8 | <b>217.3</b> | 217.3      |
| 2日目         | 32.6 | 22.5 | 35.3 | 27.5 | 18.8 | 12.0 | 9.3  | <b>158.0</b> | 375.3      |
| 3日目         | 20.4 | 14.1 | 22.0 | 17.1 | 11.7 | 7.5  | 5.8  | <b>98.6</b>  | 473.9      |
| 4日目         | 20.4 | 14.1 | 22.0 | 17.1 | 11.7 | 7.5  | 5.8  | <b>98.6</b>  | 572.5      |
| 5日目         | 18.8 | 13.0 | 20.3 | 15.8 | 10.8 | 6.9  | 5.4  | <b>91.0</b>  | 663.5      |
| 6日目         | 16.4 | 11.3 | 17.8 | 13.8 | 9.4  | 6.0  | 4.7  | <b>79.4</b>  | 742.9      |
| 7～9<br>日目   | 16.0 | 11.1 | 17.3 | 13.5 | 9.2  | 5.9  | 4.6  | <b>77.6</b>  | 975.7      |
| 10～19<br>日目 | 15.7 | 10.9 | 17.0 | 13.2 | 9.0  | 5.8  | 4.5  | <b>76.1</b>  | 1736.7     |
| 20～29<br>日目 | 9.5  | 6.6  | 10.4 | 8.0  | 5.5  | 3.5  | 2.7  | <b>46.2</b>  | 2198.7     |

(t)

※仮設トイレ組立式人口に含まれる人口の一部も避難所等の既存便座を活用し携帯トイレを使用する想定である。

## ○災害廃棄物処理可能量推計

被災時に本市焼却処理施設が被災し、処理能力が不足した場合には、必要となる補完処理能力を検討する。

### 1 要災害廃棄物処理能力

#### (1) 焼却が必要となる災害廃棄物の量

廃棄物量 582,567 t

#### (2) 処理に要する期間（災害廃棄物の処理が完了するまでの期間）

3つの区分（1年、2年、3年）を仮定

#### (3) 要災害廃棄物処理能力の算出

1年：582,567t ÷ 365日 = 1,597 t/日

2年：582,567t ÷ 730日 = 799 t/日

3年：582,567t ÷ 1,095日 = 533 t/日

### 2 補完が必要となる焼却処理能力

#### (1) 処理施設の処理能力

各施設稼働時の処理能力を次に示す

浮島処理センター : 597t/日（一般廃棄物 498t/日、災害廃棄物 99t/日）

橘処理センター : 470t/日（一般廃棄物 392t/日、災害廃棄物 78t/日）

王禅寺処理センター : 344t/日（一般廃棄物 287t/日、災害廃棄物 57t/日）

※一般廃棄物については、過去の実績処理量等を引用し、一般廃棄物の最大20%を災害廃棄物の処理に充てるものと仮定

#### (2) 算出パターン

本市焼却処理施設である3処理施設の被災有無により想定されるパターンは8つあるため、それぞれについて検討

処理施設の被災有無による検討パターン

| 検討パターン | 浮島処理センター | 橘処理センター | 王禅寺処理センター |
|--------|----------|---------|-----------|
| 1      | 稼働       | 稼働      | 稼働        |
| 2      | 稼働       | 稼働      | 被災        |
| 3      | 稼働       | 被災      | 稼働        |
| 4      | 被災       | 稼働      | 稼働        |
| 5      | 稼働       | 被災      | 被災        |
| 6      | 被災       | 稼働      | 被災        |
| 7      | 被災       | 被災      | 稼働        |
| 8      | 被災       | 被災      | 被災        |

1 : 3処理施設とも稼働

2 : 王禅寺処理センターが被災し、他の2処理施設で処理

3 : 橘処理センターが被災し、他の2処理施設で処理

4 : 浮島処理センターが被災し、他の2処理施設で処理

5 : 橘・王禅寺処理センターが被災し、浮島処理センターのみで処理

6 : 浮島・王禅寺処理センターが被災し、橘処理センターのみで処理

7 : 浮島・橘処理センターが被災し、王禅寺処理センターのみで処理

8 : 3処理施設とも被災

(3) 補完が必要となる焼却処理能力

本市焼却処理施設の被災パターン毎に、処理に要する期間が1年、2年、3年の場合の、焼却処理施設の不足する処理能力を次の表に示す。

不足する処理能力

(t/日)

| 検討パターン | 処理能力<br>合計 | 災害時に必要となる処理能力 |     |     | 不足する処理能力 ※ |     |     |
|--------|------------|---------------|-----|-----|------------|-----|-----|
|        |            | 1年            | 2年  | 3年  | 1年         | 2年  | 3年  |
| 1      | 234        | 1,597         | 799 | 533 | 1,363      | 565 | 299 |
| 2      | 177        |               |     |     | 1,420      | 622 | 356 |
| 3      | 156        |               |     |     | 1,441      | 643 | 377 |
| 4      | 135        |               |     |     | 1,462      | 664 | 398 |
| 5      | 99         |               |     |     | 1,498      | 700 | 434 |
| 6      | 78         |               |     |     | 1,519      | 721 | 455 |
| 7      | 57         |               |     |     | 1,540      | 742 | 476 |
| 8      | 0          |               |     |     | 1,597      | 799 | 533 |

※不足する処理能力：要災害廃棄物処理能力－処理能力合計

3 市の処理施設で処理出来ない場合、能力が不足する場合

市の処理が不可能な場合や能力が不足する場合には、仮設処理施設の設置等により処理能力の補完を検討する。また、他自治体又は民間事業者へ処理協力を要請する。

## 第12章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】

### 第1節 防疫対策

#### 1 防疫体制の確立

健康福祉部は、震災に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関と緊密な情報交換を行い、区本部と連携して防疫体制の確立を図る。

#### 2 感染症発生状況等の調査及び健康診断

(1) 区本部は、避難所を重点とした被災住民の健康調査を実施する。調査の結果、必要に応じて、医師への受診を勧奨するほか、健康診断を実施する。

(2) 健康福祉部は、市内医療機関等の関係機関からの情報把握に努める。

#### 3 感染症のまん延防止対策

感染症が発生した場合には、健康福祉部と区本部が連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき積極的疫学調査を実施する。

また、患者等に対する適切な医療の提供を行い、感染症のまん延防止に努める。

災害時の衛生状態の悪化を防止し、被災場所等における感染症の発生、拡大及びまん延を防止する必要がある場合は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会に対し、協定に基づく防疫活動の実施を要請する。

#### 4 消毒の実施

(1) 区本部は、避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じて消毒の指導を実施する。

(2) 健康福祉部は、薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。

#### 5 ねずみ族、昆虫等の駆除

(1) 区本部は、避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じてねずみ族、昆虫等の駆除の指導を実施する。

(2) 健康福祉部は、薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。

また、噴霧器等の器材についても、点検整備を行い不足分を補充し適切な場所に配置する。

#### 6 臨時予防接種の実施

感染症予防上必要と認めるときは、健康福祉部、区本部、医療関係団体等が連携し、ワクチン確保等を迅速に行い、適切な時期に予防接種を行う。

#### 7 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者の収容による衛生状況の悪化が予想されるため、区本部は感染症発生予防の観点から施設管理者等の協力を得て防疫指導を実施する。

#### 8 その他

健康福祉部は、国、県、他自治体や関係機関との連絡調整を図りながら、区本部と支援や応援要請に関する調整を行う。

(資料編 災害時の防疫活動に係る協力に関する協定書)

## 第2節 環境・食品衛生対策等

### 1 食品衛生対策

健康福祉部及び区本部は、食中毒の発生及び拡大を防止するために、病院や避難所等の衛生指導を実施する。

### 2 環境衛生対策

(1) 健康福祉部は、国、県、他自治体や関係団体等との連絡調整を図りながら、環境衛生対策を総括し、区本部と支援や応援要請に関する調整を行う。

(2) 区本部は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて衛生指導を行う。

### 3 生活用水等の確保

区本部は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図る。

### 4 災害時の動物救護対策

市は、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救援活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努める。

#### (1) 川崎市動物救援本部の設置

健康福祉部は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部（以下「市動物救援本部」という。）を設置する。

災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。

また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。

#### (2) 動物救護センター等の設置

健康福祉部は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。

また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。

- ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療
- ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談
- ・ 被災動物の健康相談等

#### (3) 避難所における動物の同行避難

動物がいることで飼い主が避難所への避難を躊躇することのないよう、原則として同行避難を受け入れるものとする。なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難所にて調整する。

健康福祉部及び区本部は、平時から避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行うものとする。

#### (4) 避難所における動物の適正飼養

健康福祉部及び区本部は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。

区本部は、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼

養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。

(5) 逸走した犬の捕獲収容

健康福祉部は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。

(6) 特定動物対策

健康福祉部は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。

特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。

(資料編 災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱)

(資料編 川崎市災害用井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱)

(資料編 災害時の動物救援活動に関する協定書)

(資料編 災害時における動物の救援活動の協働実施に関する協定書)

### 第3節 保健衛生対策【健康福祉局、区】

#### 1 被災者の健康管理

(1) 保健医療調整本部は、被災者の健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）に関するニーズ等の情報の集約、整理及び分析を行うとともに、市内の健康管理にかかる指揮及び派遣されて支援に当たるチーム等に関する必要な調整を行う。

(2) 区本部の医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

また、区内の被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の収集、整理及び分析を行うとともに、保健医療調整本部へ情報を提供する。

並びに、区に派遣されて支援に当たるチームの指揮及び避難所等への派遣調整等必要な調整を行う。

(3) 市または保健医療調整本部は、国、県、他自治体、関係機関等と堅密に情報連携するとともに、被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、市は、災害対策本部健康福祉部が窓口となり、災害対策基本法、相互応援協定等により国・県・他自治体等に職員等の派遣要請を行う。

(4) 保健医療調整本部は、集約した情報を基に、食料調達の関係部局と連携しつつ、食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めるものとする。

#### 2 精神保健（メンタルケア）対策

災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、保健医療調整本部でDPATの受け入れ調整を行い、各地域みまもり支援センター等において、DPAT、医療機関及び関係機関とともに精神保健医療活動を行う。なお、精神保健医療活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。

(資料編 21 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)

## 第13章 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い【危機管理本部、健康福祉局

### 建設緑政局、消防局、区、陸上自衛隊第31普通科連隊、 海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】

災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の捜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理するものとする。

#### 第1節 行方不明者・遺体の捜索

##### 1 行方不明者・遺体の捜索

災害による行方不明者の捜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとする。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の捜索については、原則として災害発生から10日以内に完了させなければならない。なお、11日目以降も行方不明者の捜索を行う必要があるときは、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

- (1) 延長の期間
- (2) 期間の延長を必要とする地域
- (3) 期間を延長する理由
- (4) その他必要な事項

##### 2 遺体の発見

災害現場において遺体を発見若しくは取り扱った者は、直ちに所轄の警察署及び直近の警察官にその旨を通報するよう周知する。

#### 第2節 遺体の取扱い【危機管理本部、区、県警察、健康福祉局】

##### 1 遺体安置所

###### (1) 施設の指定

遺体安置所は、次の場所を指定する。なお、必要に応じて、他の施設等を確保する。

| 名 称              | 所 在 地        |
|------------------|--------------|
| 川崎市スポーツ・文化総合センター | 川崎区富士見1-1-4  |
| 幸スポーツセンター        | 幸区戸手本町1-11-3 |
| 石川記念武道館          | 幸区下平間357     |
| とどろきアリーナ         | 中原区等々力1-3    |
| 高津スポーツセンター       | 高津区二子3-15-1  |
| 高津高等学校体育館        | 高津区久本3-11-1  |
| 宮前スポーツセンター       | 宮前区犬蔵1-10-3  |
| 多摩スポーツセンター       | 多摩区菅北浦4-12-5 |
| 麻生スポーツセンター       | 麻生区上麻生3-6-1  |

## (2) 開設・運営

ア 災害対策本部は、被害状況等から必要と認める場合、多数の遺体が発生することに備え、警察及び関係局区と協議の上、原則として被害の大きな区及び近隣区に遺体安置所の開設を要請する。

イ 要請を受けた区は、関係機関の協力の下、遺体安置所を開設・運営し、遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を実施する。

## (3) 遺体安置所への職員の配置等【危機管理本部、関係局室区】

災害対策本部は、区が遺体安置所を円滑に開設・運営するため、関係局室区から職員の派遣を要請する。

## 2 衛生対策

区長は、遺体取扱いに際し、感染症対策に努め、遺体の保管にあたっては衛生的な保管に努める。

## 3 資器材等の調達

区長は、健康福祉局長及び警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布及び検視・調査及び検案に必要な資器材等を調達・確保する。

## 4 遺体の検視・調査等

警察は、医師に立会いを求めて、遺体の検視・調査等を行う。

## 5 遺体の検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により臨場した医師が行う。

## 6 遺体の処理

### (1) 遺体の処置等

遺体の識別及び人道上的見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、番号、氏名等記載の死体票を棺に貼付する。所持金品は、ビニール袋等に詰めて袋に番号を記載し、死体と共に保管して紛失防止に努め、鑑別資料とする。

### (2) 身元の確認

検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体については、警察、歯科医師会等の関係機関及び、町内会・自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

### (3) 身元が明らかになった遺体の引渡し等

区長は、警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。なお、外国人の遺体については、警察が領事館へ通報する。

### (4) 身元不明遺体の取扱い

区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、後日の識別に備え、遺体の検視・調査等で得た遺体及び所持品の写真、人相・着衣・特徴等の記録並びに遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理する。なお、外国人の身元不明遺体については、警察が推定される国籍の領事館へ事情を説明し、参考通報する。

### (5) 広報

死亡者及び身元不明者等の発表については、警察等の関係機関と連携・協議をし、統一的に行うものとする。

### (6) 遺体の処理期間

災害の発生から原則として10日以内に実施するものとする。なお、11日目以降も遺体の処理を行う必要があるときは、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

- ア 延長の期間
- イ 期間の延長を必要とする地域
- ウ 期間を延長する理由
- エ その他必要な事項

#### 7 遺族への対応

区長は、遺族等に対する窓口を開設し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの説明等を行う。

#### 8 応援要請

市長は、関係団体及び業者に対し、遺体の安置、保存、搬送について協力を求めるものとする。

(資料編 川崎市と川崎葬祭具協働組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書)

### 第3節 火葬【健康福祉局保健医療政策課、建設緑政局霊園事務所】

遺族が火葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない遺体に対して、検視・検案等必要な処理を済ませたうえで、早急に火葬を実施する。焼骨の収蔵は、火葬後特に必要な場合にのみ実施する。

#### 1 火葬の実施場所

火葬の実施場所は、次の場所とする。

| 名 称      | 所 在 地        | 炉基数 | 火葬能力    |
|----------|--------------|-----|---------|
| かわさき南部斎苑 | 川崎区夜光3-2-7   | 12基 | 60体(1日) |
| かわさき北部斎苑 | 高津区下作延6-18-1 | 16基 | 80体(1日) |

#### 2 火葬の内容

火葬の内容は応急的に処理する程度のものとし、次の内容とする。

- ア 棺（付属品を含む）
- イ 骨つば及び骨箱

#### 3 焼骨の収蔵

焼骨の収蔵は次の場所とする。

| 名 称               | 所 在 地      |
|-------------------|------------|
| 緑ヶ丘霊堂<br>(緑ヶ丘霊園内) | 高津区上作延33番地 |

#### 4 火葬の実施期間

災害発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。なお、11日目以降も遺体の火葬を行う必要があるときは、期間内(10日以内)に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間を延長する理由

エ その他必要な事項

#### 5 応援要請

市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、県に広域火葬を要請する。また、近隣自治体に対し、火葬について協力を求めるものとする。

## 第14章 文教対策【教育委員会、こども未来局】

災害時における児童・生徒等の安全確保に係る応急対策、文教施設の保全、並びに教育施設及び児童・生徒等の被災による通常教育が困難な場合、文教施設の応急復旧、応急教育の実施等の文教対策を行う事項について定めるものとする。また、学校ごとに、地域特性等に合わせた学校防災計画（マニュアル）を策定し、より効果的な対応に努めるものとする。

### 第1節 学校施設の応急対策【教育委員会】

校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、教育施設・設備について次により措置を図るものとする。

#### 1 事前措置

- (1) 校長は、学校の施設及び消防設備の定期点検を実施する。
- (2) 校長は、可燃物を適切に管理し、冷暖房・調理用器具の定期点検を実施する。
- (3) 校長は、施設内備品等の転倒・落下防止措置を実施する。
- (4) 校長は、プール・貯水槽への貯水をできる限り実施する。

#### 2 応急措置

- (1) 校長は、被害状況等をすみやかに把握し、教育長に報告するものとする。
- (2) 教育長は被害状況等について、市長に報告する。
- (3) 教育長は、教育施設班を組織して、被災校の現地調査を行い、事態に即応した応急復旧計画を策定する。

### 第2節 児童・生徒の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法【教育委員会】

災害の発生若しくは発生のおそれがあり、授業等の実施が困難な場合、校長は教育長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは校長の判断により、次の措置をとるものとする。

#### 1 児童・生徒の措置

- (1) 校長は、児童・生徒等が在校中に、川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合は、小学校、特別支援学校においては、すべての児童・生徒を保護者に直接引き渡すことを原則とする。また、中学校、高等学校ではあらかじめ保護者と合意した方法により下校させる。

保護者以外の者への引き渡し、震度5弱以下の場合の下校方法、大規模停電等の地震以外の予期しない災害が発生した場合の下校方法については、各学校が保護者や地域の状況を踏まえてこれを定め、あらかじめ保護者と合意した方法で行う。

津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すといった対応を行う。

- (2) 校長は、児童・生徒が学校にいるときに、大規模な地震が発生した場合は、学校の立地を踏まえて津波の発生や校庭の液状化等を警戒した適切な避難措置を講じる。また、被害の状況によっては、区本部等と緊密な連絡のもとに、児童・生徒を避難所等に教職員が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 教育長は、被災校の実態を把握し、被災児童・生徒数にしたがって学校施設の管理に基づく収容対策を講ずる。

(4) 教育長及び校長は、学校において児童・生徒を一時保護する場合に必要な食料や生活必需品等の備蓄に努めるものとする。

## 2 臨時休業の措置

(1) 川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合は、発生した日の翌日を全市一斉に臨時休業とする。ただし、発生した時刻が始業時刻前であった場合は、発生した当日についても臨時休業とするが、登校中に発生し、学校へ避難してきた児童・生徒は、校内に受け入れ安全確保を図る。

(2) 発生した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とする。なお、休日明けの平日が授業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の児童・生徒の活動をすべて中止とする。

(3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童・生徒の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更などの措置が必要な場合は、校長が適切な措置を講じる。

(4) 学校の判断と異なる保護者の判断が示された場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、保護者の判断を尊重しつつ適切な措置を講じる。

## 3 応急教育の実施

(1) 校長は、教職員及び教材等の確保を行い、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。

(2) 校長は、被災の実情、復旧期間を勘案して、状況に応じた教育活動を実施する。

## 第3節 わくわくプラザにおける措置【こども未来局】

わくわくプラザの管理下において災害等が発生した場合、管理者は保護者等の迎えがあるまで責任を持って利用児童を保護するなど、利用児童の安全確保を最優先に対応する。

- 1 あらかじめ学校と協議し定めた学校内の安全な場所に利用児童を避難誘導する。
- 2 利用児童の所在確認及び安否確認を行う。
- 3 あらかじめ利用児童の保護者が合意した連絡方法により、保護者に利用児童の引取りを依頼する。
- 4 管理者は、保護者等による引取りまで、利用児童を保護する。
- 5 利用児童の安全な保護のために必要な防災用品を備えるよう努めるものとする。

## 第4節 勤務時間外における教職員体制【教育委員会】

教職員（非常勤職員を除く）は、勤務時間外に、川崎市内のいずれかの地域に震度6弱以上の地震が発生した場合は、学校が定めた防災体制に基づき、可能な通勤手段を講じて自動参集する。また、それ以外の災害時についても児童・生徒の安否確認や施設設備の安全確認に必要な職員体制をあらかじめ定めておく。

## 第5節 学用品等の調達・支給【教育委員会】

- 1 住家の倒壊、焼失、浸水等により被害を受け、教材・学用品をそう失又はき損した児童・生徒に対し、その調達及び給与について次のとおり定めるものとする。
  - (1) 教育長は、被災した児童・生徒について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得るなどして調達する。
  - (2) 学用品の給与については、災害救助法に定める限度額を基準に教育長が支給する。
- 2 学校施設の管理運営に必要な物品等は、復旧計画とあわせて処理する。

## 第6節 学校給食の対応【教育委員会】

- 1 校長又は学校給食センター長は、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- 2 校長又は学校給食センター長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとる。
  - (1) 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
  - (2) 給食用物資の入手が困難な場合
  - (3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合
  - (4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
- 3 教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧計画をたてて、学校給食衛生管理基準等に照らし、特に衛生管理に留意し、正常な学校給食の実施に努める。

## 第7節 教育施設の応急対策【教育委員会】

施設管理者は、災害発生時における施設の管理及び利用者の安全確保について、次の措置を実施する。

- 1 施設主催の事業又は利用者による事業を中止し、人命等の安全確保を図る。
- 2 消防計画に基づく自衛消防組織を運用し、応急活動を実施する。
- 3 施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、速やかに適切な指示と避難誘導を行う。

## 第8節 文化財の保護【教育委員会】

所有者及び管理者は、災害発生時における文化財の保護及び見学者等の安全確保について、次の措置を実施する。

- 1 所有者又は管理者は、直ちに消防機関への通報及び教育長へ被災状況の報告を行うとともに、実施可能な措置を行う。
- 2 教育長は、前項による報告を受けた時は、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置を関係局の応援を得て行うものとする。

## 第15章 応急住宅対策【まちづくり局】

災害救助法に基づき、市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与を実施する。

また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供する。

### 第1節 被災した住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

#### 1 対象者

原則として以下の要件を満たす者

- (1) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度（準半壊）の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- (2) 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度（大規模半壊）に住家が半壊した者

なお、応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から1か月を超えると見込まれる者であること。

#### 2 修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所であること。

#### 3 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了すること。

なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6か月以内とすること。

#### 4 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、合成樹脂シートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。

（資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書（全国木造建設事業協会））

（資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建設業協会））

（資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建築士事務所協会））

（資料編 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（神奈川県電気工事工業組合））

### 第2節 障害物の除去【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

#### 1 対象者

原則として以下の要件を満たす者（世帯）

- (1) 災害のため半壊、半焼又は床上浸水の住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物の除去をすることができない者
- (2) 障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者

## 2 除去の範囲

居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要欠くことができない場所を対象とし、緊急に障害物の除去を行うことが適切な箇所などとする。

## 3 期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了すること。

(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書（全国木造建設事業協会）)

(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建設業協会）)

(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建築士事務所協会）)

### 第 3 節 応急仮設住宅の供与【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】

民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）及び建設した応急仮設住宅（建設型応急住宅）の被災者への供与を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

#### 1 建設型応急住宅

##### (1) 対象者

原則として以下の要件を満たす者

- ア 住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
- イ 応急修理及び障害物の除去の適用を受けない者

##### (2) 住宅仕様

神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、仕様を定める。

##### (3) 建設用地

建設用地の候補となる公有地等を取りまとめた応急仮設住宅建設候補地データベースを定期的に更新・見直すとともに、関係部局間でその情報を共有する。

また、建設用地を選定するにあたっては、原則として、応急仮設住宅建設候補地データベースの中から適当な用地を選定することとし、必要に応じて、その他の公有地、私有地も確保する。

##### (4) 供与期間

建築工事完了後、2 年以内とする。

##### (5) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。

##### (6) 大規模災害時の神奈川県域全体での公平・迅速な供与

神奈川県の広域調整の下で、「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、建設型応急住宅を供与する。

- (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (プレハブ建築協会))
- (資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (全国木造建設事業協会))
- (資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書 (日本木造住宅産業協会神奈川支部))
- (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建設業協会))
- (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建築士事務所協会))
- (資料編 災害時における応急対策を行うための協定書 (川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会))
- (資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))
- (資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 (神奈川建設重機協同組合))
- (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (日本ムービングハウス協会))

## 2 賃貸型応急住宅

### (1) 対象者

建設型応急住宅と同じ。ただし、応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から1カ月を超えると見込まれる者であること。

### (2) 借上げ条件

神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。

### (3) 供与期間

賃貸借契約による。(最長2年間の定期借家契約)

なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6カ月以内とすること。

(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (神奈川県宅地建物取引業協会))

(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (全日本不動産協会神奈川県本部))

(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (全国賃貸住宅経営者協会連合会))

## 第4節 一時的居住先としての公営住宅等の活用【まちづくり局市営住宅管理課】

災害救助法の適用にならない災害が発生した場合に、避難所の許容量及び被災者の状況等により、一時的居住先として公営住宅等を提供する。

### 1 一時的居住を要する者

災害のため住家が居住不能になり、当該住家が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者。

### 2 認定方法

区長が認定し、罹災証明書を交付する。

### 3 供与

使用可能な市営住宅の空家を提供する。

供与にあたっては、高齢者、障害者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は原則として3か月間とし、やむを得ない場合に限り延長するものとする。

(資料編 災害による市営住宅の一時使用に関する要綱)

## 第16章 公共施設等の応急対策【建設緑政局、まちづくり局、上下水道局、港湾局、区】

震災により公共施設等が被害を受けた場合、その施設管理者は公共性を配慮し、次により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

### 第1節 土木施設の応急対策【建設緑政局、区道路公園センター】

震災時における道路、橋りょう、河川等の被害に対し、応急復旧対策に万全を期し、避難・消火・救援対策のための交通の確保を図るものとする。

#### 1 道路

(第4部第3章第1節 道路の啓開活動 参照)

#### 2 橋りょう

(第4部第3章第1節 道路の啓開活動 参照)

#### 3 河川

震災により、堤防や護岸の損壊等被害が発生した場合又は震災と集中豪雨・台風が重なった場合には、浸水・氾濫等の被害が懸念されるため、気象情報・水位監視等の状況把握に努め、水門の開閉等、流水量の適切な調節を行うなど二次災害の発生防止のための応急対策を実施するものとする。

#### 4 応急対策の実施

道路・河川の応急対策は、次により実施するものとする。なお、震災時に発生する浸水・氾濫等の被害については、「川崎市地域防災計画（風水害対策編）」を準用し対策を図るものとする。

- (1) 区長は、道路・河川の被害状況について、災害の種類、発生日時、場所及び規模等を具体的かつ速やかに収集し、市長に報告するものとする。
- (2) 応急対策の実施は、区道路公園センターが所管して行う。
- (3) 被害が広域に及ぶ場合は、協定を締結する川崎建設業協会及び神奈川県建設重機協同組合と区道路公園センターが合同の作業班を編成し、応急対策の実施にあたるものとする。

#### 5 資機材の整備、備蓄

道路・河川の応急対策の実施に必要な資機材等は、次により調達、整備を図るものとする。

- (1) フレコン、砕石、木材、合材等の資材は、区道路公園センターにおいて備蓄する。
- (2) 水防用資機材を河川近隣の水防倉庫において備蓄する。

### 第2節 建築物等応急対策【まちづくり局、関係局】

災害による建築物等の損傷箇所に対して応急的な修繕を行い、その建築物等の機能回復を図るとともに、機能回復が不可能な建築物等については、応急的な施設を建設する。

#### 1 市有建築物の応急修繕

市営住宅を除く市有建築物のうち、災害により損傷を受けたものについて応急的な修繕を行う。

##### (1) 実施の方法

被害の状況を確認した後、修繕順位を定めた計画を作成し、必要最小限度の修繕を行う。

- (2) 次の応急修繕は、施設管理者の依頼に基づきまちづくり局長が公共施設対策班に所管させ行うものとする。

ア 市有建築物（市営住宅を除く。）の修繕

イ 市有建築物に属する電気、機械、通信施設等の修繕

## 2 市営住宅の応急修繕

被災した市営住宅の応急修繕については、次により実施するものとする。

### (1) 対象

市営住宅のうち災害により損傷を受けた住宅で日常生活に必要不可欠な部分

### (2) 修繕の期間

災害発生の日から原則として1箇月以内に修繕を完了する。

### (3) 実施の方法

被害の状況を確認した後、修繕順位を定めた計画を作成し、平常時の修繕工事の方法に準じ必要最小限度の修繕を行う。

### (4) 市営住宅の応急修繕は、市営住宅管理課の所管とする。

## 3 仮設事務所等の建設

### (1) 対象

災害により甚大な損傷をうけ、応急修繕を施してもその建築物の機能の回復を図ることができない市有建築物（市営住宅を除く。）で、市長が当該施設の機能上、特に緊急を要すると認めた場合は、仮設事務所等を建設する。

### (2) 建設の時期

市長の指示による。

### (3) 構造、規模

施設規模や附帯設備等は必要最小限度にとどめる。また、緊急を要するため、建設が容易なプレハブ式構造とする。

### (4) 建設場所

市長の指示により、決定するものとする。

### (5) 仮設事務所等の建設は、まちづくり局長が公共施設対策班に所管させ行うものとする。

ア 市有建物（市営住宅を除く）に係る仮設事務所等の建設に関すること

イ 仮設事務所等に属する電気、機械、通信施設工事に関すること

## 4 建設資機材等の確保

応急仮設事務所建設資機材及び労務は、プレハブハウス業界、川崎建設業協会、川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会及び神奈川建設重機協同組合を通じて確保する。

## 第3節 上水道・工業用水道施設応急対策【上下水道局】

災害が発生した場合、上水道・工業用水道施設の機能を維持するため、迅速かつ的確な応急対策を次により実施するものとする。

### 1 応急対策

被害調査の結果、送・配水機能が維持されている場合は、上水道・工業用水道の漏水等に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り送・配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間に復旧するものとする。

#### (1) 人員の配備

災害発生と同時に動員を行い、災害の規模、場所等を確認し、状況に応じた人員の配備を行う。

#### (2) 通信連絡

有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡に防災行政無線設備を使用し、情報の収集、伝達を行うものとする。

### (3) 被害調査

災害発生と同時に、下記の順位で上水道・工業用水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を決定するものとする。

- ア 取水、導水、浄水施設及び配水池・配水塔並びに周辺管路
- イ 送水管、配水本管及び主要配水支管
- ウ 配水支管、給水装置

### (4) 応急復旧

応急復旧活動は、市長の指示に従い、川崎建設業協会及び川崎市管工事業協同組合の協力を得て作業にあたるものとする。

#### ア 取水・導水・浄水施設

各施設とも壊滅的な被害を受けるとは考えられないが、施設に被害が発生した場合は、被害状況を把握し、二次災害防止に努めるとともに、各上水道施設の能力を極力維持するため、総力をあげて復旧するものとする。また、工業用水道施設については、その重要度に従い応急復旧を行う。

#### イ 送・配水施設

被害調査により、通水可能な管路を確認し、各浄水場の状況、配水池及び調整池容量等を考慮しながら送・配水管路網の弁類を操作して配水系統の変更を行い、できる限りの給水に努める。上水道については、各配水池及び応急給水拠点までの管路を最優先とし、避難所、病院等重要施設への供給ルート等、その重要度に従い応急復旧を行うものとする。また、工業用水道については、配水管等その重要度に従い応急復旧を行うものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのない範囲の漏水は、副次的なものとして、逐次復旧していくものとする。

#### ウ 給水装置

給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水に支障を及ぼすもの、道路上の漏水で二次災害の発生するおそれのあるもの等、その重要度に従い応急復旧を行う。

## 2 復旧用機器及び資材

応急復旧作業用機器等は日頃から整備を図るものとし、復旧用資材については、常時これを大量に貯蔵しておくことは困難なため、配管用資材を除くその他の資材（セメント、鉄筋、ケーブル等）は、川崎建設業協会等の協力により調達するものとする。

## 3 応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの応急対策又は応急復旧の対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請する。

## 第4節 下水道施設応急対策【上下水道局】

下水道施設に被害が発生した場合、次の応急対策により、下水道機能を迅速に復旧するよう努める。

### 1 初動体制

#### (1) 情報の収集

迅速な情報収集により、施設の被災状況、周辺状況を把握する。また、局内及び外部関係機関

との連絡体制を確立する。

(2) 被害調査及び報告

施設内の被災状況の全容を、緊急点検によりの確に把握し、当該関連施設の被災状況について局内で情報を共有するとともに災害対策本部長に報告し、適切な応急処置を実施する。

(3) 応急処置

施設、設備の被災状況調査結果に基づき、施設内の安全対策を図り、機能維持に必要な回復処置を施す。

2 応急処置及び復旧資機材の確保

各施設で応急処置及び復旧に必要な資機材の管理を行うとともに、施設間で融通できる体制を整える。

3 関連・関係団体との連携

応急復旧で必要となる資機材、要員等については、川崎建設業協会、排水設備業者、機器メーカー、資機材納入業者等の関連、関係団体等との協力を得て作業に当たる。

4 非常用ポンプ

非常用ポンプとして可搬式自吸水ポンプを保管する。

ポンプ仕様

保管場所

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 馬力     | 32 p s ディーゼルエンジン         |
| ポンプの口径 | 150mm                    |
| 揚水量    | 2.8m <sup>3</sup> /m i n |
| 揚程     | 22m                      |
| ホースの長さ | 吸込側 10m 出口側 150m         |

上下水道局等々力水処理センター

5 応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの応急対策又は応急復旧の対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請する。

(資料編 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール)

(資料編 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール)

(資料編 災害時における下水道管きよの応急復旧対策の協力に関する協定 (川崎市環境整備事業協同組合))

(資料編 災害時等における災害復旧業務に関する協定書 (全国上下水道コンサルタント協会))

(資料編 川崎市・日本下水道事業団災害支援協定 (日本下水道管路管理業協会))

(資料編 災害時における復旧支援協力に関する協定書 (日本下水道事業団))

## 第5節 港湾施設応急対策【港湾局】

震災時における救援物資等の受入施設及び復旧時の資機材搬入施設として、公共ふ頭の荷さばき施設及び係留施設を中核的な基地として、円滑な海上輸送を確保するため、次の措置を行う。

- 1 荷さばき施設及び臨港道路の被災状況を調査し、災害対策本部及び国土交通省に報告するとともに、被害が生じた場合は、関係機関の協力を得て応急復旧措置を実施する。また、港湾荷役関係者等の協力を得て、作業可能な集積ヤードを確保する。

- 2 港湾区域における障害物の発生状況や係留施設の被災状況を調査し、災害対策本部及び国土交通省に報告する。また、港湾区域に障害物が発生した場合や係留施設等に亀裂・陥没等の被害が生じた場合は、関係機関の協力を得て、応急復旧措置を実施する。
- 3 海底トンネル施設の被災状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、被害が生じた場合は、関係機関の協力を得て応急復旧措置を実施する。
- 4 船舶に関する措置を次により行うものとする。
  - (1) 接岸スペースを確保するため、公共ふ頭に停泊中の船舶を離岸させる。
  - (2) 港湾局所属の船舶により海上の状況、在港船舶の状況を調査するとともに、必要な場合は海上保安部に対し、入港船舶の交通規制措置を要請する。
- 5 港湾区域内において、油流出事故等の海上災害が発生した場合には、港湾局所属の船舶等により被災状況を調査し、災害対策本部及び海上保安庁等関係機関に報告するとともに、川崎管内排出油等防除協議会等の協力を得て、応急復旧措置を実施する。
- 6 護岸の損傷、倒壊の状況及びそれによる港湾区域への影響を港湾局所属の船舶等により調査し、災害対策本部、国土交通省及び海上保安庁に報告する。

(資料編 災害時の緊急対策業務に関する協定 (日本埋立浚渫協会関東支部))

## 第17章 災害救助法【危機管理本部】

### 第1節 災害救助法に基づく救助の実施等

#### 1 救助実施市としての救助の実施等

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市（平成31年4月1日指定）として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助を行う。

#### 2 災害救助法の適用

市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。

(参考) これまでの適用事例（救助実施市に指定されて以降に限る。）

| 年月日            | 種別                 | 適用時期・場所          | 適用基準 |
|----------------|--------------------|------------------|------|
| 令和元年10月12日～13日 | 風水害<br>(令和元年東日本台風) | 令和元年10月12日23時・全区 | 4号   |

### 第2節 災害救助法の適用基準

災害救助法第2条に基づく本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

#### 1 住家等への被害が生じた場合

- (1) ア 市内において、150世帯以上の住家が滅失したこと。  
イ 市内の区のいずれかにおいて、100世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみ適用する。
- (2) 上記の(1)に達しないが、神奈川県下において、2,500世帯以上が滅失し、かつ、市内において75世帯以上又は市内の区のいずれかにおいて、50世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。
- (3) 神奈川県下において、12,000世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内の各区における被害世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

#### 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

#### 3 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある場合において、内閣府に災害対策本部が設置され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき。

### 第3節 被害程度の認定基準

#### 1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

なお、全壊（焼）、流失世帯は滅失世帯とする。

##### (1) 全壊（焼）、流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。

##### (2) 半壊（焼）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。

##### (3) 床上浸水

前記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水が床上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

#### 2 世帯及び住家の単位

##### (1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

##### (2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

### 第4節 大規模な災害における神奈川県等との連携等

市は、市域及び市域以外の市町村の区域に渡る大規模な災害が発生した場合は、市の備蓄や市独自の協定等を活用した迅速な救助を行うとともに、神奈川県が定める資源配分計画に基づく連絡調整のもと、神奈川県及び他の救助実施市と連携しながら、円滑かつ迅速に救助を行う。

### 第5節 救助の内容

#### 1 救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等

##### (1) 救助の種類

- ① 避難所、応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産

- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 福祉サービスの提供
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索
- ⑪ 死体の処理
- ⑫ 障害物の除去

(2) 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間、弁償並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、川崎市告示に定める基準による。

ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。

(資料編 救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用)

2 応急救助の実施方法等

救助の具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

| 救 助 の 種 類        | 川 崎 市 地 域 防 災 計 画 に よ る 計 画 名                    |
|------------------|--|
| 避難所の供与           | 第4部 第6章 避難対策                                     |
| 応急仮設住宅の供与        | 第4部 第15章 応急住宅対策                                  |
| 食品の給与            | 第4部 第9章 物資等の供給                                   |
| 飲料水の供給           | 第4部 第9章 物資等の供給                                   |
| 生活必需品の給与         | 第4部 第9章 物資等の供給                                   |
| 医療及び助産           | 第4部 第4章 医療救護・福祉対応                                |
| 被災者の救出           | 第4部 第4章 医療救護・福祉対応<br>第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い |
| <u>福祉サービスの提供</u> | <u>第4部 第4章 医療救護・福祉対応</u>                         |
| 被災した住宅の応急修理      | 第4部 第15章 応急住宅対策                                  |
| 学用品の給与           | 第4部 第14章 文教対策                                    |
| 埋葬               | 第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い                      |
| 死体の搜索及び処理        | 第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い                      |
| 障害物の除去           | 第4部 第15章 応急住宅対策                                  |

第6節 従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等

市長は、真に必要なやむを得ないと認めるときは、災害救助法の規定に基づき、医師等の特定の者を

救助に関する業務に従事させ、若しくは被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させ、又は特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の保管を命じ、若しくは物資を収容し、必要な人員、物資、施設の確保に努め、救助を実施する。

(資料編 災害救助基準)

## 第 5 部 復旧計画・復興体制

## 第1章 民生安定のための緊急措置【危機管理本部、健康福祉局、財政局、

### まちづくり局、こども未来局、経済労働局、区、関係局】

災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。このため、防災関係機関等と協力し混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。

なお、市は、必要に応じて庁内システム等も活用し、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の状況に応じ、関係団体と連携して必要な支援を実施する体制を確保する。

また、発災時に被災者への支援を迅速に行うため、平時から被災者支援制度の情報の把握・整理などに努めるとともに、職員研修等を通じて被災者支援に関する職員の制度の理解や事務の習熟を図る。

### 第1節 相談窓口の開設【関係局、区】

市は、必要に応じて、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施する。

- 1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努める。
- 2 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、関係局と緊密な連携を図る。
- 3 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談体制の確立を図る。
- 4 関係局区長は、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等の取りまとめを行う。

### 第2節 義援金等の配分【健康福祉局地域包括ケア推進室】

被害の発生に伴い、一般市民及び他都県市から被災者あてに寄託された義援金・義援物資（以下「義援金等」という。）の受付、保管、配分及び輸送について、必要な事項を定める。

- 1 義援金等の受付
  - (1) 一般市民及び他都市等から市に寄託された義援金等について、健康福祉局において受け付ける。
  - (2) 義援金等を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。
- 2 義援金の保管  
義援金については、会計管理者名義の預金口座を設け、一時保管する。
- 3 義援金等の配分及び輸送
  - (1) 寄託された義援金等の配分は、健康福祉局が行う。配分に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。
  - (2) 義援金等の輸送は、健康福祉局が関係局の応援を得て被災地の区長に引渡すものとする。

### 第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局地域包括ケア推進室、

#### こども未来局児童家庭支援・虐待対策室】

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため次により、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金及び災害遺児等福祉手当を支給するものとする。

#### 1 災害弔慰金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

##### (1) 対象災害

- ア 市内において住居が5世帯以上滅失した災害

- イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害（この場合、適用となった都道府県外の市町村の被害も対象となる。）

(2) 支給額

- ア 生計維持者が死亡した場合 500万円
- イ その他の者が死亡した場合 250万円

(3) 遺族の範囲

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母
- カ 兄弟姉妹

2 災害障害見舞金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象災害

- 1-(1) に同じ

(2) 支給額

- ア 生計維持者 250万円
- イ その他の者 125万円

(3) 対象となる障害の程度

- ア 両眼が失明したもの
- イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- カ 両上肢の用を全廃したもの
- キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ク 両下肢の用を全廃したもの
- ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

3 災害見舞金及び弔慰金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象

市内において火災その他異常な災害により被災した者及びその遺族

(2) 災害見舞金及び弔慰金の額

- ア 住家の被害 50,000円以内
- イ 死亡者又は重傷者 100,000円以内

4 災害遺児等福祉手当【こども未来局児童家庭支援・虐待対策室】

(1) 川崎市災害遺児等福祉手当

- ア 目的

災害により、児童の父母等が死亡し、又は身体に重度の障害を有することとなった当該児童を扶養している保護者に対して福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

災害遺児及び災害により父、母等が1級又は2級の身体障害者となった児童の保護者。

ウ 事業内容

児童1人につき年額36,000円をその保護者に支給する。

(2) 川崎市災害遺児等援護事業

ア 目的

災害遺児等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

川崎市災害遺児等福祉手当の支給要件に該当する児童。

ウ 事業内容

次のとおり祝金品を贈呈する。

- ・ 小学校入学児童 50,000円相当の祝金品
- ・ 中学校入学児童 50,000円相当の祝金品
- ・ 中学校卒業児童 100,000円相当の祝金品
- ・ 上記に該当しない児童 10,000円相当の祝金品

(資料編 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害遺児等援護事業実施要綱)

(資料編 川崎市災害遺児等福祉手当支給条例・施行規則)

**第4節 資金の貸付【健康福祉局地域包括ケア推進室、神奈川県社会福祉協議会、**

**まちづくり局住宅整備推進課、経済労働局金融課、経済労働局都市農業振興センター】**

災害により、被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安定を図るため、市が直接又は間接に関与して行う援護のための主な貸付、融資について必要な事項を定めるものとする。

1 災害援護資金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象災害

神奈川県内で災害救助法が適用された市町村（指定都市においては、当該区の区域内を含む。）が1以上ある災害。

(2) 対象者

上記(1)による災害により被害を受けた世帯の世帯主であり、その世帯の所得額が「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項に該当し、かつ、その被害程度が次に該当するものであること。

ア 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷

イ 家財の被害であって、被害金額が当該家財の価額のおおむね3分の1以上である損害

ウ 住居の半壊、全壊、若しくは住居全体の滅失又は流失

(3) 貸付限度額

災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

災害援護資金貸付表

|                  |             |         |                  |         |
|------------------|-------------|---------|------------------|---------|
| ① 世帯主の1か月以上の負傷   | 150万円       | — 250万円 | — 270万円<br>(350) | — 350万円 |
| ② 家財の1/3以上の損害    | 150万円       |         |                  |         |
| ③ 住居の半壊          | 170万円 (250) |         |                  |         |
| ④ 住居の全壊          | 250万円 (350) |         |                  |         |
| ⑤ 住居の全体が滅失もしくは流失 | 350万円       |         |                  |         |

※ 被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額

(4) 貸付条件

貸付に関する諸条件は次のとおりである。

| 所得制限                            | (世帯人員)                 | (市町村民税における総所得金額) |
|---------------------------------|------------------------|------------------|
|                                 | 1 人                    | 220万円            |
| 2 人                             | 430万円                  |                  |
| 3 人                             | 620万円                  |                  |
| 4 人                             | 730万円                  |                  |
| 5人以上                            | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 |                  |
| ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円 |                        |                  |
| 利率                              | 無利子                    |                  |
| 据置期間                            | 3年 (特別の事情のある場合は5年)     |                  |
| 償還期限                            | 10年 (据置期間を含む)          |                  |
| 償還方法                            | 年賦、半年賦又は月賦             |                  |

2 生活福祉資金【神奈川県社会福祉協議会】

災害時において、被害を受けた低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにするため、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、神奈川県社会福祉協議会が資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象経費等

災害を受けたことにより臨時に必要な経費（原則として官公署の発行する被災証明書が必要、被災より6か月以内の申込）

災害慰問金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として

貸付対象とならない。

(2) 資金の種類

福祉資金

(3) 貸付限度等

- ア 貸付限度 1,500,000 円
- イ 据置期間 6 月
- ウ 償還期限 7 年
- エ 貸付利子 連帯保証人がある場合は無利子、連帯保証人がない場合は年 1.5%  
ただし、据置期間中は無利子

(4) 相談、受付

各区社会福祉協議会

3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」に基づき、住宅金融支援機構が住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。

(1) 融資対象者及び融資限度額

- ア 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者
- (ア) 建設資金

| 土地を取得する場合（※） | 土地を取得しない場合 |
|--------------|------------|
| 5,500 万円     | 4,500 万円   |

※土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。

(イ) 購入資金

5,500 万円

- イ 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者
- 補修資金 2,500 万円

(2) 融資条件

- ア 金利 (独) 住宅金融支援機構が定める金利が適用される。
  - イ 返済期間 最長 35 年以内
  - ウ 返済方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※賞与併用払いあり。
- ※このほか、融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構が定める基準を満たす必要がある。

4 災害対策資金【経済労働局金融課】

火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。

(1) 災害対策資金

ア 融資対象者

- (ア) 火災、風水害等の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等
- (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等

イ 融資条件

- (ア) 融資限度額 8,000万円
- (イ) 金利 年1.9%以内
- (ウ) 返済期間 運転資金・設備資金10年以内（据置期間1年以内を含む）
- (エ) 返済方法 割賦返済
- (オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が概ね半額補助）

(2) 激甚災害対策資金

ア 融資対象者

国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等

イ 融資条件

- (ア) 融資限度額 2億8,000万円
- (イ) 金利 年1.9%以内
- (ウ) 返済期間 運転資金・設備資金10年以内（据置期間1年以内を含む）
- (エ) 返済方法 割賦返済
- (オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が半額補助）

5 天災資金融資【経済労働局都市農業振興センター】

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動に基づき、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るもの。

県または市が金融機関（農協、銀行等）に対して、利子補給等を行う。

(1) 融資対象者

農業者の場合、減収量30%以上、かつ、損失額10%以上の被害を受けた者で、市長の認定を受けた者

(2) 実施内容

資金の借入を希望する被害農林漁業者等は、市長の被害認定書を借入申込書に添えて金融機関に申し込みを行う。

**第5節 市税等・保険料等の減免措置等【財政局税制課、健康福祉局医療保険課、国民年金・福祉医療課、介護保険課】**

災害により、被災した市民に対する市税等・保険料等の減免措置等について次のとおり実施する。  
なお、減免の手続きについては、市税等の減免については市税事務所、その他保険料等の減免については区役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。

1 市税等【財政局税制課】

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、市税条例

(昭和 25 年川崎市条例第 26 号) 又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成 31 年法律第 3 号) の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

(1) 期限の延長

被災により市税等についての納付、申告等が期限までにできないと市長が認めるときは、次により期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域、期限の延長日等を指定する。

イ 被災納税義務者等による申請があったときは、市長が期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災により、納税義務者等が市税等を一時に納付又は納入することができないと認めるときは、申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、市税条例第 34 条及び第 49 条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 11 条の規定に基づき、次表のとおり市民税 (県民税を含む。) 及び固定資産税並びに森林環境税を減免する。

| 区分                         | 減免する範囲  |  |  | 減免額                  |            |         |
|----------------------------|---|--|--|----------------------|------------|---------|
| 個人の<br>市民税<br>(県民税<br>を含む) | 災害により納税者が死亡した場合<br>ただし、当該納税者の当該災害が発生した日の属する年の前年の合計<br>所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。    |  |  | 全額                   |            |         |
|                            | 災害により納税者が障害者となった場合<br>ただし、当該納税者の当該災害が発生した日の属する年の前年の合計<br>所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。 |  |  | 10 分の 9              |            |         |
|                            | 災害により納税<br>者の所有する住<br>宅（その方の居<br>住に係るものに<br>限る。）又は家財<br>に損害を受けた<br>場合                 | 損害の程度<br>が 10 分の<br>5 以上のと<br>き。               | 当該災害が発生した日の属する年の前<br>年の合計所得金額が 5,000,000 円以下<br>であるとき。                 | 全額                   |            |         |
|                            |   |  | 当該災害が発生した日の属する年の前<br>年の合計所得金額が 5,000,000 円を超<br>え 7,500,000 円以下であるとき。  | 2 分の 1               |            |         |
|                            |   |  | 当該災害が発生した日の属する年の前<br>年の合計所得金額が 7,500,000 円を超<br>え 10,000,000 円以下であるとき。 | 4 分の 1               |            |         |
|                            |   | 損害の程度<br>が 10 分の<br>3 以上 10<br>分の 5 未満<br>のとき。 | 当該災害が発生した日の属する年の前<br>年の合計所得金額が 5,000,000 円以下<br>であるとき。                 | 2 分の 1               |            |         |
|                            |   |  | 当該災害が発生した日の属する年の前<br>年の合計所得金額が 5,000,000 円を超<br>え 7,500,000 円以下であるとき。  | 4 分の 1               |            |         |
|                            |   |  | 当該災害が発生した日の属する年の前<br>年の合計所得金額が 7,500,000 円を超<br>え 10,000,000 円以下であるとき。 | 8 分の 1               |            |         |
|                            |   | 固定資産税  | 土 地  | 災害による<br>地形の変形<br>程度 | 10 分の 7 以上 | 全額      |
|                            |   |  |  |                      | 10 分の 5 以上 | 10 分の 7 |
| 10 分の 3 以上                 | 10 分の 5   |  |  |                      |            |         |
| 10 分の 2 以上                 | 10 分の 3   |  |  |                      |            |         |
| 都市計画税                      | 家 屋<br>償却資産   | 災害による<br>被害の程度                                 | 10 分の 7 以上   | 全額                   |            |         |
|                            |   |  | 10 分の 5 以上   | 10 分の 7              |            |         |
|                            |   |  | 10 分の 3 以上   | 10 分の 5              |            |         |
|                            |   |  | 10 分の 2 以上   | 10 分の 3              |            |         |
|                            |   |  | 10 分の 1 以上   | 10 分の 1              |            |         |

※減免の事由に該当することとなった日の属する年度（当該年度の 1 月 1 日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度）においてその事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

| 区分                | 減免する範囲                       |   |  | 減免額 |
|-------------------|------------------------------|---|--|-----|
| 森林環境税             | 災害により納税者が死亡した場合              |   |  | 全額  |
|                   | 災害により納税者が障害者となった場合           |   |  |     |
|                   | 災害により納税者の所有する住宅又は家財に損害を受けた場合 | 損害の程度が10分の3以上のとき。   | 当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円以下であるとき。 |     |
| 損害の程度が10分の5以上のとき。 |                              | 当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるとき。 |  |     |

※減免の事由に該当することとなった日の属する年度（当該年度の1月1日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度）においてその事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

## 2 市国民健康保険【健康福祉局医療保険課】

### (1) 保険料免除

災害により納付義務者又はその世帯に属する世帯員の居住に係る家屋又は事務所が滅失し、又は著しい損傷を受けた世帯に対し、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより、保険料を免除する。

その被害程度に応じて、次表に掲げる期間の期割保険料額を全額免除する。

| 家屋等の被害程度 | 滅失又は7割以上の被害 | 5割以上7割未満の被害 | 3割以上5割未満の被害 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 免除期間     | 12か月以内      | 9か月以内       | 6か月以内       |

### (2) 一部負担金減免

災害により世帯主が死亡し、障害者となり、又は資産に重大な被害を受けたことにより、生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難な世帯に対し、川崎市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の定めるところにより、一部負担金を減額又は免除する。

次表に掲げる収入の基準に基づき減額又は免除する。

| 収入の基準 |  |
|-------|--|
| 免除    | 当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、生活保護法に規定する基準生活費の115%以下のとき |

|    |  |
|----|--|
| 減額 | 当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、基準生活費の115%を超え、130%以下のとき |
|----|--|

### 3 後期高齢者医療保険【健康福祉局医療保険課】

広域連合長は、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の定めるところにより、被保険者等の申請に基づき、次の各号に定める措置を実施することができる。

#### (1) 保険料徴収猶予

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときなど、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予すること。

#### (2) 保険料減免

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたときなど、保険料を支払うことが困難であると認められる者に対し、保険料を減免すること。

#### (3) 一部負担金減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときなど、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減免すること。

### 4 市介護保険【健康福祉局介護保険課】

#### (1) 保険料

第1号被保険者又はその世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、納付義務者に対し、介護保険法又は市介護保険条例の定めるところにより、申請に基づき第1号被保険者保険料の徴収の猶予又は減免の措置を被災の実態に応じて適宜実施する。

##### ア 徴収猶予

納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合、納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期限を限って徴収を猶予する。

##### イ 減免

納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合、保険料を減免する。

#### (2) 利用料

利用者又はその世帯の生計を主として維持する者が、被災により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、介護保険法の定めるところにより、申請に基づき利用料の免除の措置を被災の実態に応じて適宜実施する。

### 5 国民年金保険料【健康福祉局国民年金・福祉医療課】

災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充

された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、申請に基づき、納付すべき保険料を免除する。(日本年金機構の審査により決定)

## 第6節 罹災証明書の交付【財政局、区、消防署】

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、罹災証明書を交付する。また、罹災証明書の交付にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保や応援の受入れ体制の構築等に努め、発災時に担当部局が緊密に連携し、遅延なく建物被害認定調査等を実施し、罹災証明書の交付を行うこととする。

### 1 発行手続

罹災証明書の交付申請が被害者からあった場合、建物被害認定調査や被災に係わる調書(確認できないものについては申請者の立証資料)等に基づき発行する。

### 2 建物被害認定調査

被災が建物被害に及ぶ場合には、担当部局が連携して建物被害認定調査を実施する。

### 3 証明書発行者

罹災証明書は原則、区長が交付し、火災に関する被災については、消防署長が発行する。

### 4 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

#### (1) 住家、住家以外の建造の被害

ア 全壊・全焼

イ 大規模半壊

ウ 中規模半壊

エ 半壊・半焼

オ 床上浸水

カ 床下浸水

キ 準半壊

ク 準半壊に至らない(一部損壊)

#### (2) 住家等に付帯する工作物、動産、その他

### 5 標準処理期間

申請に対する応答は、申請があった日から概ね14日以内に行うものとする。ただし、市内で大規模な災害が発生した場合はこの限りでないが、できる限り速やかな罹災証明書の交付に努めるものとする。

## 第7節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局危機管理担当】

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を支援することを目的としたものである。

### 1 対象となる自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象に

より生ずる被害)

- (1) 市内で災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当するものを含む。）が発生した自然災害
- (2) 市内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
- (3) 神奈川県内で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

## 2 対象世帯

1の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

## 3 支援金

支援金は、次の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊    | 解体    | 長期避難  | 大規模半壊 | 中規模半壊 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支給額     | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円  | —     |

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

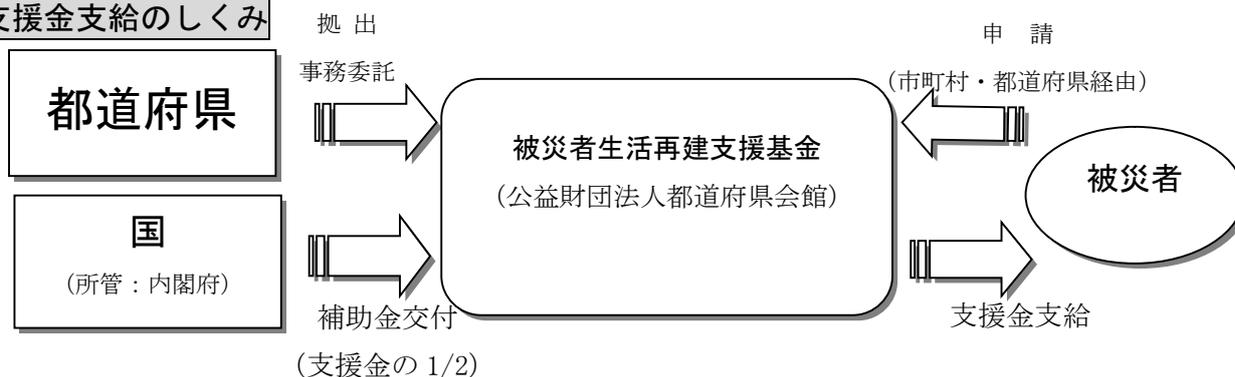
| 住宅の再建方法          | 建設・購入 | 補修    | 賃借（公営住宅以外） |
|------------------|-------|-------|------------|
| 支給額<br>(中規模半壊以外) | 200万円 | 100万円 | 50万円       |
| 支給額<br>(中規模半壊)   | 100万円 | 50万円  | 25万円       |

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

## 4 支援金の支給申請

|       | 申請期間          | 申請書類           |
|-------|---------------|----------------|
| 基礎支援金 | 災害発生日から13か月以内 | 罹災証明書、住民票等     |
| 加算支援金 | 災害発生日から37か月以内 | 契約書（住宅購入、賃借等）等 |

### 支援金支給のしくみ



(支援金の1/2)

## 第2章 公共施設の災害復旧

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。

実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行うものとする。

### 第1節 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費に関する知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

#### 主な災害復旧事業

| 事項・内容   | 根拠法律等                               | 関係省庁           |
|---|-------------------------------------|----------------|
| (1) 公共土木施設災害復旧事業<br>河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園   | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法                  | 国土交通省<br>農林水産省 |
| (2) 農林水産業施設等災害復旧事業<br>農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設   | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律       | 農林水産省          |
| (3) 文教施設等災害復旧事業<br>○ 公立学校施設災害復旧事業<br>○ その他（国立学校、文化財）  | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法                    | 文部科学省          |
| (4) 厚生施設等災害復旧事業<br>○ 社会福祉施設等災害復旧事業<br>生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等<br>○ 環境衛生施設等災害復旧事業<br>○ 医療施設災害復旧事業<br>○ その他（水道施設、感染症指定医療機関） | 生活保護法<br>児童福祉法<br>老人福祉法<br>障害者自立支援法 | 厚生労働省          |
| (5) その他の施設に係る災害復旧事業<br>○ 都市施設災害復旧事業<br>（街路、都市排水施設等）<br>○ 公営住宅災害復旧事業<br>○ 空港災害復旧事業<br>○ 鉄道災害復旧事業                                 | 公営住宅法<br>空港整備法<br>鉄道軌道整備法           | 国土交通省          |

## 第2節 激甚災害の指定

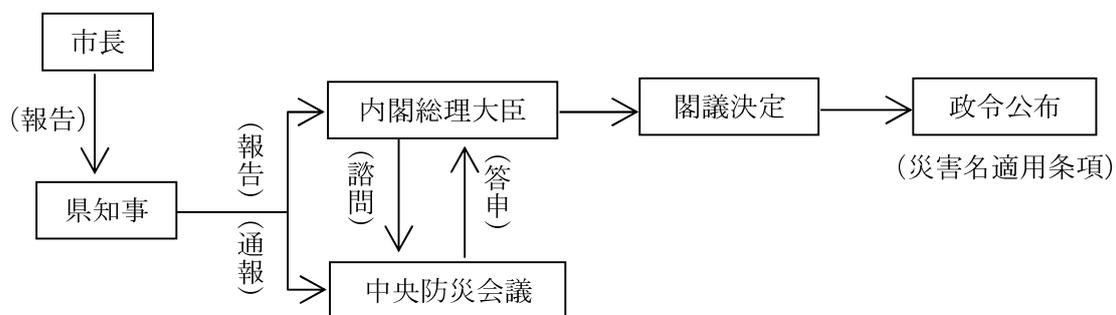
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号、以下「激甚法」という。）」が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

市域に大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定めるものとする。

### 1 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



### 2 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するものとする。

### 3 特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、特別財政援助額の交付に関わる調書等をすみやかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

### 第3節 激甚法に定める財政援助等

激甚法により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

|                                   |   |  |
|-----------------------------------|---|--|
| <p>1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> | <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業<br/> (2) 公共土木施設災害関連事業<br/> (3) 公立学校施設災害復旧事業<br/> (4) 公営住宅又は共同施設事業<br/> (5) 生活保護施設災害復旧事業<br/> (6) 児童福祉施設災害復旧事業<br/> (7) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業<br/> (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業<br/> (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス施設災害復旧事業<br/> (10) 婦人保護施設災害復旧事業<br/> (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業<br/> (12) 感染症予防事業<br/> (13) 堆積土砂排除事業<br/> (公共的施設区域内・公共的施設区域外)<br/> (14) 湛水排除事業</p> | <p>法第3条関係<br/> 法第3条関係<br/> 法第3条関係<br/> 法第3条関係<br/> 法第3条関係<br/> 法第3条関係<br/> 法第3条関係<br/> 法第3条関係<br/> 法第3条関係<br/> 法第3条関係<br/> 法第3条、第19条関係<br/> 法第3条、第19条関係<br/> 法第3条、第9条関係<br/> 法第3条、第10条関係</p> |
| <p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>           | <p>(1) 農地等の災害復旧事業<br/> (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業<br/> (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業<br/> (4) 天災による被害農林漁業者等に対する貸金の融資に関する暫定措置の特例<br/> (5) 森林組合等を行う堆積土砂の排除事業<br/> (6) 土地改良区等を行う湛水排除事業<br/> (7) 共同利用小型漁船の建造<br/> (8) 森林災害復旧事業</p>  | <p>法第5条関係<br/> 法第5条、第6条関係<br/> 法第7条関係<br/> 法第8条関係<br/> 法第9条関係<br/> 法第10条関係<br/> 法第11条関係<br/> 法第11条の2関係</p>   |
| <p>3 中小企業に関する特別の助成</p>            | <p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例<br/> (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例<br/> (3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業</p>  | <p>法第12条関係<br/> 法第13条関係<br/> 法第14条関係</p>   |

|                          |  |   |
|--------------------------|--|---|
| <p>4 その他の特別の財政援助及び助成</p> | <p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業<br/> (2) 私立学校施設災害復旧事業<br/> (3) 市町村が施行する感染症予防事業<br/> (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例<br/> (5) 水防資材費の補助の特例<br/> (6) 罹災者公営住宅建設等事業<br/> (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入<br/> (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p> | <p>法第 16 条関係<br/> 法第 17 条関係<br/> 法第 19 条関係<br/> 法第 20 条関係<br/> 法第 21 条関係<br/> 法第 22 条関係<br/> 法第 24 条関係<br/> <br/> 法第 25 条関係</p> |
|--------------------------|--|---|

### **第3章 復興体制【総務企画局、危機管理本部、まちづくり局、関係局】**

市長は、市が震災により重大な被害を受けた場合において、まちの復興並びに市民生活の再建及び安定に関する事業（以下「復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するため、市長を本部長とする川崎市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を被災状況により設置し、復興方針、復興計画等を策定することにより復興事業を推進する。

#### **第1節 復興本部**

復興本部の本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。また、本部員は、本部長が本市職員のうちから指名する者をもって充てる。

復興本部は、応急対策の実施状況を見計らって、おおむね発災後1週間後程度の時期を目途に設置する。

#### **第2節 被害状況の把握とまちづくりの検討**

復興本部は市災害対策本部と共同して、被害状況の早期把握に努めるとともに、復興事業の導入やまちづくりを導入すべき地域の検討を行う。

#### **第3節 復興方針**

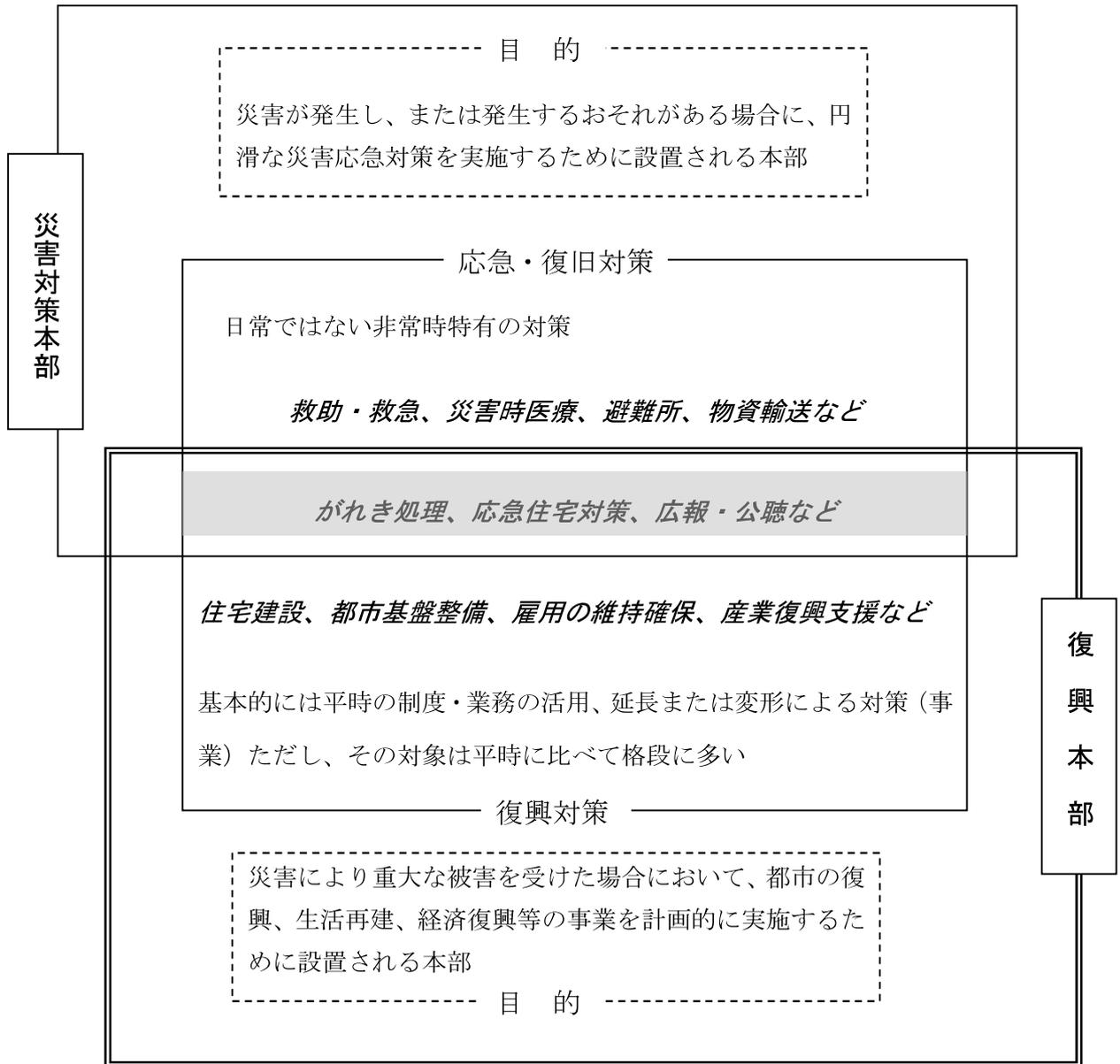
復興本部は、できるだけ速やかに、災害に強く、地域特性を活かした復興後の都市のあるべき姿や、まちづくりの方向性等を示した「復興基本計画」策定に当たっての考え方を明らかにした「復興基本方針」を定め、これを公表し、復興計画の実施について、生活者の視点に立った多様な主体の意見を踏まえて市民等の合意形成に努め、市民・企業・行政の協働による復興体制を構築する。

#### **第4節 復興計画**

「復興基本方針」の策定後、6か月以内を目途に「復興基本計画」を策定するものとし、市民生活の早期の復興を図る。

「復興基本計画」には、都市復興計画、生活復興計画、産業復興計画、及びそれらの事業手法、財源、推進体制に関する事項を定める。また、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見を調整し、計画に反映されるよう必要な措置を講じるとともに、策定後は市民に広く公開し、情報共有を図りながら推進する。

【災害対策本部と復興本部の目的と対策の比較】



※網掛け部分は、災害応急・復旧対策と復興対策で共通している対策

【災害対策本部と復興本部の業務比重イメージ】



## 第6部 南海トラフ地震に係る対応

## 第1章 基本方針【危機管理本部】

### 第1節 主旨

南海トラフ地震とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震で、東海地震を包括する地震をいう。

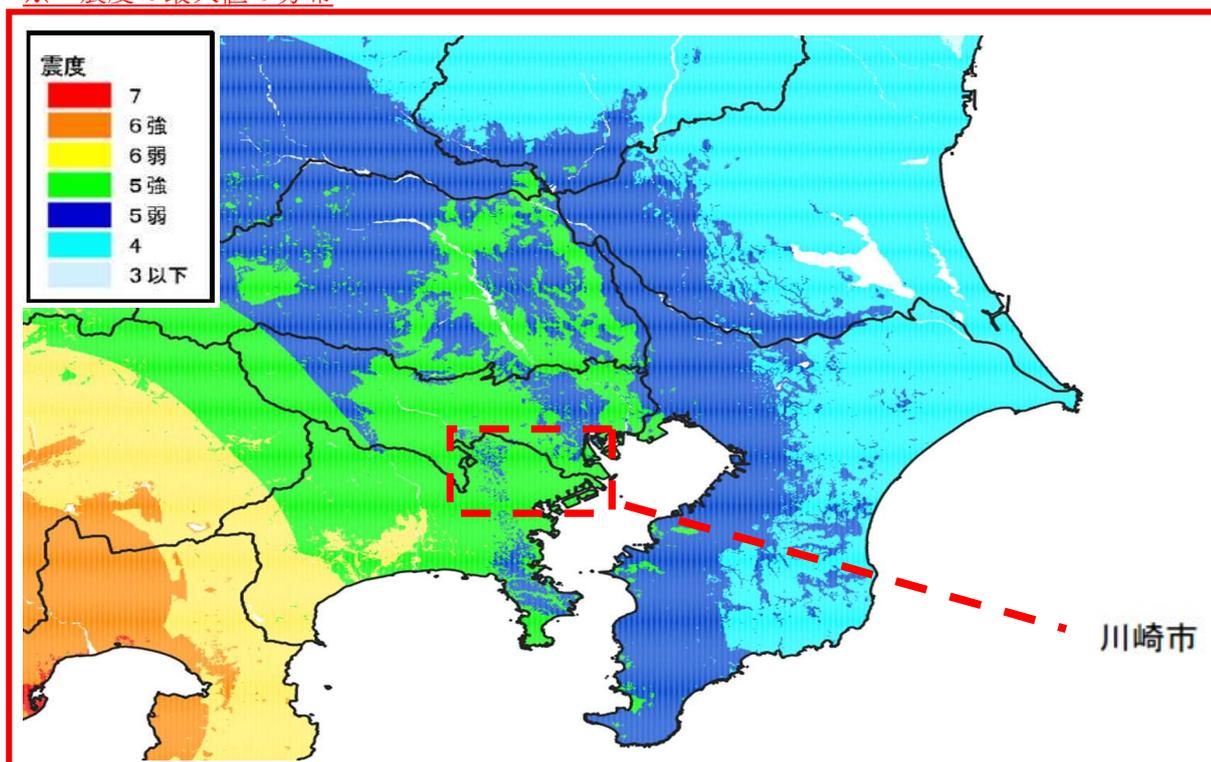
市域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域ではないが、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため、市の南海トラフ地震に係る対応を定める。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、既にマグニチュード8級の地震が発生し、本市でも被害が出ている可能性がある中で、引き続き後発地震への警戒を続ける必要がある。一方、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、後発地震としてマグニチュード8級の地震が起きる確率は低いものの、発生すれば本市に甚大な被害が及ぶため、必要な対応を怠らないことが重要である。

### 第2節 南海トラフ地震の震度等

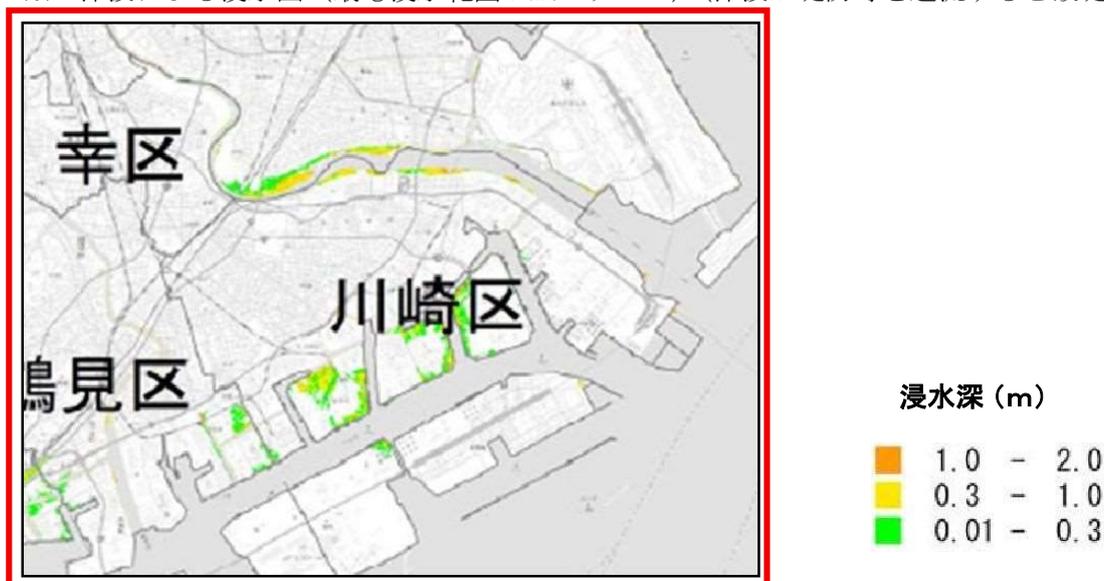
国が実施した南海トラフ地震に関する被害想定（令和7年3月発表）によると、本市における最大震度は5強とされている。また、川崎区においては、津波が最短 **79分** で到達すると見込まれている。なお、本市においては、内閣府による「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」に定める「事前避難対象地域」（津波浸水想定区域から、地震発生時に津波からの避難が可能な範囲を除いた地域）は設定していない。

また、長周期地震動（周期の長いゆっくりとした大きな揺れ）の発生により、高層ビル等は大きな揺れが発生する可能性がある。

#### ※ 震度の最大値の分布



※ 津波による浸水図（最も浸水範囲が広いケース）（津波が堤防等を越流すると破堤すると仮定）



### 第3節 対応の方針

ここでは、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時から地震発生までの間における対応を規定する。

なお、地震発生後の対応については、第4部応急対策計画によるものとする。

### 第4節 業務の大綱

#### 1 市の処理すべき事務又は業務の大綱

南海トラフ地震臨時情報の発表によって危惧される社会的混乱等を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるために、市はその事前にとるべき対応に関し、関係機関と相互協力して、おおむね次の業務を処理する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達・広報
- (2) 南海トラフ地震臨時情報等の発表に伴う活動体制の確立・運営等
- (3) 児童・生徒等の安全確保
- (4) 食料、飲料水等の調達準備
- (5) 医療救護・福祉体制の準備
- (6) 緊急輸送
- (7) 市が管理又は運営する施設の事前対応
- (8) 消防対策
- (9) 地震防災上、必要な啓発に関する計画
- (10) 地域防災体制の整備・推進
- (11) 地震防災応急計画の基本となるべき事項

#### 2 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

市域の公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者は、第6部に定める防災業務を勘案し、それぞれの公共的な業務に応じ、協力するものとする。

## 第2章 南海トラフ地震に関連する情報【横浜地方気象台、危機管理本部】

### 第1節 南海トラフ地震に関連する情報【横浜地方気象台】

南海トラフ周辺地域の地震・地殻変動などの各種観測データを遠隔測定することにより、気象庁は24時間体制で南海トラフ地震の前兆現象の監視を行っており、異常現象を検知した場合は、次の南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

| 情報名           | 情報発表条件   |
|---------------|--|
| 南海トラフ地震臨時情報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>  |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p> |

※ 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

南海トラフ地震臨時情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

| 発表時間           | キーワード  | 各キーワードを付記する条件  |
|----------------|--------|--|
| 地震発生等から5～30分後  | 調査中    | <p>下記のいずれかにより、臨時に南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内<sup>*1</sup>でマグニチュード 6.8 以上<sup>*2</sup>の地震<sup>*3</sup>が発生</li> <li>1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul> |
| 地震発生等から最短で2時間後 | 巨大地震警戒 | <ul style="list-style-type: none"> <li>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>*4</sup> 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</li> </ul>  |
|                | 巨大地震注意 | <ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内<sup>*1</sup>において、モーメントマグニチュード<sup>*4</sup> 7.0 以上の地震<sup>*3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>   |
|                | 調査終了   | <ul style="list-style-type: none"> <li>巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</li> </ul>  |

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## 第2節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

### 1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合をいう。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「**Mw**」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

### 2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

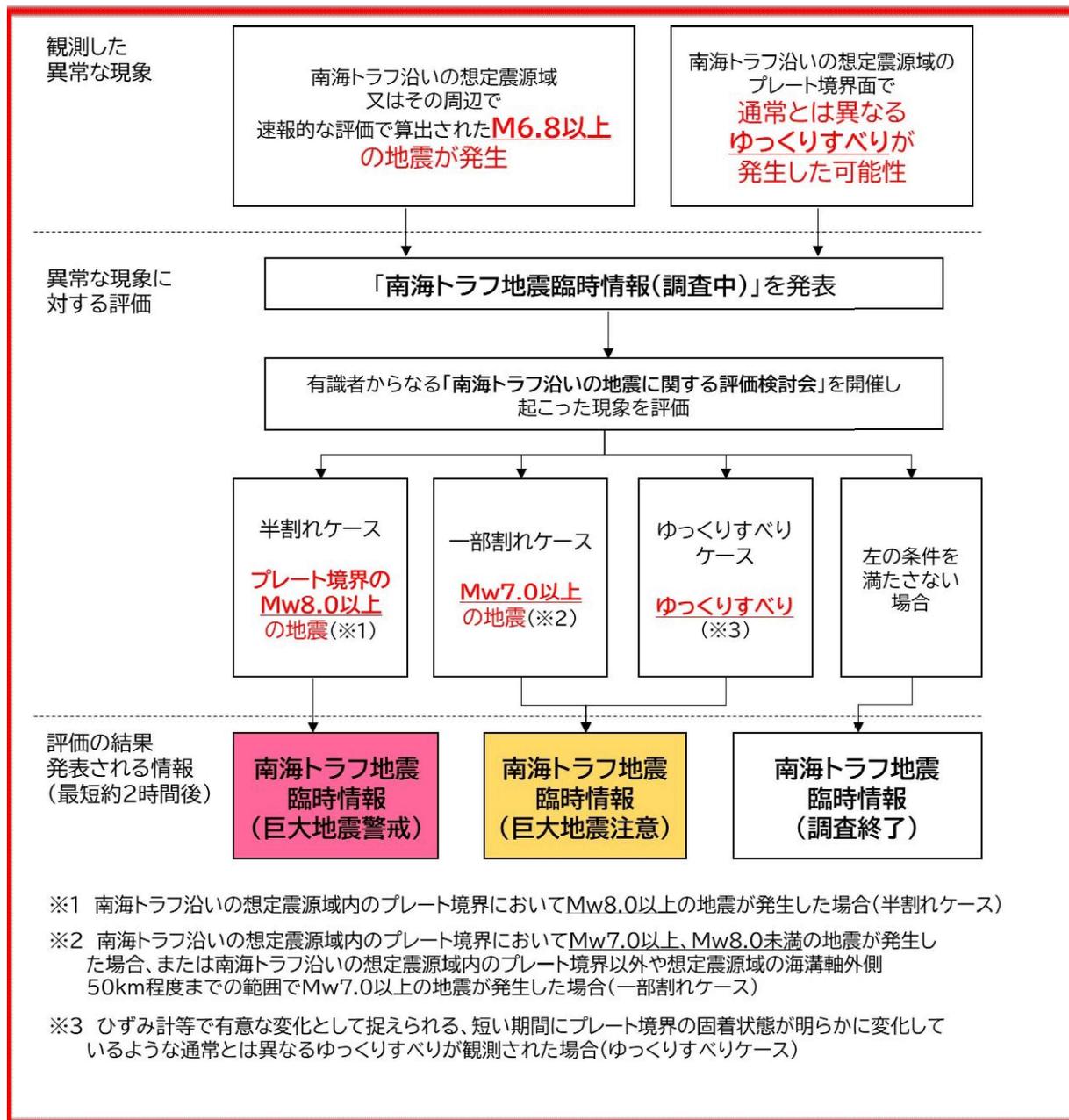
南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、**Mw 7**クラスの地震が発生した場合をいう。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において**Mw 7**以上、**Mw 8**未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生した**Mw 7**以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

### 3 ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合をいう。

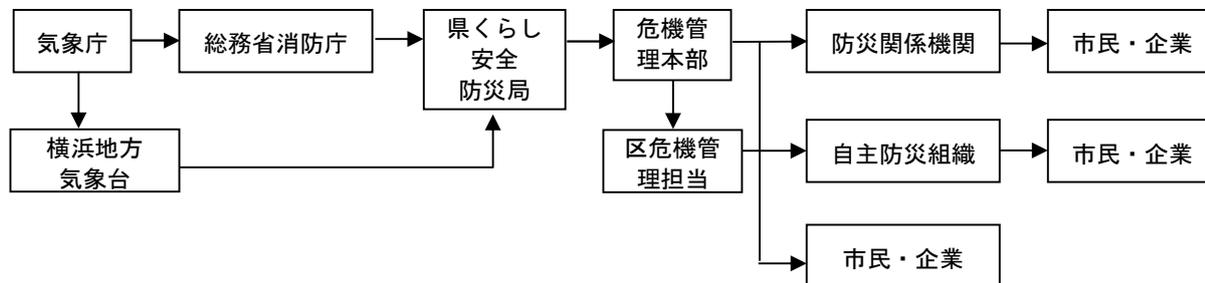
※ 情報発表までのフロー（概念図）



### 第3節 南海トラフ地震臨時情報の伝達【危機管理本部、各局室区】

南海トラフ地震臨時情報に関連する情報の伝達については、次の伝達系統図による。なお、情報の伝達については、第3部第4章第8節参照

・南海トラフ地震臨時情報に関連する情報の伝達系統図



### 第3章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応【危機管理本部】

本章では、南海トラフ地震臨時情報が発表された際にとるべき対応について定める。

#### 第1節 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、発表された情報の内容に応じて市民や企業は次のような対応を行う。

##### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時

個々の状況に応じた防災対応を準備・開始する。

##### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時（半割れケース）

(1) 最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような防災対応を行う（巨大地震警戒対応）。

ア 日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。

イ 地震発生後の対応では間に合わない可能性のある災害時要援護者等はあらかじめ移動することを検討する（津波による浸水が想定される場所から移動しておくなど）。なお、市による「避難指示」等は原則として行わない。

(2) 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。（巨大地震注意対応）。

(3) 最初の地震発生から2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

##### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

(1) 最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。（巨大地震注意対応）

(2) 最初の地震発生から1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

| 地震発生からの経過時間  | プレート境界のMw 8以上の地震<br>(半割れケース)  | Mw 7以上の地震<br>(一部割れケース)  | ゆっくりすべり   |
|--|---|---|---|
| 直後<br>「ゆっくりすべり<br>ケース」は検討が<br>必要と認められた<br>場合                 | 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表<br>●個々の状況に応じた防災対応を準備・開始   |   | 南海トラフ地震臨時情報<br>（調査中）の発表<br>●今後の情報に注意  |
| (最短)<br>2時間程度  | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の<br>発表<br><巨大地震警戒対応><br>●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。<br>●地震発生後の対応では間に合わない可能性のある災害時要援護者等はあらかじめ移動（津波による浸水が想定される場所から移動しておくなど） | 南海トラフ地震臨時情報<br>（巨大地震注意）の発表<br><巨大地震注意対応><br>●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。 | 南海トラフ地震臨時情報<br>（巨大地震注意）の発表<br><巨大地震注意対応><br>●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。 |
| 1週間  | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の<br>発表<br><巨大地震注意対応><br>●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。   | ●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。   |   |
| 2週間  | ●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。   |   | ●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。   |
| ゆっくりすべりの<br>変化が収まってから、<br>変化していた期間とおおむね同<br>程度の期間が経過<br>するまで |   |   |   |

※ 上記対応は、個々の状況に応じて変わるものである

## 第2節 市の組織・配備【危機管理本部】

常設の災害対策本部事務局（危機管理本部）において川崎市災害警戒体制を確立し、続報を逃さない情報収集体制をとるとともに、防災活動上必要と認められる場合には体制を強化する。

勤務時間外に、南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合、電子メール、有線電話等により予め指定された危機管理本部職員へ連絡することを原則とするが、当該連絡が届かない場合においても、予め指定された危機管理本部職員は、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを知ったときは、参集連絡を待つことなく自動参集しなければならない。

## 第3節 消防局の組織・配備【消防局】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、震災警戒第1号体制を発令し、通常警防体制の中で続報を逃さない情報収集体制を確保するとともに、防災活動上必要と認められる場合は、体制を強化する。

また、出火防止の広報活動、機械器具等の点検整備、消防団や警察との連携など必要な活動を行う。

## 第4節 広報【総務企画局、総務企画局シティプロモーション推進室、消防局、区】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の広報活動については、市が保有する広報手段を活用する

とともに、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて直接住民に正しい情報を提供し、混乱防止に努めるものとする。

## 1 市が実施する広報

### (1) 広報内容

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容
- イ 事業所に対する応急対策実施の呼びかけ
- ウ 地域住民が取るべき措置
- エ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

### (2) 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、自主防災組織等を通じた伝達ルートを用いて行うとともに、職員に対しても電子メール等により伝達する。

また、外国人等への情報伝達について配慮するものとする。

(資料編 災害情報等の放送に関する協定（かわさき市民放送株式会社））

(資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本ほか））

(資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

（イツ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局、YOUテレビ株式会社））

(資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

（イツ・コミュニケーションズ株式会社））

(資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川））

(資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ））

(資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク））

## 2 防災関係機関等が実施する広報

防災関係機関等（電気、ガス、通信、鉄道等）は、住民等に対して、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通機関及びライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた広報を実施する。

## 第5節 市による事前対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された場合、地震の発生に備え、市はおおむね次の事前対応を行う。

### 1 児童・生徒の安全確保【教育委員会】

教育委員会事務局は、南海トラフ地震臨時情報の入手後速やかに学校に連絡し、学校は避難場所や避難経路の確認等、在校の児童・生徒の安全確保に十分留意する。

### 2 食料・飲料水等の調達準備【経済労働局、上下水道局、危機管理本部、区】

市は、地震発生の際に円滑に食料・飲料水・生活必需品の調達・供給を行えるよう、対応手順の確認や、関係団体との連絡体制を確立する。

### 3 資機材の点検等【危機管理本部、関係局】

発災後に応急対策を円滑に実施できるよう、必要な資機材の点検・整備等を行う。

#### 4 医療救護・福祉体制の準備【健康福祉局、病院局】

川崎市医師会との連絡体制を確保し医療救護班の編成に備えるとともに、川崎市病院協会を通じ、市内の医療機関に対して入院患者等の安全確保を要請する。

市立病院は、入院患者等の安全確保に十分留意する。

また、市内の社会福祉施設と川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム(E-Welfiss)等を活用して連絡体制を確保するとともに、災害時要援護者等の受入体制の準備を図るよう要請する。

#### 5 緊急輸送の準備【危機管理本部、総務企画局】

応急対策要員や応急対策に必要となる資機材や物資の緊急輸送に備え、車両等の確保など必要な準備を進める。

#### 6 市管理施設等の事前対応【関係局】

市が管理又は運営する道路、橋りょう、河川、港湾、下水道等及びその他の重要な施設（福祉施設、医療機関を含む）において、利用者等の安全確保、施設・設備の点検、設備・備品等の転倒及び落下防止措置、危険物の安全措置、非常電源の確保等必要な対応を行う。

### 第6節 市民・事業所等の対応【経済労働局、危機管理本部】

#### 1 市民等の対応

市民等は、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、正確な情報の把握、家具の転倒防止、非常用持ち出し品の確認、避難方法の確認など、一定期間地震に注意した行動をとることを基本とする。

#### 2 事業所等の対応

事業所等は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、催事等の実施を含め、できる限り事業を継続することが望ましい。

石油類、高圧ガス、毒物等を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設は、必要に応じ、防火・消火設備、防災資機材等の点検を実施する。

### 第7節 警備対策【神奈川県警察、第三管区海上保安本部】

#### 1 警察

警察は、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴い、地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、警備体制を確立し、迅速、的確な対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動や情報伝達に努めるものとする。

#### 2 第三管区海上保安本部

海上における治安を維持するため、警察等治安関係機関と密接な連絡を保ち、情報収集に努めるとともに、巡視船艇による警戒、挙動不審船に対する立入り検査の実施等により犯罪の予防取締りにあたる。

### 第8節 交通対策【交通局、神奈川県警察、指定公共機関、第三管区海上保安本部、

## 指定地方公共機関】

### 1 道路【神奈川県警察】

警察は、交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が実施する緊急輸送（通行）車両の円滑を確保するため、必要に応じ、交通規制等の交通対策を実施する。

### 2 海上交通【第三管区海上保安本部】

港内にある船舶や危険物取扱い事業所の管理者等に対する注意喚起等を行う。

### 3 鉄道【東日本旅客鉄道（横浜支社）、東海旅客鉄道、東急電鉄、京浜急行電鉄、

京王電鉄、小田急電鉄】

原則運行を継続し、旅客等への情報伝達、列車の運行停止又は徐行、施設・設備の対策・点検などの必要な対策を実施する。

### 4 バス【交通局、指定地方公共機関】

警察による道路規制の状況等を的確に把握しながら、原則運行を継続し、乗客等の安全確保に留意するとともに、車両や施設・設備の対策・点検や燃料の確保などの必要な対策を実施する。

## 第9節 公共機関の事前対策【指定公共機関】

### 1 電気【東京電力パワーグリッド株式会社】

平時から、警戒態勢及び情報伝達ルート等の確立並びに要員及び資機材の確保等の地震防災対策を講ずるとともに、地震防災教育・訓練の充実を図る。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、非常態勢等をとるとともに、施設訪問者の避難誘導、火災等の二次災害防止のための安全措置に関する広報、津波来襲に備えた工事・作業等の中止等を実施する。

### 2 電話通信【NTT東日本株式会社】

平素から設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備とするよう努め、被災地との通信が全面的に途絶することのないよう最小限の通信手段を確保する。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、非常態勢等をとるとともに、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するための利用制限等や、災害用伝言ダイヤルの提供、通信建物・設備等の巡視及び点検、工事中の設備に対する安全措置等必要な対策を行う。

### 3 ガス【東京ガス株式会社】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、警戒体制等をとるとともに、従業員や訪問者等に対する避難等の要請、地震発生時に使用中のガス栓の即時閉止等を要請するなどの安全広報、ガス工作物等の工事又は作業の中断など必要な対策を行う。

## **第4章 地震防災上必要な事前対策の推進【危機管理本部、各局室区】**

### **第1節 市職員に対する啓発**

各局室区は、それぞれの職場における南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき対応について、職員に対する防災啓発に努めるものとする。

### **第2節 住民等に対する広報【危機管理本部】**

住民等に対し、平常時において、南海トラフ臨時情報の内容等の理解を深めさせ、社会的混乱の防止を図るための広報活動を行う。

## 第 7 部 公共事業施設防災計画

# 第1章 電力施設防災計画【東京電力パワーグリッド株式会社】

## 第1節 計画方針

災害により電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

## 第2節 防災体制

### 1 非常態勢の区分

災害の発生のおそれがある場合または発生した場合（以下「非常災害」という）に対処するための非常態勢は、その情勢に応じて下表のとおりとする。

| 非常態勢の情勢  | 非常態勢の区分 |
|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・災害の発生が予想される場合</li><li>・災害が発生した場合</li><li>・<u>電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合</u></li><li>・<u>サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合</u></li><li>・<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u></li><li>・<u>警戒宣言<sup>※1</sup>が発せられた場合</u></li></ul> | 第1非常態勢  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・大規模な災害が発生した場合</li><li>・<u>大規模な災害の発生が予想される場合</u></li><li>・電気事故<u>並びにサイバー攻撃</u>による突発的な広範囲停電が発生した場合</li></ul>  | 第2非常態勢  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合</li><li>・<u>電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合<sup>※2</sup></u></li></ul>  | 第3非常態勢  |

※1：大規模地震対策特別措置法に基づく宣言を指す

※2：本社（第一線事業所除く）は、長野県、新潟県、福島県、島嶼で震度6弱以上の地震が発生した場合、第1非常態勢とする

### 2 非常態勢の組織

本社、総支社ならびに第一線機関等が、非常態勢に対応し設置する組織（非常災害対策本部と非常災害対策支部）は次頁表のとおりとする。

| 事業所                          | 組織                  | 機能   |
|------------------------------|---------------------|--|
| 本社                           | 非常災害<br>対策本社本部      | ・本社における非常災害対策活動の実施<br>・全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮           |
| 第一線機関（支社、その他指定事業所）等          | 非常災害<br>対策支部        | ・自事業所における非常災害対策活動の実施   |
| 総支社等                         | 非常災害<br>対策総支社<br>本部 | ・自事業所における非常災害対策活動の実施<br>・自エリアに所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 |
| 第一線機関等<br>┌ 支社<br>└ その他指定事業所 | 非常災害<br>対策支部        | ・自事業所における非常災害対策活動の実施   |

### 第3節 非常災害対策活動

#### 1 非常災害時における電力設備の運転

- (1) 非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。
- (2) 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、関係箇所へ速やかに連絡する。

#### 2 非常災害時の情報の収集・連絡

##### (1) 情報の収集

非常災害対策本部・支部は、それぞれの機能に基づき次の情報を迅速・的確に収集し、災害情報を集約・共有するシステム（以下、災害情報システムという）へ登録する。

- ・ 当社設備等に係わる人身災害発生状況
- ・ 停電状況（停電件数・停電地域等）、停電による主な影響、重要なお客さま等の停電状況、停電復旧状況
- ・ カスタマーセンター等で受け付けたお客さまからの特別な要請・設備情報
- ・ 各設備ごとの被害状況（被災画像等）、設備復旧状況
- ・ 復旧用資機材、要員等の応援、食料等の手配・調達状況、要望事項
- ・ 非常災害対策要員の出勤状況、社員および家族の被災状況
- ・ 社外対応状況（国および地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署）、報道機関およびお客さま等への対応状況）
- ・ 公共交通機関や道路等の被害情報等
- ・ その他気象等に関する情報、交通状況等

##### (2) 情報集約

各非常災害対策本部は、災害情報システムにより自動集計された総合的な被害状況を把握する。

#### 3 被害の復旧

##### (1) 復旧計画の作成

非常災害対策本部・支部は、電力系統の全体的な復旧方法と各設備ごとに復旧方法、仮復旧を含めた工程、復旧資機材の調達、応援の必要の有無、復旧作業隊の配置、復旧資機材の調達、宿泊施設、食料、衛生対策等の手配等を明らかにした復旧計画を作成する。

#### (2) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する等、あらかじめ定められたものによることを原則とするが、公共交通機関や道路等の被害状況、当社設備の被害状況ならびに設備復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きなものから行う。

#### (3) 復旧作業上の留意事項

- ア 災害発生状況により交通規制がとられた場合は、あらかじめ定められた、所定の手続きを実施する。
- イ 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力パワーグリッド復旧業者であることを明示する。
- ウ 幹線道路上にある当社の被害工作物は、避難路、輸送路の確保のため早期に取り除く。
- エ 河川、海岸および急傾斜地に近接している箇所で復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

### 4 広報活動

#### (1) お客さまに向けた広報

- ア 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故および電気火災等の防止に関する広報を行う。
- イ 当社独自では速やかな広報活動ができない場合（停電規模が数万軒で1時間を超えるような広範囲・長時間停電の場合）は、防災行政無線による広報を区市町村へ依頼する。詳細については、区市町村との協議による。

#### (2) 報道機関を通じた広報

- ア 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復旧見込み、感電事故および電気火災等の防止等について迅速、適切に広報を行う。
- イ 報道機関への対応は、原則として支部は行わず、本社本部、総支社本部情報班が調整のうえ実施する。迅速な対応の観点等から、総支社本部がそれぞれの受持区域内の事故等に関する広報を行った場合は、広報内容を速やかに本社本部へ報告する。
- ウ 首都圏（東京都、千葉、神奈川、埼玉県）で震度5強以上の地震が発生あるいは非常災害により広範囲・長時間停電が発生した場合などには、本社広報班は、あらかじめ定められた手続きに従い、本社広報室に設置してある端末により、NHKおよび在京ラジオ6社に同時広報を行う。

(資料編 川崎市ライフライン連絡会議設置要綱)

## 第2章 ガス施設防災計画【東京ガス株式会社】

### 第1節 ガス施設の災害予防措置に関する事項

#### 1 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

##### (1) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。

##### (2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

#### 2 ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

##### (1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

##### (2) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)または緊急遮断装置の設置を推進する。

#### 3 非常用設備の整備

##### (1) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

##### (2) コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

##### (3) 自家発電設備など

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。

##### (4) 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

### 第2節 災害応急対策に関する事項

#### 1 非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という）に対処するための非常体制の区分は次による。

| 体制区分    | 適用条件  |
|---------|---|
| 第0次非常体制 | 1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合   |
| 第一次非常体制 | 1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合<br>2 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合<br><u>3 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合</u><br><u>4 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒））が発表された場合</u><br><u>5 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、または発生が予測される場合</u> |
| 第二次非常体制 | 1 震度6弱以上の地震が発生した場合<br>2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合<br>3 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合<br><u>4 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合</u><br><u>5 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、または発生が予測される場合</u>                 |

## 2 対策要員の確保

### (1) 対策要員の確保

非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

### (2) 他会社等との協力

ア 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

イ 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

## 3 通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート の多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

## 4 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

### (1) 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

### (2) 被害情報

ア 一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）

ウ 出社途上における収集情報

エ その他災害に関する情報(交通状況等)

(3) ガス施設等被害の状況及び復旧状況

(4) ガス施設等の被害および復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報

(5) 社員の被災状況

(6) その他災害に関する情報

## 5 広報活動

(1) 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

(2) 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

## 6 事業継続計画の発動

必要により事業継続計画を発動し、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

(1) ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

(2) ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務

(3) 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

(4) その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

## 7 復旧用資機材の確保

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

(1) 取引先・メーカー等からの調達

(2) 被災していない他地域からの流用

(3) 他ガス事業者等からの融通

## 8 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

## 9 応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

## 10 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

### 第3節 災害復旧に関する事項

#### 1 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(1) 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ア 復旧手順および方法    | オ 供給停止需要家等への支援   |
| イ 復旧要員の確保および配置 | カ 宿泊施設の手配、食料等の調達 |
| ウ 復旧用資機材の調達    | キ その他必要な対策       |
| エ 復旧作業の期間      |                  |

(2) 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

## 2 復旧作業の実施

(1) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア 高・中圧導管の復旧作業

- |         |            |
|---------|------------|
| a 区間遮断  | c 漏えい箇所の修理 |
| b 漏えい調査 | d ガス開通     |

イ 低圧導管の復旧作業

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| a 閉栓作業                  | f 本支管混入空気除去         |
| b 復旧ブロック内巡回調査           | g 灯内内管の漏洩検査および修理    |
| c 被災地域の復旧ブロック化          | h 点火・燃焼試験（給排気設備の点検） |
| d 復旧ブロック内の漏えい検査         | i 開栓                |
| e 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理 |                     |

(資料編 川崎市ライフライン連絡会議設置要綱)

## 第3章 通信施設防災計画【NTT東日本株式会社】

### 第1節 計画方針

被災地等との通信を確保するため、電気通信設備を災害からの予防及び発災時の応急復旧対策等について定める。

### 第2節 支店の所在地

| 支店名                  | 所在地         | 電話番号         |
|----------------------|-------------|--------------|
| NTT東日本株式会社<br>神奈川事業部 | 横浜市中区山下町198 | 045-212-8945 |

### 第3節 事前措置

#### 1 措置計画

災害によりネットワークに異常が発生した場合、各種措置によって重要通信の確保、不接対地の解消、呼のそ通の最大限の確保等を行うとともに、事前に措置方法について計画する。

#### 2 災害対策機器等の点検

各種災害対策機器については、配備計画・維持管理及び定期的に点検を実施する。

#### 3 資材等の備蓄

復旧資材は配備計画に基づき確保する。

### 第4節 発災時等の措置

#### 1 情報連絡室の設置

災害の発生する恐れがある場合、あるいは大規模地震に関する東海地震注意情報を受けた場合において、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施する為、必要があると認めた場合に設置する。

#### 2 地震災害警戒本部の設置

大規模地震に関する警戒宣言が発せられた場合に設置する。

#### 3 地震災害対策本部の設置

地震災害警戒本部設置後、大規模地震が発生し、管内に被害が発生した場合は、地震災害対策本部に移行する。

#### 4 広報対策

災害発生時、報道機関等（テレビ、ラジオ、新聞等）へ通信設備の被害状況及び輻輳発生状況、通話規制状況、回復見込み等について情報を提供し放送の協力要請する。

#### 5 ダイヤル通話

警戒宣言が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるため、次の考え方で対処する。

- (1) 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先でそ通を確保する。
- (2) 街頭公衆電話及び避難場所に設置する特設公衆電話からの通話はそ通を確保する。

- (3) 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。
- (4) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供を開始します。提供開始は報道機関(テレビ・ラジオ等)を通じお知らせします。

## 6 警戒宣言発令下のサービス確保

警戒宣言発令におけるNTT業務は、防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲において一般通話を確保することを基本として業務を実施する。

### (1) 確保する業務

ア 防災関係機関等の災害時優先電話からの通話及び街頭公衆電話からの通話は利用制限の措置は行わない。

## 7 被災時の復旧順位

当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位(重要通信を確保する機関)に従ってその通信設備を修理し、又は復旧します。

重要通信を確保する機関(契約約款に基づく)

### 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

### 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社・通信社・放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体

### 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの。

## 8 復旧活動

### (1) 輻輳対策

一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。

### (2) 避難場所への特設公衆電話の設置

罹災者が利用する避難場所へ特設公衆電話の設置に努める。

### (3) 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言版「web171」の運用

大規模災害の発生等により、電話が輻輳した時の安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言版「web171」の運用を開始する。

提供条件等は、報道機関(テレビ・ラジオ等)を通じて周知する。

(資料編 川崎市ライフライン連絡会議設置要綱)

## 第4章 東日本旅客鉄道株式会社防災業務実施計画

### 【東日本旅客鉄道株式会社横浜支社】

#### 第1節 計画の目的

この計画は鉄道施設について、地震災害の被害を軽減するため、災害予防・応急対策並びに復旧対策を計画し、これをもって防災活動の総合的な推進を図り、旅客及び社員の安全・財産の保護と輸送の円滑を期することを目的とする。

#### 第2節 施設の現況

当社の川崎市内に敷設されている鉄道線は、東海道線・横須賀線・鶴見線・南武線・武蔵野線であり主たる施設の概要は本章末資料1のとおりである。

#### 第3節 災害予防計画

##### 1 線路構造物等の定期検査

災害に伴う被害が予想される高架橋・橋りょう・盛土・土留等の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える耐震性、防災強度を確保するような定期検査を行い、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の計画をたて施設管理の徹底を図る。

##### 2 通信・警報設備の整備

関係気象官署、地方自治体及び防災機関との密接な連絡並びに社内機関相互間における予報・警報の伝達・情報収集の円滑を図るため、必要な通信施設・警報装置を次により整備する。

- (1) J R・N T T電話の緊急連絡用
- (2) 指令専用電話・高速模写電話及びF A X
- (3) 自動車無線・列車無線と中継基地及び携帯無線機
- (4) 風速計・雨量計及び地震計

##### 3 応急資材等の整備

災害復旧に必要な応急用建設資材及び災害予備用貯蔵品の種類・数量等について、整備しておくとともに、災害時には部外関係機関・関係業者の協力体制を得られるようあらかじめ協議しておくものとする。

#### 第4節 災害応急対策

##### 1 災害時の活動体制

地震災害に際し、すみやかに応急対策及び復旧対策の推進を図るため、災害の規模その他の状況に応じた次の災害対策本部の組織を構成しておくものとする。

- (1) 地区災害対策本部は、地区長を本部長とし地区センターの実勢に応じて構成する。
- (2) 駅・区（所）災害対策本部は、駅・区（所）長を本部長とし、統括センターの実勢に応じて構成する。
- (3) 現地対策本部は、被害状況により迅速な応急対策・復旧対策を図る必要がある場合、設置する。

##### 2 地震時の措置

- (1) 地震時の運転規制手順

ア 輸送指令は前号の報告に基づき運転規制基準に達している場合、当該区間を運転中の列車に対し、徐行又は運転中止を指令する。

(2) 一時停止後、乗務員のとるべき措置

ア 停止位置は、二次災害防止のため可能な限り安全な場所で停止する。

イ 駅間に停車した場合は直ちに無線又は沿線電話により、輸送指令若しくは隣接駅長に停止地点、列車の被害及び旅客の状況その他必要事項を速報し、その指示に従うとともに被害状況に応じ、適切な手段をとり旅客の安全確保に努める。

(3) 線路の巡回点検

保線技術センター所長は、徒歩・列車添乗巡回を行い被害状況により、規制の緩和又は解除しても運転に支障がないと認めた場合はその旨輸送指令に報告する。

3 広報

災害による被害が発生した場合、災害線区の輸送状況及び被害状況等を迅速かつ適切に把握し、次に定めるところにより報道機関等に発表できる体制をつくとともに、利用者に対し周知徹底を図る。

(1) 情報機関に対する広報

広報資料をすみやかに本社広報部に報告するとともに、報道機関・利用者からの問い合わせがあった場合、すみやかに回答できる体制を確立する。

(2) 駅等の広報

災害時、旅客の不安感を取除き混乱を防止するため、掲示・放送等により案内を行い旅客の鎮静化に努める。

(3) 列車乗務員の広報

乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合、輸送指令の指示・情報並びに自列車の停止・徐行位置等の状況を把握し、放送により案内する。

4 避難誘導

災害の発生に伴い、建物の倒壊・火災発生その他二次災害のおそれがある場合、旅客等を次の各号により避難誘導する。

(1) 駅における避難誘導

ア 駅構内及び列車等の被害並びに周知の状況を考慮し、危険のおそれがある場合一時的に安全な場所（あらかじめ定める一時避難場所）に誘導する。

イ 広域避難場所への避難情報があった場合及び一時避難場所が危険のおそれがある場合、広域避難場所に案内する。

(2) 乗務員の避難誘導

運転中の列車乗務員は、輸送指令の指示又は振動・信号等により地震その他の災害を知った場合、列車の運行を中止するとともに二次災害のおそれがある場合は旅客を安全と思われる場所に一時避難誘導する。

## 第5節 復旧対策

### 1 救出救護活動

(1) 災害等により負傷者が発生した場合は負傷者の救出救護を最優先とし、消防警察機関に通報するとともに救急車が到着するまで負傷者を安全な場所に救出し、必要な応急措置を講ずる。

(2) 列車等の大規模被害により多数の負傷者が発生した場合は前節1(3)に定めた現地対策本部を設置し、救護対策・復旧対策を講ずるとともに、地方自治体及び防災関係機関に通報し応援・医師の派遣・負傷者の収容先・救護資材等の救援を依頼する。

## 2 災害復旧の基本方針

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動を早急に回復し、復旧に際しては再び同様な被害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、復旧対策の計画にあたっては被害状況・復旧工事の難易を勘案し運転再開によって復旧効果の最も大きい主要幹線施設等を重点として計画する。

## 3 災害復旧計画

(1) 復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後すみやかに本復旧計画をたて実施する。

(2) 早期復旧が困難な場合、横浜支社長は関係機関に対し応援を要請するとともに、関係箇所長に対し指定請負業者に対する作業員の派遣要請を指示する。

## 資料

(本章末資料1 鉄道施設の概要)

資料1 鉄道施設の概要

東海道線

| 施設名    | 区分 | 箇所数 | 延長     | 適要        |        |
|--------|----|-----|--------|-----------|--------|
| 橋りょう   |    | 26  | 1,267m |           |        |
| 高架橋    |    | 16  | 2,972m |           |        |
| トンネル   |    | 2   | 5,492m |           |        |
| 駅舎     |    | 木造  | 鉄骨造    | 鉄筋コンクリート造 | 計      |
|        |    |     | 1      |           | 1      |
| 線路     |    | 平地  | 切土     | 盛土        | 延長     |
|        |    |     |        | 2,180m    | 2,180m |
| その他の施設 |    | 発電所 | 変電所    |           |        |
|        |    |     | 1      |           |        |

横須賀線

| 施設名    | 区分 | 箇所数 | 延長     | 適要        |        |
|--------|----|-----|--------|-----------|--------|
| 橋りょう   |    | 24  | 433m   |           |        |
| 高架橋    |    | 2   | 882m   |           |        |
| トンネル   |    | 1   | 32m    |           |        |
| 駅舎     |    | 木造  | 鉄骨造    | 鉄筋コンクリート造 | 計      |
|        |    |     | 1      |           | 1      |
| 線路     |    | 平地  | 切土     | 盛土        | 延長     |
|        |    |     | 3,890m | 4,150m    | 8,040m |
| その他の施設 |    | 発電所 | 変電所    |           |        |
|        |    |     | 1      |           |        |

鶴見線

| 施設名    | 区分 | 箇所数 | 延長     | 適要        |        |
|--------|----|-----|--------|-----------|--------|
| 橋りょう   |    | 13  | 762m   |           |        |
| 高架橋    |    | 6   | 494m   |           |        |
| トンネル   |    |     | m      |           |        |
| 駅舎     |    | 木造  | 鉄骨造    | 鉄筋コンクリート造 | 計      |
|        |    | 3   | 1      | 1         | 5      |
| 線路     |    | 平地  | 切土     | 盛土        | 延長     |
|        |    |     | 1,920m | 3,300m    | 5,220m |
| その他の施設 |    | 発電所 | 変電所    |           |        |
|        |    | 1   | 2      |           |        |

南武線

| 施設名    | 区分 | 箇所数     | 延長           | 適要                             |
|--------|----|---------|--------------|--------------------------------|
| 橋りょう   |    | 54      | 787m         |                                |
| 高架橋    |    | 12      | 4,093m       |                                |
| トンネル   |    |         |              |                                |
| 駅舎     |    | 木造<br>3 | 鉄骨造<br>13    | 鉄筋コンクリート造<br>計<br>16           |
| 線路     |    | 平地      | 切土<br>9,609m | 盛土<br>19,459m<br>延長<br>29,068m |
| その他の施設 |    | 発電所     | 変電所<br>3     |                                |

武蔵野線

| 施設名    | 区分 | 箇所数 | 延長           | 適要                           |
|--------|----|-----|--------------|------------------------------|
| 橋りょう   |    | 12  | 182m         |                              |
| 高架橋    |    | 2   | 80m          |                              |
| トンネル   |    | 2   | 14,337m      |                              |
| 駅舎     |    | 木造  | 鉄骨造          | 鉄筋コンクリート造<br>計               |
| 線路     |    | 平地  | 切土<br>1,226m | 盛土<br>2,013m<br>延長<br>3,239m |
| その他の施設 |    | 発電所 | 変電所<br>2     |                              |

## 第5章 東急電鉄株式会社防災計画

### 第1節 計画方針

この計画は川崎市地域防災計画に基づき、地震に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、旅客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって公共機関の社会的責任を果たすことを目的とする。

### 第2節 施設の現況

当社の東横線24.2kmのうち約3.6km、目黒線11.9kmのうち約3.6km、田園都市線31.5kmのうち約6.7km、大井町線12.4kmのうち、約2.1kmが川崎市内に敷設され、延長16.0kmの軌道、10か所の駅舎、多数の橋りょう、高架橋、隧道、変電所、信号施設、電気施設、土木施設等が含まれており、主なる施設の概要は次のとおりである。

| 路 線   | 東横線     |         | 目黒線     |         | 田園都市線   |         | 大井町線    |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 箇所数     | 延長      | 箇所数     | 延長      | 箇所数     | 延長      | 箇所数     | 延長      |
| 橋りょう  | 22      | 563 m   | 21      | 556 m   | 25      | 883 m   | 18      | 519 m   |
| 高架橋   | 12      | 2,676 m | 6       | 1,862 m | 6       | 1,981 m | 4       | 1,647 m |
| ずい道   | —       | —       | —       | —       | 5       | 561     | —       | —       |
| 線路延長  | 3,580 m |         | 3,580 m |         | 6,592 m |         | 2,162 m |         |
| 駅舎    | 3 (鉄骨)  |         | 3 (鉄骨)  |         | 7 (鉄骨)  |         | 3 (鉄骨)  |         |
| その他施設 | 変電所2    |         | 変電所2    |         | 変電所3    |         | 変電所1    |         |

※東横線・目黒線及び田園都市線・大井町線（二子新地駅～溝の口駅間）は、複々線として、駅、変電所等の施設を共用している。

### 第3節 施設の災害予防計画

#### 1 各施設の点検整備計画

新設建造物については、関係法規により設計し、既存の建築物及び工作物の点検については、定期的に検査を行い、その処置については検討の結果、補修、改良等により強化を図ると共に、長期計画の中に織り込んで諸設備の改良、整備に努めていく。

#### 2 列車無線の設置

全車両及び全線にわたり列車無線を設置し、列車乗務員と運輸司令部との連絡と通報の迅速を図り、円滑な運行管理を行うとともに、災害が発生し列車運行に支障があると認められる場合、一斉指令により全列車の緊急停止を行い、併発事故を未然に防止する。

#### 3 応急資材等の整備

各現業区ごとに常に応急復旧資材の種類、数量及び配置場所を明らかにしておくとともに、機械及び人員についても業務分担表を作成し、社外工事関係業者の応援体制に備えている。

## 第4節 応急対策

### 1 災害時の活動体制

地震による災害に際しては、その被害を最小限に止め、速やかに被害復旧に当るため事故・災害対策本部を設置し、輸送力の確保に努める。

### 2 地震時における緊急措置

#### (1) 運転規制の内容（運輸司令所長の取扱い）

##### 震度 4

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・震動停止後、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置または規制区間の終端まで25km/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転より進路等に異常がない旨、及び構造物等に異常がない旨確認後、速度規制を解除する。

##### 震度 5 弱

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・電気司令長より、電力管理システムにより、き電線、高圧配電線の送電に異常がない旨、および規制区間内の駅長・区長から運転に関わる施設等に異常のない旨報告を受けたのち、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置また規制区間内の終端まで25km/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転士より進路等に異常がない旨、及び電力司令長より構造物等に異常がない旨の報告を受けたのち、速度規制を解除する。

##### 震度 5 強以上

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・電気司令長より、規制区間内の構造物等に異常がない旨、及び巡回係員等による安全確認のうえ異常がない旨、並びに規制区間内の駅長・区長から構造物等に異常がない旨の報告を受けたのち、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置また規制区間内の終端まで25km/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転士より進路等に異常がない旨の報告を受けたのち、注意運転を解除する。

#### (2) 乗務員の対応

運転士は、強い揺れを感知したとき、または早期地震警報システムを受報したとき、及び運輸司令所長から地震が発生し列車を停止させるよう指示を受けたときは、橋梁、盛土部、隧道等をなるべく避け速やかに停止する。列車停止後、運輸司令所長から運転に関する指示がない場合は、周辺状況をよく確認し、最も安全と認められる取り扱いをする。

### 3 通信情報連絡計画

(1) 各現業長は管轄区域における人的、物的の被害について直ちにその状況を把握し、詳細に対策本部に報告する。

(2) 無線車を災害現場に急派すると共に移動用無線機を携行し、設備保全課、現業区、電気司令所及び運輸司令所と無線により通信連絡を行う。

### 4 避難誘導計画

駅長は地震発生により駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する一方、危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導するとともに、火気使用器具等の使用を停止し出火防止に努める。乗務員は運輸司令所長または最寄駅長の指示に従う。また、その指示を受けることの出来ない場合は最も安全と思われる場所に旅客を誘導する。

#### 5 人命救助、救出計画

負傷者に対する応急措置と最寄りの病院に収容又は救急車要請を手配する。

### 第5節 応急復旧計画

本社に事故・災害対策本部を設置し、あらかじめ定められた組織に従い、本部長の指示により復旧計画、輸送計画、情報の収集と発表、事故原因の究明等を行い、早期復旧と適正対処を期する。

関係各部では、それぞれの内規により人員の招集、復旧資材の運搬等に努めると共に作業計画、復旧見込等を本部長に報告し、早期復旧の徹底を図る。

## 第6章 京浜急行電鉄株式会社防災計画【京浜急行電鉄株式会社】

### 第1節 計画の目的

この計画は、京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」という。）の鉄道における大地震による被害の未然防止ならびに災害発生時の旅客の人命保護と救済および被害の軽減を図ることを目的とする。

### 第2節 施設の現況

#### 1 路線の概況

当社の鉄道線は、本線（泉岳寺～浦賀間）及び支線の空港線（京急蒲田～羽田空港第1・第2ターミナル間）、大師線（京急川崎～小島新田間）、逗子線（金沢八景～逗子・葉山間）、久里浜線（堀ノ内～三崎口間）からなっており、その営業キロは、延長87.0kmである。このうち川崎市内に敷設された鉄道は約7kmである。

#### 2 施設の現況

| 施設名  | 区分 | 箇所数                     | 延長                         | 摘要                     |          |
|------|----|-------------------------|----------------------------|------------------------|----------|
| 橋りょう |    | 9<br>〔本 7<br>大 2〕       | 727m<br>〔本 685m<br>大 42m〕  | 架道橋7箇所含む<br>(本6、大1)    |          |
| 高架橋  |    | 10<br>〔本 10<br>大 0〕     | 1250m<br>〔本 1250m<br>大 0m〕 |                        |          |
| 隧道   |    | 1<br>〔本 0<br>大 1〕       | 456m<br>〔本 0m<br>大 456m〕   |                        |          |
| 線路   |    | 平地部 (本 135m<br>大 3880m) | 盛土部 (本 179m<br>大 0m)       | 合計延長 4194m             |          |
| 駅舎   |    | 木造 (本 0<br>大 1)         | 鉄骨造 (本 2<br>大 4)           | 鉄筋コンクリート造<br>1 (本0、大1) | 合計<br>8駅 |
| その他  |    | 変電所2箇所 (本1、大1)          |                            |                        |          |

(本：本線 大：大師線)

### 第3節 事前対策

#### 1 鉄道施設の耐震化及び安全対策

これまで高架橋および駅施設の耐震化を進めており、今後も計画的に取り組むことにより、人災を未然に防ぎ、震災時における輸送力の確保へと繋げていく。また、土構造物、高架橋・橋りょう、抗土圧構造物、トンネルの通常全般検査を確実な検査サイクルで実施し、変状の早期発見と迅速な補修措置によるパッケージングで安全を図っていく。

## 2 列車無線装置の完備

列車乗務員と総合司令所との業務連絡と通報の迅速を図り、運転業務の円滑な運行管理を行うとともに、災害が発生し列車運行に支障があると認められる時、一斉指令により全列車の緊急停止を行い、併発事故を未然に防止するため、全列車に列車無線を装備している。

## 3 災害用資機材・用品の備蓄

災害時に備え、復旧用資材・用品の備蓄場所を定め所定の数量を確保する。

## 4 乗客に関する一般的知識等の普及処置

(1) 震災に関する一般的知識等の普及

(2) 避難場所の掲示

## 5 防災教育および各種訓練

(訓練項目)

(1) 列車の一旦停止訓練

(2) 列車の減速運転訓練

(3) 情報伝達訓練

(4) 対策本部設置訓練

(5) 安否登録訓練

(6) 踏切道改良促進法施工規則14条3項に基づく連絡訓練

(7) その他の教育訓練

(実施時期・回数)

9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練等に参加する他、各種運動期間中に各職場ごとで訓練を実施する。

その他の教育訓練として、鉄道事故総合対応訓練、テロ対策訓練、津波避難誘導訓練、津波避難者受入訓練を年1回実施する。

## 第4節 災害応急対策

### 1 活動方針

地震等の非常災害に際しては、「鉄道事故・災害対策規程」により、鉄道部門災害対策本部（本章末資料1参照）を設置して、被害を最小限度に防止するとともに、速やかな被害復旧にあたり、輸送の確保を図るものとする。

### 2 地震発生時における緊急措置

#### (1) 運輸司令長の取り扱い

運輸司令長（以下「運輸司令」という。）は地震を感知したときは、震度計を設置してある停車場の駅長または営業主任（信号担当）（以下「震度計設備駅長」という。）および施設司令長（以下「施設司令」という。）から震度の報告を受け、そのいずれかが震度4以上である場合は、震度に応じて、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。

ア 震度4の場合

(ア) 地震発生時

a 列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。

b 駅長（以下「営業主任（信号担当）」を含む。）に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。

- c 施設司令および金沢検車区長（以下「保守担当責任者」という。）に対して、震度を通報する。

(イ) 地震終息後

- a 列車の乗務員に対して、毎時35キロメートル以下の速度での運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。
- b 関係駅長からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障のないことを確認したときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度規制の解除指令を行い、逐次正常運行の確保に努める。

イ 震度5弱の場合

(ア) 地震発生時

- a 列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。
- b 駅長に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。
- c 保守担当責任者に対して、震度を通報する。

(イ) 地震終息後

- a 駅長から停車場構内の運転諸設備について、異常の有無の報告を受けて、その状況を把握する。
- b 前aの報告により列車の運転に支障のないことを確認したときは、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度での運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。
- c 関係駅長からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障のないことを確認したときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度規制の解除指令を行い、逐次正常運行の確保に努める。

ウ 震度5強以上の場合

(ア) 地震発生時

- a 列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。
- b 駅長に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。
- c 保守担当責任者に対して、震度を通報する。

(イ) 地震終息後

- a 駅長から停車場構内の運転諸設備について異常の有無の報告を受け、また保守担当責任者から要注意箇所について異常の有無の報告を受けて、その状況を把握する。
- b 停車場間に停止している列車があるときは、当該列車の停止した場所の最寄り駅長から停車場構内の運転諸設備に異常がない旨の報告と、当該列車の乗務員から見通しの範囲に異常がないことを確認した場合は、施設司令と協議のうえ、旅客の避難誘導のため毎時15キロメートル以下の速度で最寄駅まで運転を指令することができる。この場合駅長に対して、その旨を通報する。
- c 前aの報告により、停車場構内の運転諸設備及び要注意箇所に異常のないことを確認したときは、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度での運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。
- d 関係駅長及び保守担当責任者からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障のないことを確認したときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度規制の解除指令を行い、逐次正常運行の確保に努める。

(ウ) 列車の運転に支障がある場合

地震終息後、駅長、乗務員又は保守担当責任者から列車の運転に支障があること、又は要注意箇所にも異常があることの通報を受けたときは、その状況及び復旧見込みを把握し、当該箇所の関係責任者又は乗務員に対して速やかに適切な指令を行う。

(2) 駅長の取り扱い

駅長は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令から震度4以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、震度に応じて、次の各号に定める取扱いをしなければならない。また、震度計設備駅長は、地震を感知したときは停車場備え付けの震度計により震度を確認し、その震度を速やかに運輸司令に報告しなければならない。

ア 震度4の場合

(ア) 地震発生時

列車の乗務員に対して、その旨を通告し、列車の出発を見合わせる。この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。

(イ) 地震終息後

- a 速やかに管轄する停車場構内の運転諸設備の目視点検を行い、列車の運転に対する支障の有無を把握する。
- b 列車の運転が再開されたのち、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、その列車の乗務員から運転した区間と、その区間における線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令に対する報告は、後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明したのちに行う。
- c 運輸司令から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運行の確保に努める。

イ 震度5以上の場合

(ア) 地震発生時

列車の乗務員に対して、その旨を通告し、列車の出発を見合わせる。この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。

(イ) 地震終息後

- a 速やかに管轄する停車場構内の運転諸設備の目視点検、動作試験等を行い、速やかに列車運転に対する支障の有無を運輸司令に報告する。
- b 運輸司令から列車の運転を再開した旨の通報を受け、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、その列車の乗務員から運転した区間とその区間における線路等の状態の列車の運転に対する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令に対する報告は後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明したのちに行う。
- c 運輸司令から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運行の確保に努める。

ウ 列車の運転に支障がある場合

地震終息後列車の運転に支障があることを確認したときは、列車防護等を行い、列車を停止させ、又は列車の出発を見合わせるとともに、運輸司令にその状況を報告する。

エ 通信が途絶したとき

通信が途絶したときは、線路その他施設に異常があったとみなし、管轄する停車場間に列車を確認したときは、旅客及び乗務員の安否と線路その他施設の状況を把握する。

オ 旅客の避難誘導

常時、旅客の動態を把握し、適切な放送により、旅客の混乱防止と秩序維持に努めるとともに、危険と思われるときは、旅客を安全と思われる場所へ避難誘導すること。この場合、被害を認めたときは、救急の手段に最善を尽くす。

### (3) 乗務員の取り扱い

乗務員は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令もしくは駅長から震度4以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。

#### ア 地震発生時

橋りょう、トンネル及び踏切道を避けて安全と思われる場所に速やかに列車を停止させる。

#### イ 地震終息後

(ア) 運転再開の指令を受けたときは、指定された速度以下で注意運転を行う。この場合、特に線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を確認する。

(イ) 最寄りの報告指定駅へ到着したときは、駅長に対して運転した区間とその区間における線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を報告する。この場合、通過する列車であるときは列車を停止させて報告する。

(ウ) 運輸司令から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運行に復するよう努める。

#### ウ 列車の運転に支障がある場合

列車の運転再開後、列車の運転に支障があることを確認したときは、列車を停止させ、運輸司令にその状況を報告する。この場合、隣接線路が支障しているときは、隣接線路を運転する列車の停止手配をとる。

#### エ 旅客の避難誘導

列車を停車場間の途中で停止させ、その停止した場所が危険となったときは、旅客を安全と思われる場所へ避難誘導する等、臨機の処置をとる。この場合、乗務員相互に協力して、併発事故の防止を考慮するとともに旅客の混乱防止と秩序維持に努める。

### (4) 保守担当責任者の取扱い

保守担当責任者は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令から震度4以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、震度に応じて、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。

#### ア 震度4又は5弱の場合

施設司令は、保線区長、土木区長、建築区長、変電区長、電力区長および通信区長（以下「施設関係区長」という。）に、金沢検車区長は新町検車区長及び久里浜検車区長（以下「車両関係区長」という。）に、それぞれ地震の発生とその震度を通報する。運転再開後、保守担当責任者は、線路その他の点検を行なうとともに、これを施設関係区長および車両関係区長に要請する。

#### イ 震度5強以上の場合

(ア) 前号に定めるほか、地震終息後速やかに要注意箇所の点検を行うとともに、これを施設関係区長及び車両関係区長に要請する。

(イ) 諸点検の結果と施設関係区長及び車両関係区長からの報告に基づき、列車運転に対する支障の有無を運輸司令に報告する。

### (5) 施設司令の取り扱い

運輸司令より地震発生 of 通報を受けた施設司令（震度計測定担当者）は、各震度計の指示値を確認し、速やかに運輸司令に報告する。

## 第5節 応急復旧対策

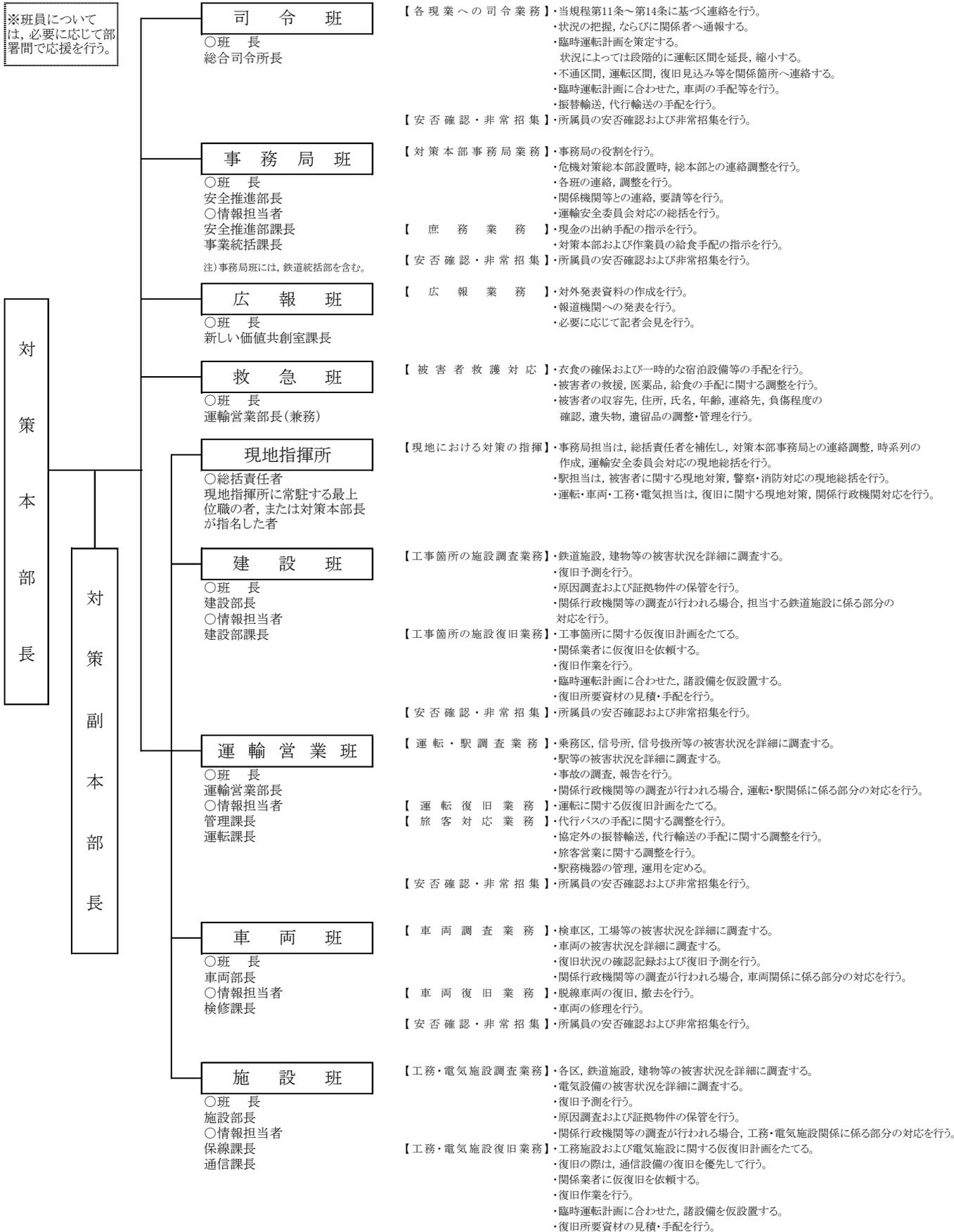
- 1 地震等の非常災害により事故が発生したときは、死傷者の救護を最優先とし、二次災害の防止に万全を講じるとともに、その救急措置及び復旧については「鉄道事故・災害対策規程」等により最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行うものとする。
- 2 防災機関および地域防災組織との連絡方法  
主に、本章末資料2連絡系統図により実施する。
  - (1) 「鉄道事故・災害対策規程」に基づき、所轄警察署、所轄消防署へ速報する。
  - (2) 「鉄道事故・災害対策規程」に基づき、特殊車両の出動要請、救急医療機関へ連絡する。

資料（本章末資料1 鉄道部門災害対策本部の組織ならびに業務分掌）（本章末資料2 連絡系統図）

# 資料1 事故対策本部の組織及び業務分掌

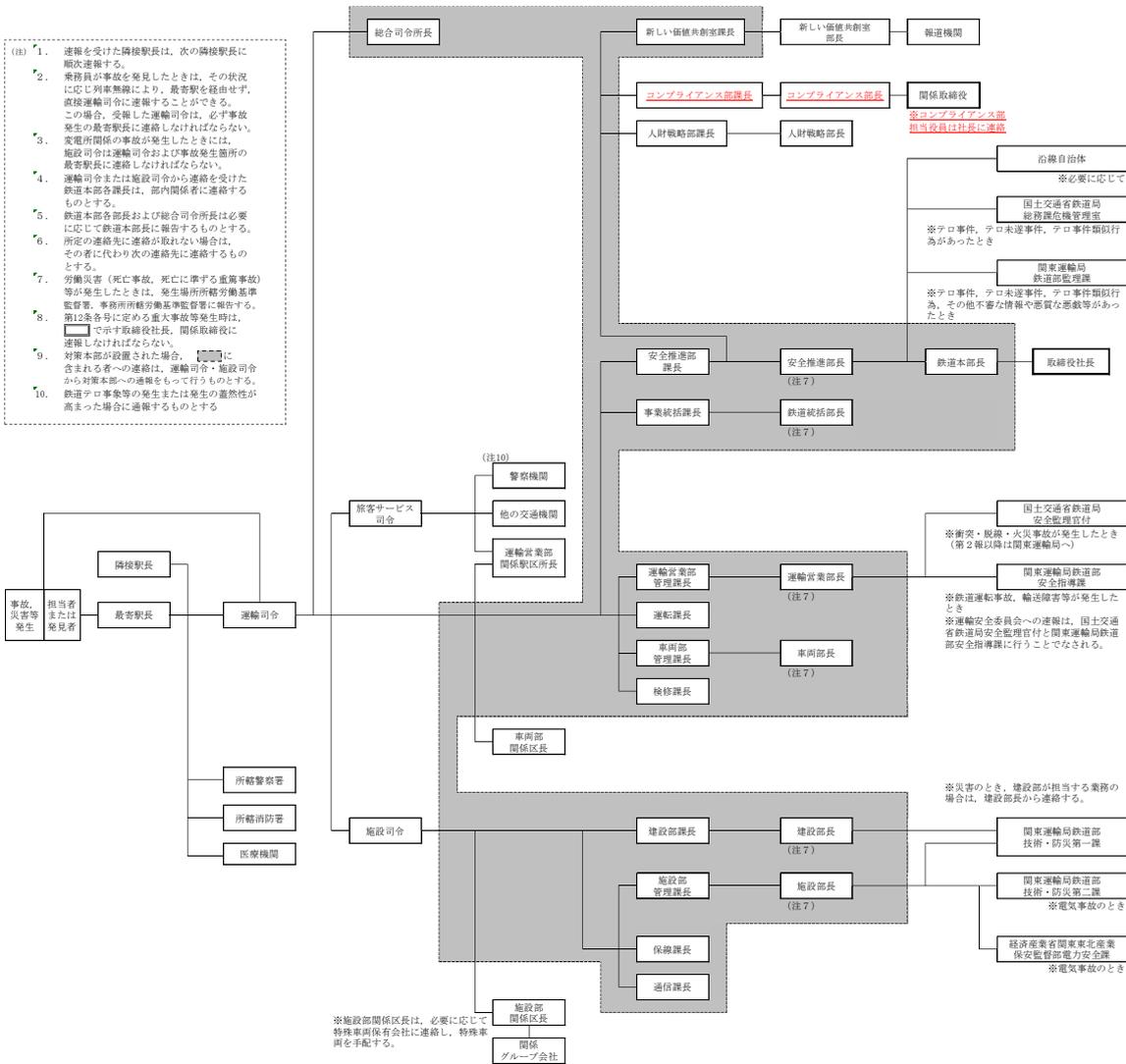
## 資料1 対策本部の組織及び業務分掌

※班員については、必要に応じて部署間で応援を行う。

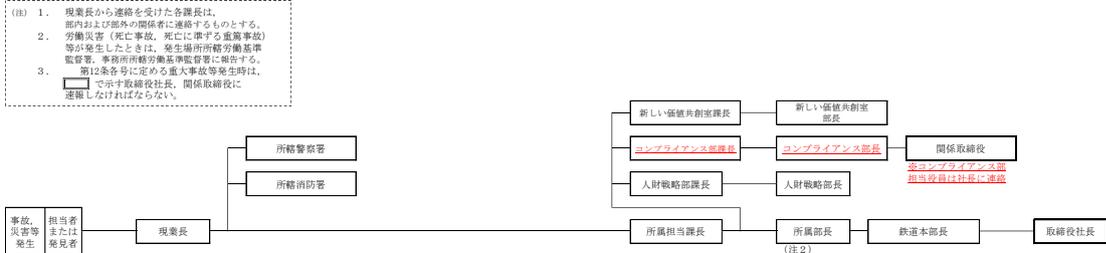


# 資料2 連絡系統図

## その1 鉄道運転事故、電気事故、災害等



## その2 業務上の死傷事故および火災盗難等



## 第7章 京王電鉄株式会社防災計画【京王電鉄株式会社】

### 第1節 計画の目的

この計画は、震災に関する予防、応急活動、および復旧について定め、旅客の安全確保を第一に、二次災害を最小限にとどめ公共輸送機関としての社会的責任を果たすことを目的とする。

### 第2節 施設の現況

京王電鉄全線84.7kmのうち、川崎市内に敷設してある 2.927kmの施設の現況は、次のとおりである。

| 施設名  | 区分 | 箇所数 | 延長 (m) | 摘要                           |
|------|----|-----|--------|------------------------------|
| 橋梁   |    | 1   | 146    |                              |
| 高架橋  |    | 6   | 1,762  |                              |
| トンネル |    | 1   | 73     |                              |
| 盛土   |    | 4   | 611    | 若葉台構内～トンネル                   |
| 駅舎   |    | 2   |        | 京王稲田堤駅：高架鉄骨造<br>若葉台駅：高架ブロック造 |

### 第3節 事前対策

#### 1 施設点検

諸施設は定期的に点検を行い、不良箇所の早期発見に努める。

#### 2 環境の把握

隣接工事による地形等、環境の変化を充分把握し、災害防止に努める。

#### 3 通信施設の完備

緊急時に総合指令所から一斉指令により直ちに全列車の運転を停止することのできる列車無線装置や指令電話装置、一斉放送装置等を備え、連絡体制を確立する。

#### 4 応急資材等の備蓄

災害応急活動に必要な資機材を備蓄し、災害復旧体制を確立する。

#### 5 旅客の避難誘導措置

旅客を安全に避難をさせるため、あらかじめ避難場所を定め、駅の場合は、自衛消防組織の各任務分担により避難誘導班が混乱を生じないように誘導する。

また、列車の旅客を駅間途中で降車させる場合は、安全を確保するとともに、パニック防止に留意し、適切に誘導する。

### 第4節 応急対策

#### 1 地震発生時の措置

(1) 管区長は、地震により線路の支障等があると認めた場合は、列車の運転を見合わせる。また、通過列車であってもこれを停車させなければならない。

(2) 乗務員は、地震を感知し列車の運転が危険な状況にあると認めた場合、または運輸指令所長から停車の指令を受けたときは、直ちに列車を停止させなければならない。この場合、橋梁上

等の危険な箇所は避けなければならない。

- (3) 運輸指令所長は、当社の地震計により6カイン以上の地震を感知したときは運転中の全列車に対し、直ちに停車するように指令し、次の取扱をする。

| エリア | 運転規制区間                        | 帰属地震計                           |
|-----|-------------------------------|---------------------------------|
| 1   | 京王新線                          | 笹塚・下北沢                          |
| 2   | 京王線（新宿～つつじヶ丘）                 | 笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘               |
| 3   | 京王線（つつじヶ丘～京王八王子）<br>競馬場線、動物園線 | <u>京王多摩川</u> ・府中・聖蹟桜ヶ丘・長沼       |
| 4   | 高尾線                           | 長沼・高尾山口                         |
| 5   | 相模原線                          | <u>京王多摩川</u> ・聖蹟桜ヶ丘・京王多摩センター・橋本 |
| 6   | 井の頭線                          | 笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘               |

① 6カイン以上～12カイン未満と判明したエリア

- ア 列車の乗務員に対し、速度25km/h以下の注意運転と、線路等の状況の確認を指令する。異常を認めない場合は、運転速度規制の緩和をするまで注意運転の継続を指令する。
- イ 各現業長（技術系職場を含む）に対し、直ちに駅構内および要注意箇所の点検を指令する。
- ウ 各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、状況により順次運転速度規制の緩和を指令する。

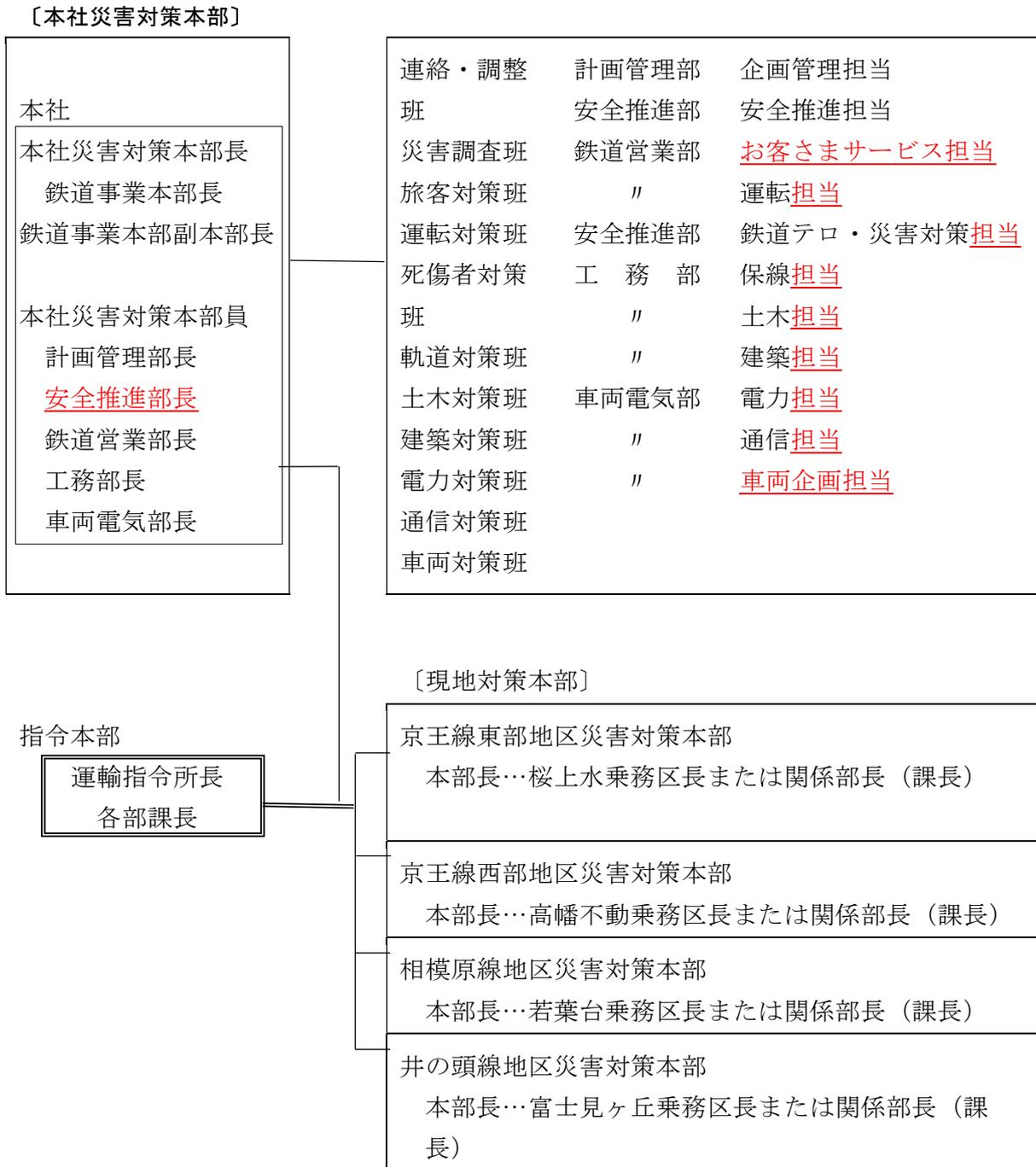
② 12カイン以上と判明したエリア

- ア 現業長（技術系職場を含む）に対し、直ちに所属員を配置してエリア内全線にわたり点検を指令する。
- イ 各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、列車の運転再開を指令し、状況により順次運転速度規制の緩和を指令する。
- ウ 20カイン未満の場合で、駅間に停車した列車に対し、「線路・架線・踏切道・線路脇の建築物の状態に注意しかつ、速度15km/h以下のいつでも停車できる速度」で、最寄の停車場（有人・無人を問わず）または、後方停車場（退行した方が安全と判断した場合）まで移動することおよび旅客の避難を行った後、運転を見合わせることを指令する。

- (4) 点検箇所、通常運転に復する場合の運転方等は、各部の防災取扱規則に定める。
- (5) 管区長は、状況により予め定めてある避難場所および広域避難場所に旅客を案内する。
- (6) 列車内の旅客を避難誘導する場合は、周囲の安全を確認し、併発事故を防止しなければならない。

## 第5節 応急復旧計画

1 地震等で災害が発生した時は「防災取扱規則」「鉄道事故取扱規則」に基づき、本社と被災現場に災害対策本部（次表）を設置し、生命の安全確保を最優先に、従事員の招集、情報の収集、資材の運搬等に努め、二次災害の防止に万全を講じて早期復旧を図る。



## 第8章 小田急電鉄株式会社防災計画【小田急電鉄株式会社】

### 第1節 計画方針

鉄道事業の総合的、計画的な防災対策の整備推進を図り、旅客および従業員の安全確保と更には沿線自治体との協調、協力を前提に広域的な防災計画とすることで、安全・安心で災害に強い鉄道を実現し、公共輸送機関としての使命を達成することを基本方針とする。

### 第2節 路線の現況

小田急電鉄全線120.5kmのうち、川崎市内14.8kmの施設の現況は、次のとおりである。

| 区分<br>施設名 | 箇所数 | 延長 (m) | 摘要                         |
|-----------|-----|--------|----------------------------|
| 橋梁        | 40  | 806    | 多摩川橋梁は別線の為2橋梁と計上           |
| 高架橋       | 18  | 639    |                            |
| トンネル      | 3   | 364    |                            |
| 盛土        | 37  | 4,163  | 小田急管理台帳の箇所数とする             |
| 駅舎        | 11  |        | 小田原線：登戸～柿生<br>多摩線：五月台～はるひ野 |
| 変電所       | 3   |        |                            |

### 第3節 事前対策

#### 1 各施設の耐震性強化等整備計画

構造物の設計は、社内制定の鉄道技術実施基準に基づくほか、関係法令を準拠して実施する。また、構造物、建築物及び設備等の点検は、社内制定の鉄道技術実施基準に基づき定期的を実施し、機能の維持に努める。

#### 2 早期地震警報システムの運用

早期地震警報システムを運輸司令所に設置しており、当社鉄道施設への被害を予測した場合、緊急信号を発報し列車を停止させる。

#### 3 応急用品の点検整備等

応急用資材の種類、数量、配置場所等については、社内の規定に定め、定期的に点検整備を行い災害発生時の応急措置に備える。

#### 4 通信（連絡）手段の確保

自社設備の列車無線、鉄道内線電話、専用回線電話、現場携帯端子電話及び外部設備の衛星携帯電話、NTT固定電話、携帯電話を配置する。

#### 5 防災教育及び訓練

異常時において的確かつ迅速な行動ができるよう、次の訓練等を実施する。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 情報収集と伝達訓練
- (3) 旅客避難・誘導訓練
- (4) 従業員避難訓練

## 第4節 応急対策

### 1 対策本部の設置

大規模地震により災害が発生、又は地震により甚大な損失を受けると判断した場合は、社内制定の「危機管理規則」、「大規模地震事業継続計画（地震BCP）」に基づき、本社に総合対策本部を、また、状況により鉄道現地対策チームを設置し、人命救助、被害の拡大防止、復旧活動及び広報活動を行う。

（本章末資料1 総合対策本部組織 参照）

### 2 発災直後における運転取扱

#### （1）列車の停止手配

- ① 乗務員は運転中に強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。
- ② 前項により列車を停止させる場合、列車の停止位置が築堤、切取り、トンネル、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、安全と思われる場所に列車を移動する。
- ③ 運輸司令所長に通告しその後の指示を受ける。

#### （2）地震計の計測値が40ガル以上99ガル以下の場合

- ① 全線の列車に対し緊急停止を指令する。
- ② 関係駅区所長に点検を指示し施設等の異常の有無を確認する。
- ③ 「鉄道防災計画【地震災害編】」に基づき、当社設置の地震計の計測値により構内点検、線路点検および運転規制を実施する。
- ④ 異常を認めない区間より平常運転に復す。

#### （3）地震計の計測値が100ガル以上の場合

- ① 駅間に停車した列車の乗務員は、旅客の降車誘導を行う。
- ② 振動停止後、徒歩点検を基本に駅構内、駅間の点検を実施する。
- ③ 150ガルを計測した区間については試運転列車による確認を行う。
- ④ 点検終了後、異常を認めない区間より注意運転を開始する。注意運転終了後、異常を認めない区間より平常運転に復す。

### 3 震災時の初動措置

#### （1）非常招集

災害が発生し、総合対策本部及び現地対策チームを設置する場合は、各部門の「緊急動員手配系統図」により関係従業員の非常招集を行う。

#### （2）応急措置

被災地の当該現業長は、現地対策チーム長が到着するまでの間、災害現場の状況を的確に把握し、人命を最優先とする応急措置を行う。

#### （3）初期消火及び火災防御活動

社内規則の「防火管理規則」に基づき、初期消火及び火災防御活動を行う。

#### （4）旅客の避難及び避難誘導

##### ① 駅長の取扱

構内放送等により広域避難場所又は安全と思われる避難場所（駅前広場、運動場等）への避難を案内する。

##### ② 乗務員の取扱

安全な場所に列車を停止させる。また、更に車内が危険であると判断した場合は、車内放送等により旅客に対して、降車及び避難場所への避難を案内する。

(5) 救助及び初期救護活動

車内及び駅施設内等で負傷者が発生した場合は、直ちに救急機関へ通報するとともに救助と応急手当に努める。

(6) 防災機関及び防災組織への情報提供・出動要請

関係官庁、関係自治体、警察署、消防署及び医療機関等への情報提供、出動要請は、別途定める経路によりの確に行う。

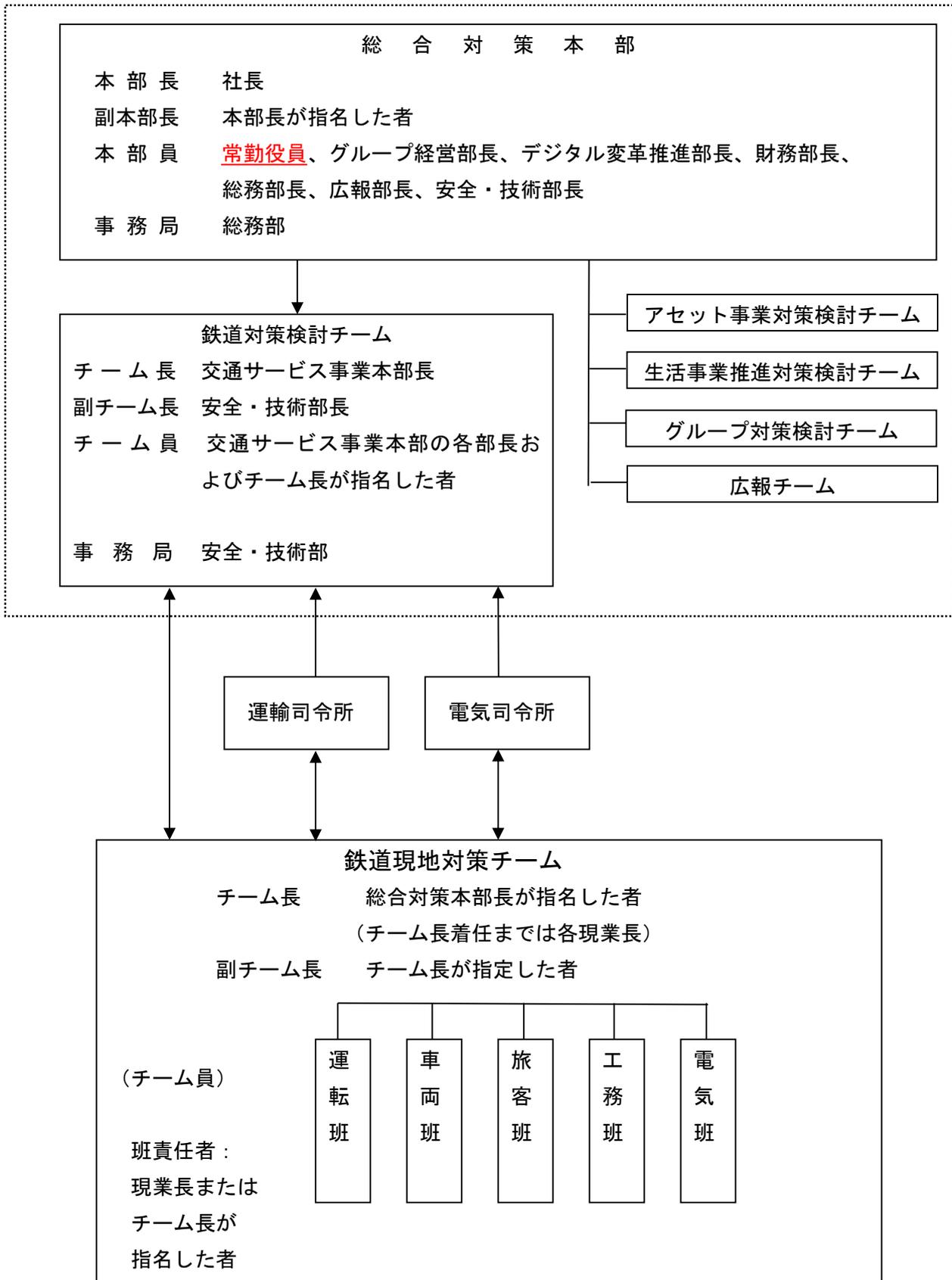
## 第5節 災害復旧

- 1 総合対策本部は、大規模地震に関する被害、経過、緊急措置等の状況を把握したうえで災害復旧を実施する。
- 2 災害復旧は、負傷者の救出救護と安全の確保を最優先に実施する。
- 3 災害復旧にあたっては、必要により関係官庁、関係自治体、警察署等に通報し協力を要請する。

### 資料

(本章末資料 総合対策本部組織)

総合対策本部組織



## 第9章 首都高速道路株式会社防災計画【神奈川県】

### 第1節 計画方針

この計画は、首都高速道路等に係る地震その他の災害に対処するため、首都高速道路㈱が実施する、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等について定め、防災対策の総合的かつ有機的な推進を図り、もってお客様等の安全を図りつつ、首都高速道路を災害から保護するとともに、災害時における道路交通機能を維持し、緊急交通路及び緊急輸送道路としてその社会的役割を充分発揮できるよう、国、関係都道府県等及び関係防災諸機関等と相互に緊密な連携を保ちつつ、地震その他の災害に対する万全の措置を講ずることを目的とする。

### 第2節 施設の現況

#### 1 道路の現況

| 名称                             | 市内延長                                 | 入口                                    | 出口   | 非常電話                          | 非常口                           |
|--------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------|
| 高速神奈川1号横羽線<br>(神奈川県道高速横浜羽田空港線) | 6.4km                                | 〔上り〕<br>浜川崎、大師<br>〔下り〕<br>浅田          | 〔上り〕<br>浅田<br>〔下り〕<br>大師、浜川崎                         | 上り 9箇所<br>下り 9箇所              | 上り 16箇所<br>下り 16箇所            |
| 高速湾岸線<br>(神奈川県道高速湾岸線)          | 8.7km                                | 〔東行き〕<br>東扇島、浮島<br>〔西行き〕<br>浮島、東扇島    | 〔東行き〕<br>東扇島、浮島<br>〔西行き〕<br>浮島、東扇島                   | 東行き47箇所<br>西行き43箇所            | 東行き 6箇所<br>西行き 5箇所            |
| 高速神奈川6号川崎線<br>(川崎市道高速縦貫線)      | 5.5km<br>(営業中)<br><br>2.4km<br>(建設中) | 〔上り〕<br>殿町、大師<br><br>〔上り〕<br>富士見(建設中) | 〔上り〕<br>大師<br><br>〔下り〕<br>殿町<br><br>〔下り〕<br>富士見(建設中) | 上り 23箇所<br>下り 28箇所<br><br>建設中 | 上り 16箇所<br>下り 14箇所<br><br>建設中 |
| 計                              | 23.0km                               | —                                     | —  | —                             | —                             |

・建設中の出入口名は仮称。

#### 2 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」(建設省道路局：平成7年5月)やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月)に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように高架橋の安全性を強化する対策を実施している。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、自動車の運転者などは、これらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。

### 3 トンネルの現況

| トンネル名 | 路線名   | 延長<br>m | 通報・警報設備 |               |       |                 |     | 消火設備 |      |       | 避難<br>設備<br>誘導<br>(非常口<br>(高速上扉)) | その他設備  |        |      |           |            |
|-------|-------|---------|---------|---------------|-------|-----------------|-----|------|------|-------|-----------------------------------|--------|--------|------|-----------|------------|
|       |       |         | 非常電話    | 押ボタン式<br>通報装置 | 火災検知機 | トンネル入口<br>警報表示板 | 信号機 | 消火器箱 | 泡消火栓 | 水噴霧設備 |                                   | ラジオ再放送 | 監視用テレビ | 換気設備 | 消火水槽<br>t | 水噴霧水槽<br>t |
| 多摩川   | 高速湾岸線 | 2,170   | 47      | 90            | 183   | 2               | 有   | 178  | 90   | 有     | 68                                | 有      | 46     | 有    | 379       | 消火兼用       |
| 川崎航路  | 高速湾岸線 | 1,954   | 39      | 80            | 162   | 2               | 有   | 158  | 80   | 有     | 62                                | 有      | 43     | 有    | 384       | 消火兼用       |
| 大師    | 6号川崎線 | 1,060   | 23      | 67            | 95    | 3               | 有   | 47   | 47   | 無     | 11                                | 有      | 46     | 有    | 230       | 無          |

### 第3節 事業計画

#### 1 事業計画の概要

- (1) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、お客様の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。
- (2) 災害時に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

#### 2 実施計画の内容

##### (1) 高架橋の安全性の強化

- ア 落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化
- イ 地盤の液状化により生じる地盤流動に対する対策の実施

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は、平成10年度をもって完了している。

- (2) 道路構築物、管理施設等の常時点検
- (3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

### 第4節 応急対策計画

#### 1 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、別に定める首都高速道路(株)「防災業務計画」に基づき緊急体制、非常体制等、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

#### 2 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- (1) 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車

両の通行に利用されるため、首都高速道路(株)は県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。

- (2) お客様の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

### 3 災害時の広報

お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客様に提供する。

### 4 緊急道路啓開

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物の除去を実施する。

### 5 復旧対策

- (1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- (2) 災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

## 第10章 中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター防災計画

### 【中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター】

#### 第1節 計画の目的

この計画は、横浜保全・サービスセンターの管理する道路において、地震、大雨、暴風、火災等により災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、これを未然に防止し、又はその被害の拡大を防ぎ、復旧を迅速に行うために処理すべき事項を定め、もって道路構造の保全と円滑・安全な交通確保を図ることを目的とする。

#### 第2節 防災体制

##### 1 防災体制

防災体制及び特別巡回（以下「防災体制等」という）は、次のとおりとする。

- (1) 特別巡回 「資料1」に定める基準に達したとき。  
その他必要があると認められるとき。
- (2) 警戒体制 「資料1」に定める基準に達したとき。  
管内に大雨或いは暴風等の警戒が発令されたとき。  
その他必要があると認められるとき。  
災害が発生する恐れのあるとき。
- (3) 緊急体制 「資料1」に定める基準に達したとき。  
通行止めを必要とするとき。  
災害が発生したとき。
- (4) 非常体制 重大な災害が発生し、通行止めが広範囲又は長期間となる場合。

##### 2 防災体制等発令基準

防災体制の発令基準は、「資料1」によるものとする。

##### 3 防災体制等における組織及び事務分掌

###### (1) 防災体制

###### 地 震

地震時における警戒体制及び緊急体制の組織、構成員を定め実施するものとする。

###### (2) 特別巡回

###### 地 震

地震時における特別巡回は、別に定める「震災点検要領」に従って実施するものとするが、管内を速やかに巡回させるものとする。

##### 4 社員等の緊急連絡体制

平日夜間及び休日における社員等の緊急連絡体制は、東京支社川崎道路管制センター（以下「管制センター」という）より当番班長に連絡するものとする。

#### 第3節 交通規制等

##### 1 交通規制

- (1) 交通規制の基準

「資料1」に定める基準に達した時に実施する所定の交通規制のほか、災害が発生したときは、その形態・状況に応じた交通規制を東京支社防災担当部署（以下「支社」という。）及び管制センターに通知し、実施する。

この場合、警視庁、神奈川県警察高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）と協議するものとする。

## (2) 交通規制の実施

交通規制の実施方法は、路上作業要領・規制の手引き等に基づき実施する。

通行止めの場合は、料金所における流入規制とともに、人員が揃い次第本線閉鎖用規制機材等を用いて速やかに通行止めの措置を講ずるものとする。

## 2 滞留車両対策

### (1) 休憩施設内の駐車車両対策

「資料1」に定める基準で通行止めが予測される場合は、事前に料金所、休憩施設管理者にその旨を連絡し、規制実施に伴う混乱の防止に努めるものとする。

### (2) 本線滞留車両措置

地震時の停車車両を除き、異常気象時における通行止めの規制を実施したときは、原則として最寄りインターチェンジより車両を流出させるものとする。

なお、災害の発生或いは発生の恐れがあるため、最寄りのインターチェンジより流出させることが不可能な場合は、支社、高速隊と協議のうえ、中央分離帯開口部等により誘導によって反転させ排除する等の措置を講ずる場合もある。

## 3 情報提供

周辺道路管理者

交通規制の情報は、管制センターの所掌する所定の可変情報板等の操作及び連絡体制によるほか、通行止めを実施したときは、周辺道路管理者等と情報を相互に交換し、周辺の道路状況を把握するとともに、混乱の防止に努めるものとする。

## 第4節 応急復旧対策

### 1 応急復旧の基本方針

災害が発生した場合、通行車両の安全を図るための交通規制の実施とともに、速やかに応急復旧作業に着手するものとする。

この場合、一車線／方向の確保を図ることを一目標として、早急に安全対策を実施するものとする。

なお、災害が発生する恐れのある場合についても、上記と同様とする。

### 2 災害復旧備蓄材

災害復旧を迅速に実施するため、災害復旧用備蓄材等を常に整備しておくものとする。

### 3 応援体制

#### (1) 応援協力会社

災害が発生した場合、早期に労務・資機材等を調達するため、建設会社等に協力・応援を要請するものとする。

#### (2) 応急復旧工事

応急復旧工事は、小規模な場合を除き交通を確保するための応急対策工事と、道路構造保全

のための復旧工事にわけられるが、復旧工事での手戻り工事等を極力少なくする広報の選択等に配慮しておくものとする。

#### 資料

(本章末資料 1 保全・サービスセンターにおける風水害・地震防災体制発令基準及び道路通行規制等基準)

資料1 風水害・地震等防災体制発令基準と道路通行規制等基準

| 特別発令基準                  | 注意体制   | 特別注意体制   | 警報体制   | 緊急体制   | 非常体制   |
|-------------------------|--|--|--|--|--|
| 地震                      | 気象庁より南海トラフ地震臨時情報(「備中」)が発表された場合   | 管内の各市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合<br>震度6以上の大きな地震が予想される場合であり、緊急地震速報を特別警報に位<br>置づけ)     | 次の各号の一に該当する場合<br>一 計測震度4以上の地震が発生した場合★1<br>二 気象庁より南海トラフ地震臨時情報(「巨大地震注意」又は「巨大地震警戒」)が発表された場合<br>三 権限(仮)管内において計測震度が0.0未満かつ、支社管内の他保安サービスセンターにおいて非常警報が発令された場合 | 次の各号の一に該当する場合<br>一 震名(震源→震央) : 計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1<br>震源(震源→震央)→震大震 : 計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1<br>震大震(震大震→震源) : 計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1<br>新湘南バイパス : 計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1<br>二 点検の結果、地震による被害が確認され、通行止めを必要とする場合 | 次の各号の一に該当する場合<br>一 計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1<br>二 気象庁より東海地震注意情報又は注意警報が発表された場合<br>三 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合<br>四 死者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合 |
| 異常降雨                    | 次の各号の一に該当する場合<br>一 時間雨量が、注意体制発令基準値に達した場合★2<br>二 管内の各市町村に対して気象庁より大雨警報が発令された場合 | 管内の各市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合<br>(台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合)              | 次の各号の一に該当する場合<br>一 継続雨量が、警戒発令基準値に達した場合★2<br>二 異常が発見され、点検が必要と判断された場合  | 次の各号の一に該当する場合<br>一 継続雨量が、緊急発令基準値に達した場合★2<br>二 総合雨量が、緊急発令基準値に達した場合★2<br>三 点検等により、通行止めが必要と判断される場合  | 次の各号の一に該当する場合<br>一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合<br>二 死者が多数にのぼった場合、その他 社会的影響が甚大である場合<br>三 所長が必要と認める場合   |
| 強風(台風)                  | —  | 管内の各市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合<br>数十年に一度の強度の台風や同程度の強帯低気圧により強風が吹くと予想される場合)          | 次の各号の一に該当する場合<br>一 10分間平均風速が15m/sに達した場合<br>二 異常が発見され、点検が必要と判断された場合   | 10分間平均風速が20m/s以上を継続し、通行止めが必要と判断される場合   | 次の各号の一に該当する場合<br>一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合<br>二 死者が多数にのぼった場合、その他 社会的影響が甚大である場合<br>三 所長が必要と認める場合   |
| 津波<br>【対象路線<br>新湘南バイパス】 | —  | 管内の各市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合<br>(高いところで3mを超える津波が予想される場合であり、大津波警報を特別警報に位置づ<br>ける) | 津波警報(津波)が発表された場合   | 津波警報(特別警報)が発表された場合   | 次の各号の一に該当する場合<br>一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合<br>二 死者が多数にのぼった場合、その他 社会的影響が甚大である場合<br>三 所長が必要と認める場合   |
| 霧                       | —  | —  | I 視界が100mを下回り、危険と判断される場合<br>II 視界が100mを下回り、危険と判断される場合  | 次の各号の一に該当する場合<br>一 視界が50mを下回り、通行止めが必要と判断される場合<br>二 道員等により通行止めが必要と判断される場合   | 次の各号の一に該当する場合<br>一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合<br>二 死者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合<br>三 所長が必要と認める場合  |
| 事故                      | 事故等が発生して通行止め等を実施した場合※1   | —  | 事故等が発生して通行止めを実施した場合で、次の各号の一に該当する場合※2<br>一 道路構造物等が損傷を受け、復旧に時間を要する場合<br>二 死傷者又は事故対象車両が比較的多い場合<br>三 トンネル火災により通行止めを行った場合                                   | 事故等が発生して通行止めを実施した場合で、次の各号の一に該当する場合<br>一 通行止めが長時間に及ぶと予想される場合<br>二 死傷者又は事故対象車両が多い場合<br>三 周辺地域に影響を及ぼした場合  | 事故等が発生して通行止めを実施した場合で、次の各号の一に該当する場合<br>一 死傷者が多数にのぼった場合<br>二 事故対象車両が非常に多い場合<br>三 周辺地域に大きな影響を及ぼした場合<br>四 自治の責に帰する可能性がある場合<br>五 所長が必要と認める場合    |
| その他                     | —  | —  | 次の各号の一に該当する場合<br>一 災害の占せられる場合<br>二 気象事象(異常降雪、強風を除く)により、通行止めになり得る場合   | 次の各号の一に該当する場合<br>一 災害により通行止めとなった場合<br>二 気象事象により通行止めとなった場合<br>三 社会的影響が大きいと判断した場合  | 次の各号の一に該当する場合<br>一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合<br>二 死者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合<br>三 所長が必要と認める場合  |
| 道路通行規制等基準               | 高度規制の指標<br>(上22※1に該当するものは除く)   | —  | 速度規制の指標  | 通行止め   | 通行止め   |

★1 設置された地震計が不測の事象によって計測されなかった場合、市区町村における震度観測(気象庁発表)を代替基準として、次のとおり適用するものとする。  
(震度6弱以上は計測震度5.5以上とし、異常体制とし、震度7強以上は計測震度5.0以上5.5未満とみなし、緊急体制とし、震度8は計測震度4.0以上4.5未満とみなし、警戒体制とする。)

★2 異常降雨における特別発令基準値は、実態情報によるものとする。

(令和8年 月 日 川崎市防災会議決定)

---

令和7年度修正

# 川崎市地域防災計画 (震災対策編)

編集発行 川崎市防災会議

[事務局] 川崎市危機管理本部危機管理部  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
TEL 044(200)0337

---